

第1節 組織体制の確立

1 災害対策本部等の設置

大規模災害の発生時においては、市民からの災害通報及び防災関係機関等からの災害情報が集中し、混乱と錯綜の状態となることが予想されるため、市は迅速に組織体制の確立を図り災害通報及び情報を的確に処理するものとする。

(1) 配備体制

一般的に風水害においては、気象台の気象推移等予測により災害の発生が予見可能であり、気象警報の発表以前に配備体制をとるべき時期・条件を確立することにより、事後の対応を円滑に行うことができる。このため、風水害において気象警報の発表が予測される場合、警報の発表に先立ち、各部長による災害対応協議を行い事後の配備体制等の対応方針を確立することとする。

① 災害種別による配備体制は、次表のとおりとする。

ア 風水害

配備体制		設置基準	設置場所	
災害連絡室		波浪警報以外の警報が発表されたとき	災害連絡室	防災危機管理課
			各対策班	各所属課
災害警戒本部		波浪警報以外の警報が発表され、かつ災害対策連絡室が警戒本部への移行が必要と判断したとき	災害警戒本部	庁議室or5階大会議室
			各対策班	各所属部・課
災害対策本部 (非常体制)	【第1次体制】	波浪警報以外の警報が発表されかつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき	災害対策本部	5階大会議室
			各対策部(班)	各所属部・課
	【第2次体制】	特別警報が発表されたとき	災害対策本部	5階大会議室
			各対策部(班)	各所属部・課

水防本部の配備体制(災害対策本部が設置された場合は災害対策本部に統合)

配備体制	設置基準	参集場所	
水防本部 (準備体制)	大雨、高潮注意報が発表されたとき。	水防本部	都市整備課
		各課	各所属課
水防本部	大雨、高潮警報が発表されたとき。	水防本部	都市整備課
		各課	各所属課

イ 火山

配備体制	設置基準	設置場所	
災害連絡室	福岡管区气象台が鶴見岳・伽藍岳に係る火山の状況に関する解説情報(臨時)又は火口周辺警報(噴火警戒レベル2又は3)を発表したとき	災害連絡室	防災危機管理課
		各対策班	各所属課
災害警戒本部	福岡管区气象台が鶴見岳・伽藍岳に係る噴火警報(レベル4)を発表したとき	災害警戒本部	庁議室or5階大会議室
		各対策班	各所属部・課
災害対策本部	福岡管区气象台が鶴見岳・伽藍岳に係る噴火警報(レベル5)を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	災害対策本部	5階大会議室
		各対策部(班)	各所属部・課

(2) 災害対策本部の設置時刻

原則として、災害の発生直後から概ね1時間以内に、災害対策本部を設置するものとする。

(3) 災害対策本部の責任体制の強化

災害の発生から1時間以内に何らかの理由により、本部長、副本部長の登庁が遅れた場合は、災害対策本部条例第2条第2項の規定にかかわらず、防災局長がその責務を代行する。

また、各対策部長及び班長についても、同様の措置を行い、責任体制の強化を行うものとする。

(4) 災害対策本部の設置場所

- ① 災害対策本部は、基本的に別府市庁舎内へ設置するものとする。
- ② 災害対策本部の移設については、災害状況等を勘案し災害対策本部長が決定するものとする。

(5) 災害対策本部の設置手順

災害の発生が予想され、総合的な対策を要するなどの設置基準に至り災害対策本部長が要すると判断したとき、災害対策本部を設置するものとする。

なお、災害対策本部の設置から、災害が終息し解散するまでの手順は次のとおりとする。

① 防災会議の非開催

平成8年1月の災害対策基本法一部改正により、防災会議の意見を要しないこととなったが、火山災害については、現象の確認から発災までの期間に防災会議の開催が可能であるとともに、人身被害の災害危険度が大きいことから、全市的防災対応を実施するため防災会議を開催し意見を聴取することができるものとする。

② 災害対策本部の設置

前項の「風水害・火山災害の配備体制」表により、災害対策本部を設置する。

③ 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置した場合は、迅速に次の関係機関に通知する。

- ア 県防災対策企画課
 - イ 県東部振興局
 - ウ 県別府土木事務所
 - エ 陸上自衛隊別府駐屯地(第三科)
 - オ 大分海上保安部
 - カ 別府警察署
 - キ 国土交通省大分河川国道事務所
 - ク 国土交通省別府港湾・空港整備事務所
- ④ 災害対策本部の要員配置
別に定める「災害対策初動マニュアル(初動対応要員名簿)」に基づき配置する。
- ⑤ 要員の動員
- ア 勤務時間内の場合は、市防災メール又は庁内放送、内線電話、口頭等により、職員の配備の伝達を行うものとする。
 - イ 勤務時間外の場合は、市防災メールにより行い、必要に応じて災害対策要員連絡網による伝達を行うものとする。
- ⑥ 災害対策本部の解散
- ア 災害が鎮静化した後、災害状況事後調査を実施する。
 - イ 災害対策本部長は、災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の解散を決定する。

2 災害対策本部の構成

大規模災害の発生時において、輻輳する災害情報を迅速・円滑に処理し、的確な防災対応を実施するため、災害対策本部を次のとおり構成する。

(1) 本部会議

- ① 本部長(市長)及び副本部長(副市長・教育長)
- ② 防災局長
- ③ 各対策部長

※ 本部会議は以上で構成され、市民等からの災害情報は「災害受付処理票」…(様式 9)により受理する。

本部会議では応急対策及び自衛隊の要請、避難勧告・指示、警戒区域設定、災害対策本部の解散を決定し、「指示書」…(様式 10)により各対策部・班に命令・指示をする。

また、各対策部・班は、災害現場の状況報告を「災害応急活動報告書」…(様式 11)により本部会議に報告する。

市長公室対策部情報班は、各対策部の報告を「災害受付及び応急活動報告一覧表」…(様式 12)にまとめるものとする。

(2) 対策部

- ① 各対策部長
- ② 各対策部要員

3 災害マネジメント全体タイムライン

発災後の時間経過に応じる各対策部の事務所掌検討の基礎とするため、災害マネジメント全体タイムラインを想定する。

対象業務	初動期 (1日)	応急対応期(前半) (1週間)	応急対応期(後半) (1か月)	
1 災害マネジメント	職員安否確認			
	庁内の機能維持・回復			
	被災状況の収集・取りまとめと会議や県等への報告			
	救助活動団体・自衛隊との要請・調整			
	応援職員等の要請と受入			
	災害情報・生活支援情報の発信／報道機関への対応			
2 避難所運営	避難所開設			
	避難所状況の把握(開設数・人数、保健福祉ニーズ、名簿等)／在宅被災者状況把握			
	備蓄物資や支援物資の配布			
	避難所運営	住民自主運営促進		
	在宅被災者支援／生活支援等の情報発信			
	退所目途の把握、避難所解消日の検討			
3 支援物資に係る業務	物資拠点体制構築	物資拠点の運営		
	拠点被災状況把握			
	避難者数や避難所・在宅避難者等の物資ニーズ把握／物資の調達			
	備蓄物資の把握	備蓄物資の仕分け・発送		
	プル型支援物資の受入・発送			
	プッシュ型支援物資の受入・配送			
4 災害廃棄物の処理	被害状況の把握	災害廃棄物の発生状況把握		
	生活ごみの処理	収集体制の確保	収集・運搬の実施	
	災害廃棄物の処理	仮置場の確保	仮置場整備	
		仮置場における分別・火災防止策等の徹底		
	回収方法の検討	廃棄物の焼却処理・埋立処分・破碎選別・再生利用の実施		
5 住家の被害認定調査	調査方針・体制構築、応援要請		調査班の編成	
	資器材の調達	調査の実施	2次調査・再調査	
	被災者支援台帳の作成			
6 罹災証明の交付	交付方針の決定		罹災証明交付	
			再調査分交付	
	資器材の調達	「生活再建支援制度の各種申請・受付」「仮設住宅入居の募集・申込」等の業務へと続くことに留意		
	広報手段の検討	被災者支援に関する広報 (被害認定調査、罹災証明書交付を含めて総合的に広報)		
7 被災者支援・相談業務	主管部署配置	方針決定・体制構築	被災者支援台帳の作成	
	問い合わせ対応			
	ワンストップ相談窓口の設置	レイアウト・資器材調整	会 支援状況の確認	
		庁内各課・部外機関と調整		

4 現地災害対策本部

災害対策基本法第23条の2第5項に基づき、災害地に現地災害対策本部を設置し、災害対策本部事務の一部を実施する。

(1) 現地災害対策本部の組織

災害対策本部長(市長)は、災害対策副本部長(副市長・教育長)及び災害対策本部要員並びにその他職員のうちから、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を指名する。

(2) 現地災害対策本部の設置基準

災害対策本部長は、大規模災害が発生し特に必要であると認められる場合において、現地災害対策本部を設置する。

なお、現地災害対策本部設置の具体的な基準は、次のとおりとする。

- ① 地震及び津波の災害発生により、特定の地域において被害が集中発生したとき
- ② 列車、バス、船舶及び航空機の事故により、多数の死傷者又は避難者が発生したとき
- ③ 火薬類、ガス類、劇薬類、危険物その他の危険性物品の大量放出又は爆発などにより大規模な被害が発生したとき
- ④ 多数の住宅が焼失又は焼失するおそれのある大規模火災が発生したとき

(3) 現地災害対策本部の設置期間

災害時における緊急な応急措置が終了するまでとする。

(4) 現地災害対策本部の設置場所

原則として、災害が発生した地域に所在する公共機関に設置する。

(5) 現地災害対策本部の事務分掌

現地災害対策本部が実施する事務分掌は、次のとおりとする。

- ① 被害状況等の調査及び確認に関する事項
- ② 市が実施すべき応急対策活動に関する事項
- ③ 災害対策本部への被害状況等の情報伝達に関する事項
- ④ その他、現地災害対策に必要な事項

5 水防本部の統合

水防本部は、別府市災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部に統合する。

第2節 初動体制の確立

防災は、迅速な初動期の対応が成否に繋がることから、参集要領について全職員に対し周知徹底を図るものとする。

1 参集基準

参集基準については、「第3章・第1節1 災害対策本部等の設置基準」に基づき、次の体制をとるものとする。

(1) 災害対策連絡室

災害対策初動マニュアル「第1章・5・組織体制の確立」に基づき、指定された職員は、直ちに登庁し体制に就くものとする。

消防署の当直責任者(消防署中隊長等)は、警備配置の体制をとるものとする。

(2) 災害警戒本部

災害対策本部が設置される前の段階であり、災害対策初動マニュアル「第1章・5・組織体制の確立」に基づき、指定された職員は、直ちに登庁し体制に就くものとする。

(3) 災害対策本部(第1次体制)

災害対策初動マニュアル(初動対応要員名簿・災害対策本部要員一覧)に基づき、初動対応要員及び1次要員は、直ちに登庁し第1次体制に就くものとする。

(4) 災害対策本部(第2次体制)

災害対策初動マニュアル(初動対応要員名簿・災害対策本部要員一覧)に基づき、初動対応要員及び1次・2次要員は、直ちに登庁し第2次体制に就くものとする。

2 参集要領

職員は、円滑・迅速な防災対応を実施するため、次の要領で参集するものとする。

(1) 参集途上の情報収集

① 大規模災害発生時には、噂・デマなどの信用性の低い情報が多くなるため、市内各所に居住している職員自身による正確な情報の収集が重要となるので、職員が参集途上に確認した情報の収集整理に努めるものとする。

ただし、迅速に参集することを最優先とする。

② 参集した職員は、登庁後、直ちに参集途上状況報告書を記載し、所属長に報告する。

(2) 参集時の留意点

① 災害対策本部会議職員及び防災担当職員は、突発的な災害発生に備えて、常時、携帯電話を所持し、県及び大分地方気象台の災害情報伝達に留意する。

② 災害の規模が大きくなり、第2次体制及び第3次体制として参集する場合は、防災活動を実施する車両の妨げとならないよう、参集職員はあらゆる手段により直ちに参集するものとする。

③ 職員は、本人及び家族の安全を確保のうえ直ちに参集するものとする。

④ 何等かの事情により参集ができない場合又は参集が遅れる職員は、本人又は家族により迅速に所属長へ安否等の連絡をするものとする。

なお、連絡方法は次による。

ア 家庭の電話回線が不通の場合でも、使用可能性の高い公衆電話を使用する。

イ 携帯電話を使用する。

ウ 携帯電話やパソコンからのメールを使用する。

エ 近隣に居住する職員へ連絡を依頼する。

オ 小・中学校及び地区公民館等に設置されている防災行政無線を利用する。

第3節 災害情報の収集・伝達

災害の情報を迅速・正確に収集し、関係機関及び住民への伝達により速やかな防災対応を実施するとともに、住民の安全確保を図るなど被害の軽減に繋げるものとする。

1 風水害・火山災害の被害情報収集

被害情報を迅速・正確に収集し、この情報に基づき的確な防災活動を実施することにより地域住民の安全を図る。

(1) 災害の被害状況収集要領

大規模な風水害や火山災害により被害が発生した場合は、次の要領により迅速に被害状況について情報収集を実施する。

- ① 消防対策部により、署所の各管轄における被害状況調査を実施する。
- ② 建設対策部により、道路パトロール車及び広報車等による情報収集を実施するとともに、土木建築物等関係の被害状況調査及び土砂災害被害調査を実施する。
- ③ 上下水道対策部により、断水等、水道及び公共下水道施設の被害状況調査を実施する。
- ④ 観光・産業対策部により、農林水産関係被害調査を実施する。
- ⑤ 防災関係機関及び生活関連機関により、被害状況調査を実施する。
(警察、九州電力、NTT、大分ガス等)
- ⑥ 市内の各所に居住している「アマチュア無線クラブ」のクラブ員の協力を得て、市内各所の被害状況の情報収集を実施する。
- ⑦ 市災害対策本部により、二輪車又は徒歩による被害状況調査を実施する。
- ⑧ 市災害対策本部は、携帯ラジオ等により災害状況の情報を収集する。
- ⑨ 災害が発生し、緊急に被害状況の全体を把握する必要があるときは、県知事に対し、自衛隊の派遣要請や県防災航空管理者へ防災ヘリコプターの出動を要請し航空機やヘリコプターによる情報収集を依頼する。

ただし、県知事に対し連絡がとれない場合で、緊急に被害状況の全体把握が必要であると本部長(市長)が認めるときは、最寄りの自衛隊駐屯地司令等の職にある部隊等の長(以下「駐屯地司令」という。)に対し通報できる。

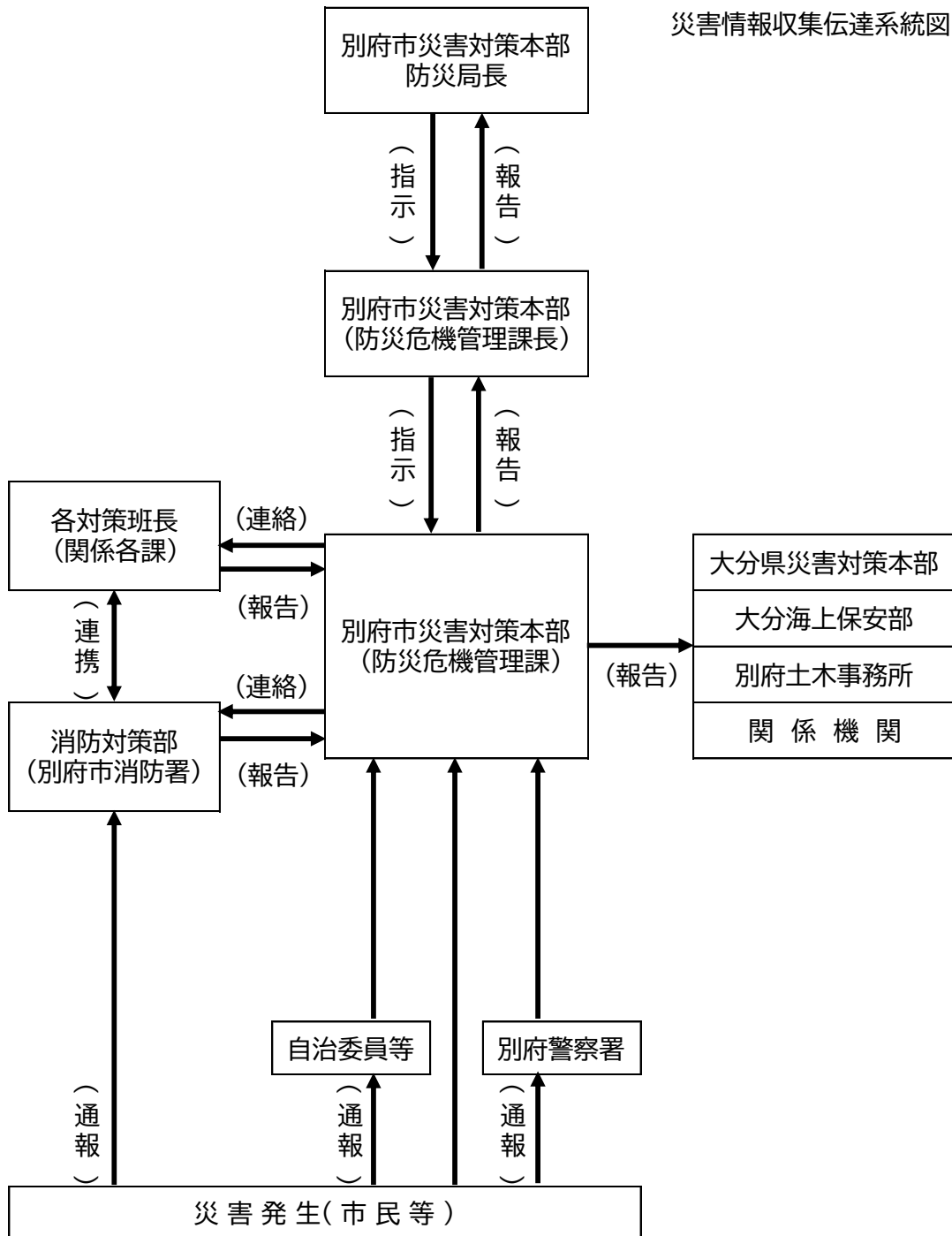
なお、事前に最寄りの駐屯地司令に対し、直接通報した場合は、速やかにその旨を県知事に通知しなければならない。

(2) 被害調査内容

- ① 人的被害
 - ア 死亡者の状況調査
 - イ 負傷者の状況調査
 - ウ 行方不明者の状況調査
- ② 土木建築物等関係被害
 - ア 住家の被害状況調査
 - イ 非住家の被害状況調査
 - ウ 公共建物等の被害状況調査(教育施設、商工施設、医療施設、その他公共施設)
 - エ 道路の被害状況調査(国道、県道、市道、高速道路等)
 - オ 河川及び砂防施設の被害状況調査
 - カ 港湾の被害状況調査
 - キ 橋梁の被害状況調査
 - ク ブロック塀、庭木、その他の工作物についての被害状況調査
- ③ 農林水産関係被害
 - ア 農林水産業施設の被害状況調査
 - イ 農産物の被害状況調査

- ウ 林産物の被害状況調査
 - エ 水産物の被害状況調査
 - ④ ライフライン施設被害
 - ア 水道施設の被害状況調査(断水地域)
 - イ 電力供給施設等の被害状況調査(停電地域)
 - ウ 電信電話施設等の被害状況調査
 - エ 都市ガス供給施設等の被害状況調査
 - ⑤ 土砂災害被害
 - ア 地すべり発生地域の被害状況調査
 - イ 崖崩れ発生地域の被害状況調査
 - ウ 土石流発生地域の被害状況調査
 - ⑥ 火災発生件数(二次災害を含む)調査
 - ⑦ その他の被害状況調査
 - ア 医療機関の被害状況調査
 - イ 避難者数・避難所の状況調査
- (3) 風水害の情報収集伝達系統
- 市災害対策本部における風水害の情報収集伝達は、次の系統図のとおりとする。

災害情報収集伝達系統図

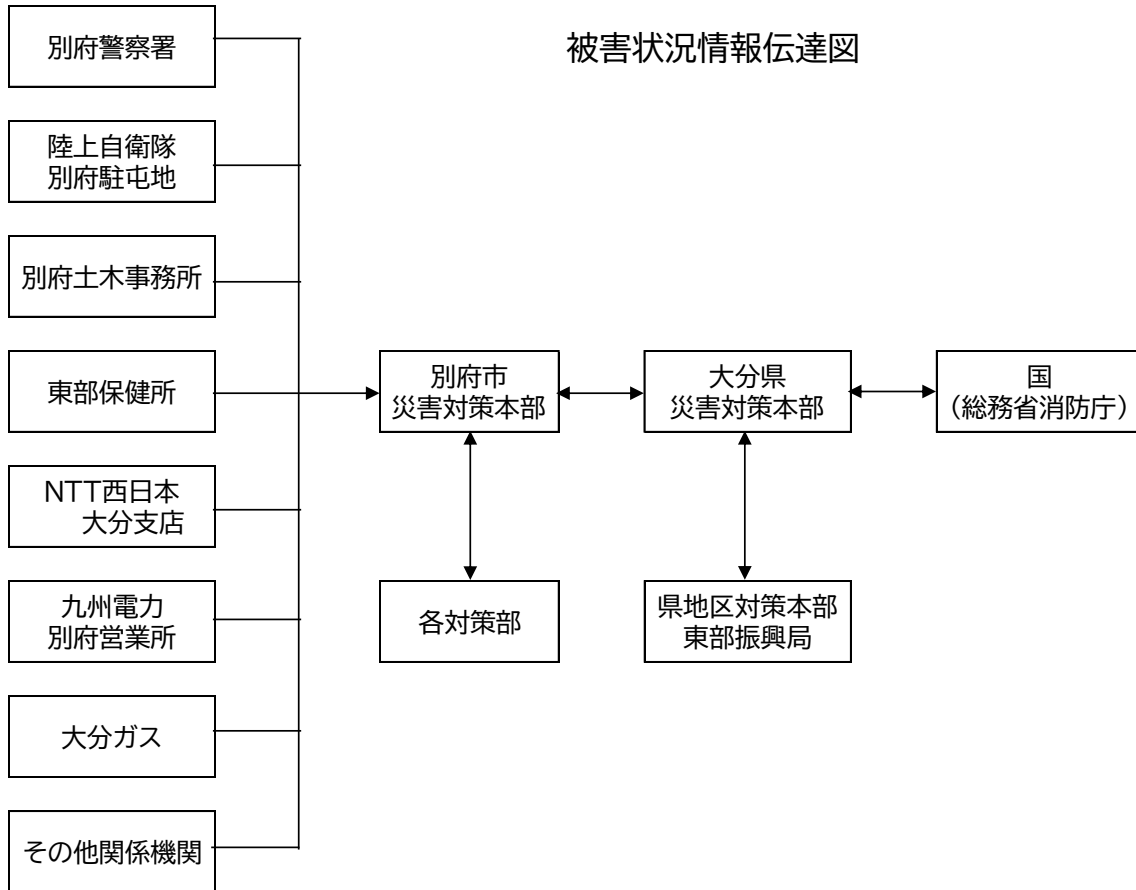


2 風水害被害状況の情報伝達及び報告

風水害による被害情報を収集した場合は、関係機関等へ報告するとともに迅速・的確に地域住民へ広報を実施し、災害の防止及び被害の軽減を図る。

(1) 被害状況収集伝達

被害状況についての情報は、次図のとおり収集伝達する。



(2) 行政機能の確保状況の報告

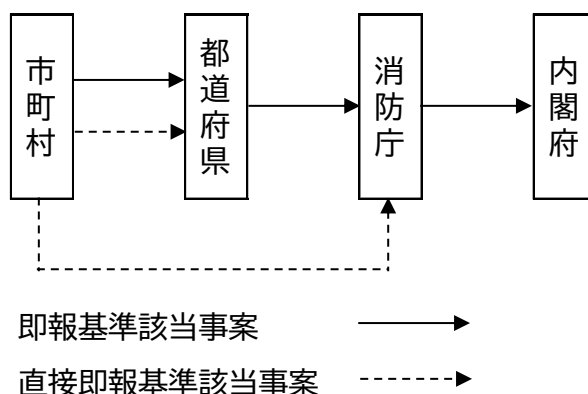
- ① 大規模災害により被災した場合、市の行政機能を確認し、大分県防災センターに可能な限り速やかに(原則、発災後 12 時間以内)報告する。
- ② 行政機能の確認事項は、以下のとおり
 - ア トップマネジメントは機能しているか。
 - イ 人的体制は充足しているか。
 - ウ 物的環境は整っているか。

(3) 被害状況の報告

- ① 市長は、集約した被害状況及び災害情報等について、県知事へ報告するものとする。
- ② 県知事への被害状況報告等は、可能な限り大分県災害対応支援システム等を活用するものとする。
- ③ 県知事への被害報告内容については、大分県から派遣されている災害時緊急支援員及び情報連絡員と情報共有しておくものとする。
- ④ 災害対策基本法に基づく、被害状況等の報告は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 40 条に基づく災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日付消防災第 246 号)及び火災・災害等即報要領(昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号)によるものとする。(資料 17 災害状況報告参照)

なお、被害状況等の報告は次図のとおりとする。

被害状況等の報告ルート



- ア 即報基準に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- イ 直接即報基準に該当する災害が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- ウ 市は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。
ただし、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、電話による報告も認められるものとする。
- エ 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

災害	<p>1 即報基準</p> <p>(1) 一般基準</p> <p>① 災害救助法の適用基準に合致するもの</p> <p>② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの</p> <p>③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの</p> <p>④ 気象業法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの</p> <p>⑤ 自衛隊に災害派遣を要請したもの</p> <p>(2) 個別基準</p> <p>① 風水害</p> <p>ア 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>イ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>ウ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>② 火山災害</p> <p>ア 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの</p> <p>イ 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>(3) 社会的影響基準</p> <p>一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。</p>
	<p>2 直接即報基準</p> <p>(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)</p> <p>(2) 即報基準、1・(2)・③(風水害)及び1・(2)・⑤(火山災害)のうち、死者又は行方不明者が生じたもの</p>

総務省消防庁連絡要領

連絡要領		平日(9:30~17:45)	夜間等
NTT回線	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553

3 情報収集・情報処理・情報の使用に係る業務フローの整理

情報収集アセットの多様化(HP、SNSその他情報収集ツール)により寄せられる情報と関係機関のHP等から積極的に情報収集する情報があり、災害情報の収集・受領からの応急対策方針決定に繋がるフローを再整理する。

(1) 2023年度

情報班・総括班の編成・事務分担・業務フロー検討

(2) 2024年度

上記業務フローを成り立たせるための総括班・情報班のレイアウト(システム配置を含む。)を考察した結果を地防修正に反映

第4節 市民、観光客等への広報・広聴

大規模災害の発生における災害情報は、市民や観光客及び要配慮者の不安解消と混乱の防止を図るため、迅速かつ正確な情報を広報するとともに、被災者の要望等を的確に把握するなどの広聴活動実施にも努める。

1 広報内容

大規模災害の発生時においては、災害対策本部長(市長)の指示・命令に基づき、市民及び観光客等に対し、漏れなく速やかに次の災害に関する情報の提供に努め、被害の軽減を図る。

- (1) 人的被害及び住家並びに非住家の被害状況
- (2) 道路、橋梁、河川等の土木施設に関する被害状況及び復旧状況
- (3) 火災発生状況及び被害状況等
- (4) 避難所の開設及び避難者数の状況
- (5) 交通状況
 - ① 各交通機関の運行状況
 - ② 道路の不通箇所及び開通見込日時
 - ③ 交通規制状況等
- (6) 電気、ガス、水道、公共下水道、通信等のライフラインに関する状況
 - ① ライフラインの被害状況及び復旧状況
 - ② 営業状況及び注意事項等
- (7) 給食及び給水の実施状況
 - ① 供給日時と供給実施場所
 - ② 供給量及び供給対象者等
- (8) 衣料及び生活必需品等の供給状況
 - ① 衣料及び生活必需品等の供給日時と供給実施場所
 - ② 衣料及び生活必需品等の供給量と供給対象者等
- (9) 医療及び救護所等の活動状況
- (10) 仮設住宅入居募集等の生活関連情報
- (11) 心身の安定及び社会秩序維持のため必要な事項
 - ① 市民等の心得及び心構え
 - ② 市民等に対する注意事項等

2 広報要領

市民や観光客及び要配慮者に対する広報は、次の要領により速やかに遂行する。

- (1) 市災害対策本部等による広報
 - ① 市災害対策本部は、速やかに災害情報を収集し、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール等)、インターネット(ホームページやフェイスブック等のソーシャルメディア)、同報系無線や広報車等により迅速かつ正確な情報を市民や観光客等に広報することにより、パニック防止及び応急対策について周知徹底を図る。
 - ② 消防対策部は、市災害対策本部と円滑な連携を図り速やかに災害情報を収集し、市災害対策本部の指示に基づき、消防車両等により迅速・正確な情報を市民や観光客等に広報することにより、パニック防止及び応急対策について周知徹底を図る。
- (2) 報道関係機関による広報
ラジオ・テレビ及び新聞等の報道関係機関に協力を得て、迅速に市民や観光客等に対し、災害情報を提供するとともに応急対策について周知徹底を図る。
- (3) 広報車等による広報

市民及び観光客等の不安解消と混乱未然防止を図るため、広報車等により災害情報の周知に努める。

(4) チラシ配布による広報

道路の損壊等を考察し、各町内で開設された避難場所等に、二輪車等を使用してチラシを配布することにより、市民等へ災害情報を周知する。

(5) 航空機による広報

前(1)～(3)による広報が困難な場合や状況判断により特に必要と認められた場合は、県知事に自衛隊の派遣要請や県防災ヘリコプターの出動を要請し航空機やヘリコプターによる広報を依頼する。

県知事に連絡がとれない場合で、災害対策本部長(市長)が必要と認めるときは、事前に最寄りの駐屯地司令に必要な救援を依頼するとともに、速やかにその旨を県知事に通知する。

3 災害状況等の報道機関への発表

災害対策本部長(市長)は、災害に関する各種災害情報を市民及び観光客等に迅速に広報するため、同内容を報道関係機関にも周知する。

また、人命に関する緊急情報を広報する場合で、通常の広報手段では迅速な広報ができない場合は、大分県が放送機関 5 社と締結している「災害放送要請に関する協定」に基づき、放送要請を行う。

(資料 16…災害放送に関する確認事項参照)

4 報道機関への協力要請

大規模災害により多数の建物が倒壊し、行方不明者等の人命捜索及び救出救命活動を実施する場合において、迅速・確実にして円滑な活動遂行のため、報道機関に対し、サイレントタイムの設定により、航空機による取材の自粛協力を次の内容で要請する。

なお、人命に関わる航空機の運行は、この限りでない。

(1) 協力要請期間

災害発生から 5 日間に限る。

(2) サイレントタイムの設定時間

- ① 午前 10 時から午前 11 時まで
- ② 午後 2 時から午後 3 時まで

5 広聴活動

大規模災害に伴う応急復旧活動が落ち着いた場合において、次の要領により広聴活動を遂行し、速やかに市民生活の安定に努める。

(1) 市庁舎及び各出張所において、防災関係機関等と「市民相談所」を開設し、市民等の要望等を把握する。

(2) 避難所等を巡回し、市民等の要望や相談及び苦情等を聴取することにより、一日も早い市民生活の安定に繋げる。

6 災害記録活動

災害の記録は、将来における応急対策を講じる際に、教訓として重要な検討材料となるため、写真及びビデオ等により市独自において災害に関する諸情報の収集を遂行し、豊富な災害記録の確保に努める。

7 安否情報の対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針(令和5年5月31日)」に基づいて行うものとする。

8 外国人への対応

大規模災害発生時、市は多言語支援センターを設置し、やさしい日本語及び多言語等による情報の配信を行う。

第5節 救助救急活動の確立

風水害又は火山活動に伴う大規模な災害の発生により、負傷し生命身体に危険を及ぼす状態にある住民や、生死不明の状態にある住民が発生したときは、消防機関及び防災関係機関は連携を図り、搜索及び救護救出など人命保護を優先した防災活動を実施する。

1 救助救出の活動機関

- (1) 消防機関……消防本部・署、消防団
- (2) 別府警察署
- (3) 県防災航空隊(防災ヘリコプター)
- (4) 陸上自衛隊別府駐屯地第41普通科連隊(災害派遣)
- (5) 大分海上保安部(船舶・航空機)
- (6) 自主防災組織

2 防災機関の救助救出活動

- (1) 消防機関
救助資機材等を活用した救助救出活動(山岳救助を含む)を実施する。
- (2) 別府警察署
救助資機材等を活用した救助救出活動(山岳救助を含む)を実施する。
- (3) 県防災航空隊
地上からの救助救出活動に困難が生じたとき、防災ヘリコプターによる空中からの救助救出活動を実施する。
- (4) 陸上自衛隊別府駐屯地第41普通科連隊
災害派遣された自衛隊員により、大規模な救助救出及び搬出活動を実施する。
- (5) 大分海上保安部
船舶、航空機による救助救出及び搬出活動を実施する。
- (6) 自主防災組織
可能な限り救助救出活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力する。

3 救急活動

- (1) 救急要請
 - ① 電話回線が使用できる場合は、「119番」に通報する。
 - ② 電話回線が途絶している場合で、消防署又は消防出張所が近くにあるときは、駆け込みにより要請する。
 - ③ 電話回線が途絶している場合は、近くの各小中学校及び地区公民館に配置している「防災行政無線」により要請する。
- (2) 市の救急活動機関
 - ① 消防署本署……第1小隊救急隊、救急予備隊
 - ② 消防署浜町出張所…浜町小隊救急隊
 - ③ 消防署亀川出張所…亀川小隊救急隊
 - ④ 消防署朝日出張所…朝日小隊救急隊
- (3) 応援協力による救急活動機関
 - ① 大分県内各消防(局)本部(応援協定に基づく協力)
 - ② 緊急消防援助隊(消防組織法第44条に基づく災害派遣)
 - ③ 自衛隊(災害派遣)
 - ④ 日本赤十字社大分県支部(災害救助法に基づく協力)
 - ⑤ 大分DMAT(派遣に関する協定に基づく協力)

4 消防機関の活動

(1) 人命救助・救急活動の原則

救助隊・救急隊及び消火活動を要しない消防隊は、次の原則に基づき人命救助及び救急活動を実施する。

- ① 重傷者優先の原則
- ② 幼児・高齢者優先の原則
- ③ 多数人命危険対象物優先の原則

(2) 人命救助・救急活動の要領

大規模災害発生時における救助・救急活動は、火災の発生状況等を勘案した上で、消防本部が保有する救助・救急資機材を有効に活用し、次の基本原則に基づき救助・救急活動を実施する。

- ① 救急活動は、原則として別府市救急業務規程(平成9年消防本部訓令第1号)に基づき実施する。
- ② 救助活動の基本は、次のとおりとする。
 - ア 救命処置を必要とする要救助者を最優先し救出する。
 - イ 軽傷の要救助者については、消防団員、自主防災会及び付近住民の協力を得て救出する。
 - ウ 多数の要救助者があり活動人員が不足している場合は、救出が容易な要救助者を優先して救出する。
- ③ 同時に多数の要救助者が発生している場合は、各署所の消防隊及び救急隊等の統括運用を行い、迅速かつ効果的な救助・救急活動を実施する。
- ④ 救助事象が多く発生している場所で火災が発生している場合は、火災現場直近の要救助者を優先し救出する。
- ⑤ 救急隊の搬送順位は、次のとおりとする。
 - ア 救命を必要とする者
 - イ 救急処置を必要とする者
 - ウ その他、消防団員、自主防災会等の協力を得て応急手当を実施した後に、搬送が必要と認められた者
- ⑥ 救急隊長は、負傷者等の割り込みを避け円滑な救急搬送が実施できるよう努める。

(3) 避難指示等

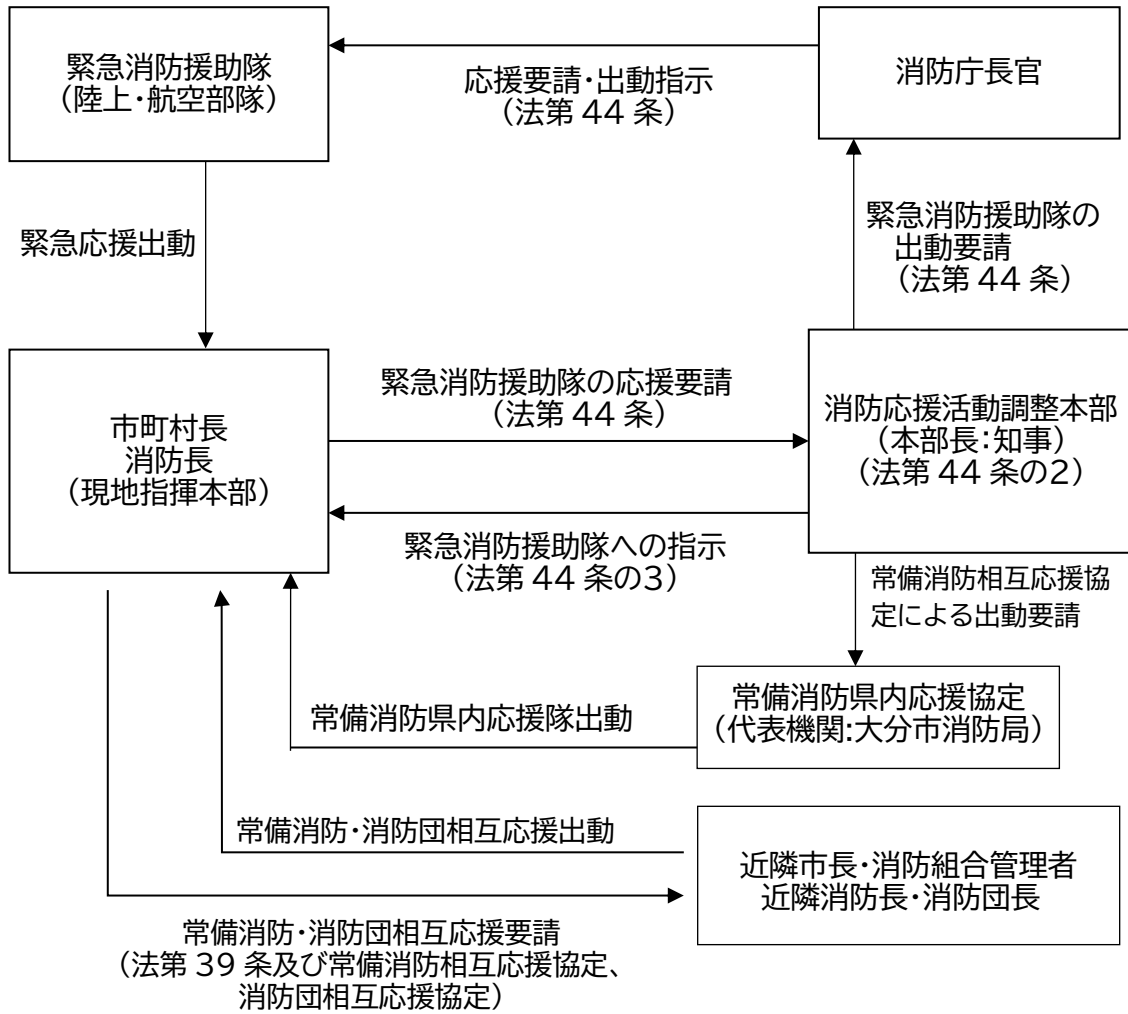
次の事象が発生し住民を避難させる必要があると判断したときは、災害対策本部に対し住民の避難指示等を要請する。

なお、人命危険が著しく切迫しているときは、災害現場の消防隊等により迅速に避難指示等を行い、その旨を速やかに災害対策本部へ報告する。

- ① 火災が広大な地域にわたり延焼拡大した場合
- ② 爆発性物質・危険物許可施設に火災が発生した場合。
- ③ 毒性ガス等が流失拡散した場合。
- ④ 豪雨等により建物に被害が及び人身危険が生じた場合。
- ⑤ 河川等の溢水により建物に被害が及び、今後も危険の増大が予測される場合。
- ⑥ 土砂災害の発生危険が生じた場合。
- ⑦ その他、周囲の状況等から、緊急に避難しなければ人命危険が及びおそれがある場合。

(4) 応援要請

災害被害の状況から外部の応援が必要と判断される場合、大分県常備消防相互応援協定及び大分県消防団相互応援協定に基づき応援要請を行う。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、以下の図に示すとおり、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行う。



注)法:消防組織法

第6節 消火活動体制の確立

大規模災害時、同時多発火災等の発生により人的被害を伴う大きな被害を及ぼすことが予測される。このため、消防機関は迅速に初動体制を確立させ、防災関係機関との連携を図るとともに援助協力体制を強固にし、被害の軽減に最善を尽すものとする。

1 消防本部の初動措置

大規模災害が発生し大きな被害が予測される場合は、次の初動措置をとるものとする。

- (1) 消防対策部の設置
- (2) 災害対応体制の確立
- (3) 情報管理体制の確立
- (4) 応援要請

災害被害の状況から外部の応援が必要と判断される場合、大分県常備消防相互応援協定及び大分県消防団相互応援協定に基づき応援要請を行う。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行う。

また、要請体系については前節4(4)参照

2 応急消火活動要領

大規模災害時における対策部の最優先活動は、火災の早期発見と一挙鎮圧であり、初動時においては、全組織を挙げて消火活動に着手する。

(1) 消防力が優勢の場合

災害発生初期において鎮圧できると判断される場合は、積極的な防ぎよ活動を展開して一挙鎮圧を図る。

(2) 消防力が劣勢の場合

- ① 複数の炎上火災を同時に覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先し消防活動を実施する。
- ② 大規模な火災により多数の消防隊を要する場合、市街地に面する部分及び市街地への延焼阻止を優先した消火活動を行う。《市街地火災消火の優先》
- ③ 延焼火災の多発、火災が拡大する場合等には、人命を優先し、避難誘導とともに避難場所や避難道路の確保を優先した活動を行う。《避難場所、避難路確保の優先》
- ④ 危険物施設等の重要対象物をあらかじめ定め、災害の状況から総合的に判断して重点的に防ぎよすべき地域へ部隊を投入する。《重点防ぎよ地域の優先》

3 消防団の消防活動

大規模災害時は、消防団組織が有効に機能する体制を確立し、火災・救助事象等に迅速かつ的確な対応により地区住民の生命・財産を保護するものとする。

(1) 消防団の活動体制

① 緊急配備体制の確立

大規模災害の発生により大きな被害が予測される場合において、消防団員は、各分団格納庫に自主参集し迅速な応急活動が実施できる体制を確立する。

② 消防団災害対策本部の設置

大規模災害が発生した場合は、消防団災害対策本部を設置し、消防団長が本部長となり消防対策部との連絡連携を緊密に図り、効果的な消防活動の遂行を目指し、消防団員の消防活動全般を指揮統括する。

なお、消防団長が参集できない場合にあつては、副団長が本部長の任務を代

行する。

(2) 消防団の災害応急活動

消防団の各分団長は、分団員をポンプ隊と徒歩隊に区分編成し、消防団長の命令又は指示により、応急活動を実施する。

ただし、消防団災害対策本部との通信が途絶している場合は、分団長の判断と責任により災害応急活動を実施する。

① 応急活動範囲

災害応急活動を効果的に遂行するため、応急活動範囲は、各分団管轄地域を優先する。

② ポンプ隊の任務と応急活動要領

ア 大規模災害発生時には、初期消火及び火災ぎよ活動を実施する。

イ 消防署消防隊が先着している場合は、連携を図り有効な応急活動を実施する。

ウ 分団管轄地域内に火災の発生が認められない場合は、隣接地域における火災ぎよ活動を臨機応変に応援する。

③ 徒歩隊の任務と応急活動要領

ア 大規模災害発生時には、速やかに分団管轄地域に出動し地域内住民を指導し、出火防止の広報及び初期消火、人命救出等の活動を実施する。

イ 市災害対策本部から避難指示等が発令された場合は、これを管轄地域内の住民に伝達するとともに、防災関係機関との連携を図り、住民を安全な場所へ避難誘導する。

ウ 防災関係機関及び地域住民と協力協調し、救出・救助活動の実施にあたる。

4 自主防災組織の消防活動

自主防災組織、事業所及びその他の市民は、自ら可能な限りの消防活動(主として初期消火活動)を行うとともに、消防機関の活動に積極的に協力する。

第7節 応援・受援体制の確立

市単独による防災対応に困難が生じた場合は、国・県・各市町村及び民間等の応援により、防災体制の確立に努める。

1 応援要請

(1) 応援要請基準

災害が発生した場合に被災した自治体へ相互に応援するものであるが、応援要請する基準は、震度6弱以上、もしくは災害の規模が大きく市単独の防災対応による人命及び財産の保護が不可能又は困難な状況となった場合とする。

(2) 関係機関等への応援要請

① 大分県

県災害対策本部及び東部地区災害対策本部(東部振興局)が設置された場合は、県と常に密接な連携を保ち、県と市の協力により大規模災害の防災対策に万全を期すものとするとともに、東部振興局からのリエゾンを受け入れる。

② 関係機関

国、県、市の機関並びに指定行政機関及び指定地方行政機関と密接な連携を保ち、大規模災害の防災対策に万全を期すものとする。

③ 隣接市町村

市災害対策本部長は災害応急措置を実施するため必要と認めるときは、隣接市町村及び県に対して応援を要請する。

(3) 広域応援の要請要領

震度6弱以上、もしくは被害が甚大であると判断されれば、市災害対策本部長は、県知事に対して県外の市町村、関係機関からの広域応援を要請し、支援・援助協力を得る。

また 他の地方自治体に対し、技術職員の派遣を求める場合は、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

① 応援要請の種類

- ア 職員の派遣
- イ 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ウ 避難施設及び住宅の提供
- エ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- オ 医療支援
- カ 物資集積拠点の確保
- キ 災害廃棄物の処理支援
- ク その他応援のため必要な事項

② 応援要請の記載事項

応援要請を行う場合は、次の事項により要請する。

- ア 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- イ 施設、提供業務の種類又はあっせんの内容
- ウ 職種及び人数
- エ 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- オ 応援期間(見込みを含む)
- カ 前各号に定めるものの他必要な事項

2 受援体制

(1) 応援部隊受け入れ時の留意事項

- ① 応援部隊の集結場所、活動拠点及び宿泊地、交通ルートの確保等に努めるなどの受入体制を整備するとともに、市災害対策本部から関係対策部の要員を派遣し、円滑な応援協力が得られるよう努める。

- ② 甚大な被害の場合は、応援部隊の自己完結型(食事、寝具等の提供が不要)の応援を求める。
 - ③) 応援部隊は、市災害対策本部の指令・指示により、応急対策活動を実施する。
- (2) 応援部隊に係る活動拠点の確保
- 応援部隊の車両駐車場及び宿泊地等として、次の施設を確保する。但し、地震や津波で被害を受けた施設については、除くこととする。
- ① 別府公園
 - ② 野口原総合運動場
 - ③ 実相寺中央公園
 - ④ 南石垣公園
 - ⑤ 南立石公園
 - ⑥ 別府国際観光港多目的広場
 - ⑦ 市営志高湖野営場
 - ⑧ 別府競輪場
 - ⑨ 県有施設
別府鶴見丘高等学校
- (3) 経費の負担
- 応援派遣に伴う経費については、原則として派遣を受けた本市において負担するものとするが、詳細については、その都度、協議のうえ決定する。
- (4) 受援体制等の細部については、「別府市受援計画」(5. 10. 11制定)による。

3 他自治体への職員派遣

被災した隣接市町村及び県からの応援要請に基づき、災害応援措置について必要な応援協力を行うものとし、直ちに職員を動員して応援隊の編成と資機材等の整備を行い、監督指揮者を定めるとともに指示事項を明示し指定場所へ出動させる。

第8節 自衛隊災害派遣体制の確立

大規模な災害が発生した場合に人命又は財産の保護のため特に必要があると認められるときには、この計画の定めるところにより、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

1 自衛隊の災害派遣要請基準

災害に際して、人命及び財産の保護のため、自衛隊の災害派遣要請を行う基準は次のとおりとする。

- (1) 災害規模が大きく、災害応急対策実施機関の自力による対応では、事態を收拾することができない状況のとき。
- (2) 災害の事態が急迫し、緊急を要する状況のとき。

2 自衛隊災害派遣の要請者

(1) 県知事の災害派遣要請

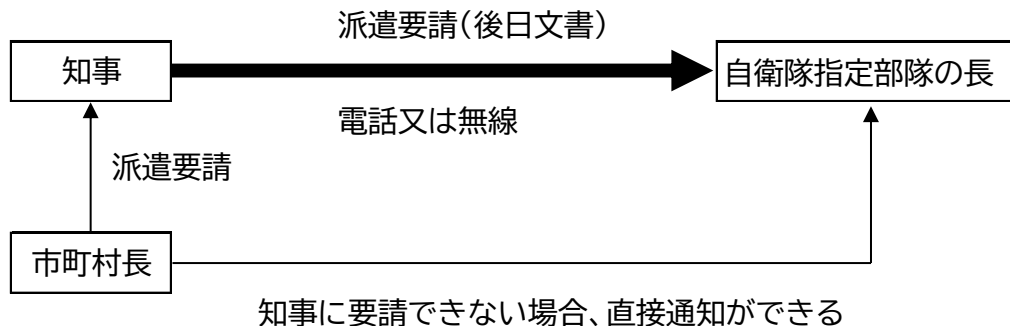
自衛隊災害派遣要請は県知事が行う。

(2) 市長の災害派遣要請

市長は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。この場合、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長(以下「駐屯地司令」という。)に通知できる。

ただし、県知事への要請ができない場合で、市長が事態の急迫により直ちに自衛隊の救援を要すると判断したときは、直接、最寄りの駐屯地司令にその旨及び市の地域に係る災害の状況を通知できる。

なお、直接、最寄りの駐屯地司令へ通知した場合は、速やかにその旨を県知事へ通知する。



※ 生活環境部防災局防災対策企画課

住 所:大分市大手町 3-1-1	
電 話:097-506-3155,3139,3067	FAX:097-533-0930
防災電話:50-264,204	FAX:50-387

※ 陸上自衛隊別府駐屯地第41普通科連隊第3科

住 所:別府市大字鶴見 4548-143	
電 話:0977-22-4311(内線 234,302)	FAX:0977-23-3433

(3) 自衛隊の自主派遣

天災地変その他の災害に際し、その事態が緊急を要する場合で、県・市の要請を待ついとまがないと認められるとき、自衛隊指定部隊の長は、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣をすることができる。

3 自衛隊派遣要請の記載事項

災害対策本部長(市長)が県知事に自衛隊派遣を申請する場合は、次の派遣要請事項を明記した「災害派遣要請書」…(資料 6-1)を、県知事あてに提出しなければならない。

ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等の口頭で行い、事後、速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動方法
- (4) その他、参考となる事項
 - ① 派遣隊員の宿泊施設の有無
 - ② 道路・橋梁の損壊・決壊に伴う迂回路の有無
 - ③ 救援活動のため必要とする資機材の有無
 - ④ 駐車適地・ヘリポート適地の有無

4 自衛隊派遣部隊の受入体制

自衛隊に災害派遣要請をした場合は、次の事項について留意し、派遣部隊の活動が迅速・円滑に実施され、防災効果の効率化が図られるよう協力する。

- (1) 派遣部隊到着までの準備対応

派遣部隊が到着後、迅速・円滑に防災活動が実施できるよう、次のとおり準備に努める。

 - ① 駐車スペース等の確保
派遣部隊が使用する車両及び重機等の駐車スペースを確保する。
 - ② 宿泊施設等の確保
派遣部隊員の宿泊施設、又は野営地を確保する。
なお、学校又は公民館等を宿泊施設とする場合は、予め施設管理者の承認を得る。
 - ③ 臨時ヘリポートの確保
救助救出等の防災活動が効果的に実施できる位置に、自衛隊航空機の離着陸が可能な臨時ヘリポートを確保する。
 - ④ 自衛隊艦艇の接岸場所を確保
自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁等を可能な限り確保する。
 - ⑤ 土石・残骸の捨場を確保
災害現場で発生した土石及び残骸等を排出するための、捨場を確保する。
 - ⑥ 防災資機材等の調達準備
派遣部隊の防災活動に必要な資機材等を、可能な限り速やかに調達準備する。
- (2) 派遣部隊到着後の対応
 - ① 派遣部隊の出迎え
市災害対策本部長又は代理者が、派遣部隊を出迎えるものとする。
 - ② 連絡調整員の指定
市災害対策本部は、派遣部隊の防災活動実施期間における連絡調整のため、市災害対策本部の担当職員から連絡調整員を指定し、派遣部隊の担当と連携・連絡を緻密にすることにより、迅速・円滑かつ的確な防災活動の遂行を図る。
 - ③ 情報等の提供
市災害対策本部は、災害の状況や救援作業の内容、応急措置の実施状況などの情報を迅速に派遣部隊へ提供し、防災活動の効率化を図る。

④ 連絡会議の開催

市災害対策本部は、防災活動を実施している派遣部隊と適宜に連絡会議を開催し、総合的な防災活動の円滑化を図る。

5 自衛隊派遣部隊の活動内容

自衛隊の派遣部隊は、多くの隊員と豊富な車両・資機材を擁して絶大なる防災活動が実施できる組織であり、人命に関する緊急性及び公共性等を重視するとともに、他の防災関係機関との緊密な連携を図ることにより総合的な防災活動を実施する。

- (1) 被災地域における災害情報の収集
- (2) 被災者の避難行動に対する援助活動
- (3) 要救助者に対する救助活動
- (4) 行方不明者及び遺体の搜索活動
- (5) 負傷者等の応急救護・医療活動
- (6) 風水害等に対する水防活動
- (7) 消防機関等を支援する消防活動
- (8) 道路又は水路の保全及び確保
- (9) 応急医療、救護及び防疫活動
- (10) 人員及び物資等の緊急輸送
- (11) 炊飯及び給水の支援活動
- (12) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (13) 危険物の保安及び除去活動
- (14) その他、要請等による防災活動

6 防災活動時における自衛官の権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、別府市職員、警察官及び海上保安官がその場に居ない場合に限り、次の措置を実施することができる。

この場合、当該措置を実施したときは、直ちにその旨を市長へ通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 災害現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること
- (5) 通行禁止区域等における通行車両の円滑な通行を確保するための措置

7 自衛隊派遣部隊の撤収要請依頼

防災活動等の支援・救援活動が他の防災関係機関により実施できる状況となり、自衛隊の災害派遣目的を完了し支援・救援を要しない状況となったときにおいて、災害対策本部長(市長)は、派遣部隊の長と協議後、速やかに県知事に対し派遣部隊の「災害派遣撤収要請書」…(資料 6-2)を提出する。

撤収要請は、電話等の口頭により報告した後、速やかに撤収要請書を作成し提出する。

撤収要請書の記載事項は次のとおりとする。

- (1) 撤収日時
- (2) 撤収要請の事由
- (3) 実施した防災活動内容
- (4) 派遣隊員の事故等の有無
- (5) その他、必要な事項

8 災害派遣に伴う経費負担

自衛隊の派遣部隊が防災活動で要した経費は、概ね本市の負担とする。

なお、細部については、災害派遣命令者と県知事が協議のうえ定めるものとする。

- (1) 派遣部隊の連絡班等が使用する宿泊施設の借上料、電話の設置費及び通話料
- (2) 派遣部隊の宿舎に必要な土地・建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の野営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資材、機材、器材等の購入・借上又は修理費
- (5) 無作為による損害の補償
- (6) その他、協議により決定したもの

第9節 救急医療活動の確立

大規模災害の発生により、医療機関が混乱し又は著しく不足する中で多数の負傷者が生じることが予測される。限られた医療資源を最大限に活用し、1人でも多くの命を救うため、県や各関係機関と連携を図りながら、被災者の人命保護を優先した活動を実施する。

1 救急医療活動

多数の負傷者等が発生する大規模災害では、市及び医療機関による可能な限りの救急医療活動を実施する。

(1) 責任体制

- ① 負傷者等に対する救急医療活動は、災害対策本部長の命令・指示により、いきいき健幸対策部長が行う。対応に困難を生じたときは、県知事に対し応援要請を行う。
- ② 災害救助法が適用された場合は、県知事が行う。

(2) 医療の対象者

- ① 災害のため、医療の途を失った者。
- ② 被災の有無に関係なく、応急的な医療を必要とする者。

(3) 市が実施する救急医療活動

市は、次の事項について救急医療活動を実施する。

- ① 災害発生時、市内の医療機関では負傷者を受け入れできない場合、救護所を設置する。
- ② 別府市の医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、医療提供体制の確保に努める。
- ③ 市医師会に対し、必要に応じて応援協定に基づき医療班の派遣を要請する。
- ④ 県福祉保健医療部医療活動支援班災害対策本部に対し、必要に応じて大分DMAT(災害派遣医療チーム)の派遣の依頼を行う。
- ⑤ 県福祉保健医療部医療活動支援班及び県福祉保健衛生班に対し、必要に応じて医療救護班、災害支援ナース、薬剤師班、DPAT(災害派遣精神医療チーム)及びJRAT(大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会)の派遣の依頼を行う。
- ⑥ 大分DMAT(災害派遣医療チーム)、各医療救護班等の受け入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を東部保健所と連携し行う。
- ⑦ 消防機関の実施範囲(救急隊員を主とする。)は次のとおりとする。

- ア 傷病者に対する応急処置
- イ 心肺停止傷病者への救命処置

(4) 県が実施する救急医療活動

県は、次の事項について救急医療活動を実施する。

別府市から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したときは、県知事が関係医療機関へ協力を要請し、救急医療活動を実施する。

- ① 災害医療対策本部の設置
- ② DMAT(災害派遣医療チーム)及び医療救護班等の派遣要請
- ③ 医療情報の収集及び提供。
- ④ 災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの災害医療対策本部への出動要請
- ⑤ 医薬品・医療資器材等の確保
- ⑥ SCU(広域搬送拠点臨時医療施設)の設置要請

2 医療救護班及び医療の実施範囲

(1) 医療救護班の編成及び数

- ① 別府市医師会
市からの要請により、応援協定に基づき医療班1個班を編成する。
- ② 日本赤十字社大分県支部
大規模災害発生時において「日本赤十字社大分県支部災害救護計画」に基づき、あるいは県及び市からの要請により、救護班8個班を編成する。
- ③ 大分DMAT(災害派遣医療チーム)指定病院
県または市からの要請により、大分DMAT(災害派遣医療チーム)を被災地またはSCU(広域搬送拠点臨時医療施設)に派遣する。また、予め登録している災害医療コーディネーターを県の災害医療対策本部に派遣する。

(2) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の、「医療及び助産」の実施基準は、次表のとおりとする。

区分	項目	基準等
医療	対象	災害のため医療の途を失った者に対する応急的な処置
	処置の実施者	救護班 ※ 急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所において医療を行うことができる
	処置の範囲	1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護
	費用の範囲	【救護班による場合】 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 【病院又は診療所による場合】 国民健康保険の診療報酬の額以内 【施術者による場合】 協定料金の額以内
	期間	災害発生の日から14日以内
助産	対象	災害発生の日以前又は以後の7以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失ったもの
	処置の範囲	1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
	費用の範囲	【救護班等による場合】使用した衛生材料等の実費 【助産師による場合】慣行料金の100分の80以内の額
	期間	分べんした日から7以内

(3) 医薬品・医療用具等の調達

- ① 災害により医薬品・医療用具等が不足する場合は、救護所等で必要な医薬品・医療用具等を市の競争入札参加資格登録業者から調達する。

- ② 大規模災害等により市の競争入札参加資格登録業者からの調達が困難な場合は、応援協定に基づき県医薬品卸業協会及び県医療機器協会へ必要な医薬品・医療用具等の供給について要請する。

(4) 救護所の設置

① 救護所の設置場所

- ア 各種災害の及ばない安全な位置に設置する。
- イ 市指定避難所あるいはその近くなどで、緊急車両等の出入りが可能な場所に設置する。
- ウ 被災地域から最寄りの安全な位置に設置する。

② 救護所の活動内容

- ア 各種災害による負傷者等への診察、処置、施術及び治療
- イ 避難所の巡回など、救護所以外の負傷者等に対する医療救護活動

③ 従事するものの範囲

- ア いきいき健幸対策部長
- イ 消防対策部
- ウ 別府市医師会医療班
- エ 被災者が多く、県の支援を受ける必要性が生じた場合、大分DMAT(災害派遣医療チーム)や県の医療救護班及び災害支援ナース等の支援を受ける。

3 災害拠点病院との連携

大規模災害発生時における円滑かつ効率的な救急医療活動を実施するため、負傷者の受け入れ及び地域医療搬送の拠点となる災害拠点病院と市は、災害発生時の対応等について平時から連携し検討しておく。

4 地域医療搬送及び広域医療搬送への支援要請

大規模災害の発生に伴い、医療機関へ多数の負傷者等が殺到する中、情報通信の途絶、ライフラインの寸断により医療の制約及び医薬品の不足等が生じ、負傷者を地域医療搬送及び広域医療搬送する必要があると災害対策本部長(市長)が認めたときは、県知事に対し地域医療搬送及び広域医療搬送を要請する。

(1) 地域医療搬送(被災地で対応困難な重症患者等を被災地域外に搬送する活動で、広域医療搬送以外のもの)

- ① 災害現場から救出された重症な負傷者又は医療機関から転送が必要な重症入院患者等は、被災地内の災害拠点病院に優先的に搬送し、同病院を地域医療搬送の拠点とする。
- ② 搬送は、原則として、被災地内及び応援消防機関の救急車両等及び防災ヘリコプター等の航空機により行う。
- ③ 市及び県は、消防機関が災害拠点病院の近隣に選定するヘリコプター離発着場で、円滑な搬送が実施できるよう支援する。

(2) 広域医療搬送(国の調整により、被災地で対応困難な重症患者を航空機を用いて被災地域外に搬送する活動)

- ① 県は、SCU(広域搬送拠点臨時医療施設)の設置を要請する。
- ② 市内の医療機関では対応困難な広域医療搬送基準に該当する重症患者等は、救急車両又はヘリコプター等によりSCU(広域搬送拠点臨時医療施設)に搬送する。
- ③ 県は国と連携を図りながら、他県又は自衛隊に協力要請し、SCU(広域搬送拠点臨時医療施設)から県外に搬送するために必要なヘリコプター等の航空機を確保する。

第10節 応急給水活動の確立

本節は災害による給水装置の損壊、飲料水の枯渇・汚染等により、飲料水の確保ができない避難者等に対して応急給水を実施するとともに、水道施設等の応急復旧に努める。

1 応急給水体制

大規模災害の発生に伴う防災対応として設置された災害対策本部の上下水道対策部は、災害対策本部長(市長)の命令・指示により、避難所等の避難者及び周辺地域で飲料水の確保ができない住民や観光客に対し、定められた応急給水を実施する。

情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

なお、飲料水供給の実施責任者及び役割分担は、次のとおりとする。

(1) 実施責任者

- ① 災害救助法が適用されない場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

ただし、被災の程度が大きくなり、県の支援が必要な場合、県知事は市長の要請に基づき調整及び指導を行う。

- ② 災害救助法が適用された場合における飲料水供給の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。

(2) 役割分担

① 上下水道対策部

- ア 水道施設の被害状況把握に関すること。
イ 応急給水に必要な人員及び資機材等の応援要請に関すること。
ウ 応急給水の実施に関すること。
エ 断減水状況及び給水場所等における応急給水実施に関する広報に関すること。
オ 給水拠点の設置に関すること。

② 市民及び各事業所

- ア 発災後3日分程度の非常用飲料水及び容器の備蓄
イ 風呂の残り水及び井戸水等による雑用水の確保

③ ボランティア等

応急給水の協力に関すること。

(3) 災害救助法の適用

大規模災害により災害救助法が適用された場合の、「飲料水供給の実施基準」は、次表のとおりとする。

飲料水供給の実施基準

項 目	基 準 等
対 象	現に飲料水を得ることができない者
支 出 費 用	1 水の購入費、ろ水器その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費 2 浄水用の薬品及び資材費
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から7日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
備 考	1 1人1日3リットル 2 輸送費、賃金職員雇上費は、別途計上する。

2 供給用水

(1) 飲料水兼用型耐震性貯水槽

災害の発生により断水した場合の応急給水は、現在、設置されている飲料水兼用型耐震性貯水槽から充水又は給水する。

なお、設置されている場所については、次のとおりである。

- ① 別府公園(100 m³)
- ② 海門寺公園(100 m³)
- ③ 松原公園(100 m³)
- ④ 亀川浜田児童公園(100 m³)
- ⑤ 南石垣公園(100 m³)
- ⑥ 鶴見小学校グラウンド(100 m³)
- ⑦ 実相寺多目的グラウンド(100 m³)

(2) 配水池等

① 上下水道局の配水池から布設している、配水管に付随する消火栓から充水又は給水するものとするが、配水管が寸断されている場合は、配水池から直近であり破損を免れた配水管に付随する消火栓で、車両の通行が可能な地点から充水又は給水する。

② 上下水道局の配水池のうち、緊急遮断弁により供給用水を確保できる給水拠点配水池は、次のとおりである。なお、貯水量は災害時の水位により変化する。

緊急遮断弁設置箇所

配水池名	最大貯水量	給水口設置の有無
新鮎返配水池	6,000m ³	あり
荘園配水池	4,000m ³	あり
扇山配水池	2,000m ³	あり
影ノ木配水池	6,200m ³	あり
実相寺低区配水池	2,000m ³	あり

(3) 停電時の充水又は給水拠点浄水場

停電により市内浄水場及び浄水施設の機能が停止した場合、緩速ろ過方式の浄水場である「扇山浄水場(滅菌以外は無電源、浄水能力=5,040 m³/日)」を充水又は給水拠点浄水場とする。

場所:大分自動車道別府 IC の山側、陸上自衛隊別府駐屯地隣接

(4) 給水拠点

配水池等から充水した飲料水を市民に広く供給するため、給水拠点を設置する。

また、大規模な災害時には、あらかじめ給水拠点到指定している収容避難所(13箇所)を中心に、応急給水を行うものとする。

給水拠点場所

施設名	住所
旧浜脇中学校	別府市大字浜脇1208番
石垣小学校	別府市石垣西7丁目6番27号
春木川小学校	別府市大字北石垣1218番5
上人小学校	別府市大字北石垣171番
北部中学校	別府市大字亀川231番
旧羽室台高校	別府市大字野田565番
別府西中学校	別府市中島町7番49号
ベッパアリーナ	別府市青山町8番37号
別府市公会堂	別府市上田の湯町6番37号
社会福祉会館	別府市上田の湯町15番40号
野口ふれあい交流センター	別府市野口元町12番43号
境川小学校	別府市石垣西1丁目2番24号
中部中学校	別府市大字鶴見4530番1

3 給水量

災害発生直後は、断水した地域内の住民及び観光客等に対し、1人1日当たり給水量は概ね3リットルとする。

ただし、応急復旧の状況及び供給能力の回復に応じて、給水量を増量していくものとする。

応急給水の目標水量及び方法(参考)

災害等発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
～3日まで	3ℓ/人・日	概ね1km以内 又は避難所	飲料水兼用型耐震性貯水槽又は給水タンク車による仮設水槽
～10日まで	20ℓ/人・日	概ね250m以内 又は避難所	配水本管付近の仮設給水栓又は給水タンク車による仮設水槽
～21日まで	100ℓ/人・日	概ね100m以内	配水支管上の仮設給水栓
～28日まで	250ℓ/人・日 (生活必要給水量)	各戸給水又は概ね100m以内	仮配管からの各戸給水又は共用栓

注:各配水区における配水池及び配水管などの被害状況により、給水量及び給水方法は、市民の負担を軽くすることに考慮すること。

4 応急給水要領

- (1) 状況把握
各地域の被災規模及び被災人数等の状況を迅速・正確に把握し、適切に給水順位と給水量などを決定する。
- (2) 輸送方法
被災地の状況に合わせ、給水車(給水タンクローリー車、給水タンク搭載車)又は飲料水を給水袋に充水してトラック等により輸送などを行う。
- (3) 拠点給水方式
拠点給水方式により指定収容避難所、医療機関及び要配慮者の収容施設、その他公共機関等を優先し、順次に給水する。
- (4) 飲料水供給簿
被災し給水を求める避難者等に対応漏れが生じないよう「飲料水供給簿」…(様式13)に記載する。

5 給水装置の応急復旧措置

- (1) 個人の所有物である給水装置が損壊した場合は、それぞれが別府市指定給水装置工事業者に依頼・修繕することとなるが、被害が広範囲にわたり、断水のおそれがある場合は、上下水道対策部が臨時止水(個別断水)又は応急復旧を図るものとする。
- (2) 上下水道対策部の対応能力による効果的な応急復旧などが困難な場合には、別府市管工事協同組合へ応援協定に基づく要請を行い、応急復旧を図る。

6 関係機関への応援要請

災害時の応急給水において、市のみでは対応が困難であると認められたときは、次の関係機関へ応援を要請する。

- (1) 日本水道協会大分県支部
日本水道協会大分県支部水道災害応援要綱第5条に基づき応援要請を依頼する。
- (2) 公益社団法人 大分県薬剤師会
水道における給水異常や災害発生時の給水支援等に関する協定書第6条第1項に基づき応援要請を依頼する。
- (3) 県及び隣接市町村
市長から県知事に対し、応援要請を依頼する。
- (4) 大分海上保安部
市長から県知事を通じ、大分海上保安部へ応援要請を依頼する。
- (5) 自衛隊
市長から県知事を通じ、自衛隊法第83条に基づき災害派遣の要請を行う。

7 広報活動

応急給水を実施するときは、上下水道対策部の広報車にて給水日時・給水場所等の必要な事項を住民に広報する。

なお、多くの地域で広報を実施しなければならない場合は、HP・SNS及び市長公室対策部広報班等により広報巡回等あらゆる伝達手段を活用し実施するとともに、時間的余裕がなくなった場合は、マスコミへ協力依頼しテレビ・ラジオによる市民への情報伝達を行う。

第11節 食料供給活動の確立

大規模災害による被災で避難した者、及び災害復旧や救助等の防災活動に従事している者に対する、食料の確保と供給の安定に努めるものである。

1 食料供給体制

大規模災害の発生により設置された市災害対策本部は、災害対策本部長(市長)の命令・指示により、食料供給活動を実施する。

情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

なお、食料供給の実施責任者及び役割分担は、次のとおりとする。

(1) 実施責任者

- ① 災害救助法が適用されない場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

但し、被災の程度が大きくなり、県の支援が必要な場合、県知事は市長の要請に基づき斡旋及び調整等を行う。

- ② 災害救助法が適用された場合における食料供給の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。

(2) 役割分担

① 総括班

救援食料品の要請

② 総務対策部

ア 要員及び車両の要請

イ 避難所の統括に関すること

③ 市民福祉対策部

ア 非常用食料の備蓄及び管理

イ 備蓄食料の避難所までの搬送

ウ 食料の調達及び集積拠点における管理及び避難所までの搬送

エ 救援食料の要請に関する庶務

④ 避難所毎に割り当てられた課(以下「避難所担当課」という。)

ア 避難所における食料の配布

イ 必要食料の把握及び報告

⑤ 自主防災会

ア 避難所における食料の配布

イ 必要食料の把握及び集約

⑥ 市民及び各事業所

ア 発災後3日分程度の非常用食料の備蓄

イ 食料の配布

⑦ 指定販売業者

ア 在庫食料の提供

イ 食料の調達に関する協力

ウ 営業の早期再開

⑧ 運送業者等

食料の搬送に関する協力

⑨ ボランティア等

食料の搬送及び調達、配布に関する協力

(3) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の、「炊出し、その他による食品の給与」の実施基準

は、次表のとおりとする。

食料供給の実施基準

項 目	基 準 等
対 象	1 避難所に避難している者 2 住家宅に被害を受け、もしくは災害により現に炊事のできない者
支 出 費 用	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費
費用限度額	1人1日1,230円以内
期 間	災害発生の日から7日以内(7日を超える場合は、内閣総理大臣と協議して定める。)
備 考	1 食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 2 費用限度基準や救助期間によりがたい場合「特別基準の申請」により事前に県に協議する。

2 応急食品の供給対象

- (1) 避難所収容者で非常食料を持たない者
- (2) 住宅の損壊等により炊事ができない者
- (3) 応急対策活動に従事する者で食料等供給の必要がある者
- (4) 観光客及び一般家庭への来訪者で食料を持たず、食料の調達ができない者
- (5) 被災を受け一時縁故先に避難する者や流通の途絶により、食料が確保できない者

3 応急食品の供給要領

- (1) 応急食品は、被災者がそのまま直ちに食することができる現物を供給する。
- (2) 各地域の被災規模及び被災人数等に基づき、応急食品の配分計画を作成する。
- (3) 応急食品の供給期間は、災害救助法の定める限度を原則とし、特別な事情がないかぎり災害発生日から7日以内の期間とする。

4 応急食品の調達要領

- (1) 必要に応じて、市指定販売業者から購入する。
ただし、緊急やむを得ない場合は、近隣市町村の協力を得て購入する。
- (2) (1)以上の調達が必要な場合、市長は、県知事へ申請し支援を受けることとする。

5 応急食品の輸送方法

災害時における応急食品の輸送が迅速・的確に実施できるよう、車両等の確保を図る。

- (1) 販売業者に輸送を実施させる。この場合は、受領時のチェックを正確に行う。
- (2) 市の公用車により輸送を実施する。
- (3) その他の手段で輸送を実施する。

6 炊き出し等の実施要領

- (1) 避難所の収容者及び住家の損壊により炊飯ができない者、又は防災応急活動に従事する者等に対しては、炊き出し等により食料を供給する。
- (2) 炊き出しの実施については、日赤奉仕団・婦人会・自衛隊・救援ボランティア等へ応援協力を求めて、共同調理場及び家庭科室等の適当な施設を活用し行う。
- (3) 炊き出しの供給量は、1人1食につき200gとする。
なお、なんらかの事由により炊き出しの実施が困難な場合は、代替としてアルファ化米等の配給をする。
- (4) 乳幼児に対しては、ミルク等を給与する。

7 応急食品の配給要領

- (1) 応急食品の配給は、避難所責任者の指示により、自主防災会や救援ボランティアの応援協力を求めて行う。
- (2) 収容避難所における配給は、自主防災会を最小単位として迅速・公平に、リーダーの責任により行う。
- (3) 食物アレルギーや文化・宗教上の理由から、食べることのできない食材がある方のために、原材料表示や使用した食材がわかるよう注意喚起を実施する。

8 自衛隊災害派遣要請の依頼

市独自の炊き出し活動が困難であると認められたときは、県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

ただし、県知事に対し連絡がとれないときで、事態が急迫し速やかに自衛隊の救援を要すると認めたときは、災害対策本部長(市長)が事前に最寄りの駐屯地司令へ通報する。

なお、事前に最寄りの駐屯地司令へ直接の救援依頼をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知する。

9 様式等の整備

大規模災害により混乱する中で実施する応急食品等の配給で、対応漏れが生じないよう次の様式を定め、適宜に災害対策本部長(市長)へ報告する。

- (1) 「炊出し実施状況」…(様式14)
- (2) 「炊出し受給者名簿」…(様式15)
- (3) 「食料現品配給簿」…(様式16)
- (4) その他炊き出し及び応急食品に関する証拠書類

第12節 生活必需品等供給活動の確立

本節は避難所等における最低限の日常生活を営むために困難を生じている者に対して、寝具、衣料、日用雑貨等の物資を一時的に給与又は貸与することにより、市民生活の安定回復を図るものである。

1 生活必需品等供給の体制

大規模災害の発生により設置された市災害対策本部は、災害対策本部長(市長)の命令・指示により、被災者等に対する生活必需品等の給与又は貸与を計画実施する。

情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

なお、生活必需品等の供給に関する実施責任者及び役割分担は、次のとおりとする。

(1) 実施責任者

- ① 災害救助法が適用されない場合における生活必需品等供給の実施は、市長が行う。

ただし、被災の程度が大きくなり、県の支援が必要な場合、県知事は市長の要請に基づき斡旋及び調整等を行う。

- ② 災害救助法が適用された場合における生活必需品等供給の実施は、県知事の委任を受けて市長が行う。

(2) 役割分担

① 総括班

救援物資の要請

② 総務対策部

ア 要員及び車両の要請

イ 避難所の統括に関すること

③ 市民福祉対策部

ア 非常用食料の備蓄及び管理

イ 備蓄食料の避難所までの搬送

ウ 食料の調達及び集積拠点における管理及び避難所までの搬送

エ 救援食料の要請に関する庶務

④ 避難所担当課

ア 避難所における物資の配布

イ 必要物資の把握及び報告

⑤ 自主防災会

ア 避難所における物資の配布

イ 必要物資の把握及び集約

⑥ 市民及び各事業所

ア 発災後一週間程度の非常持ち出し品の備蓄

イ 物資の配布

⑦ 指定販売業者

ア 在庫物資の提供

イ 物資の調達に関する協力

ウ 営業の早期再開

⑧ 運送業者等

物資の搬送に関する協力

⑨ ボランティア等

物資の搬送及び調達、配布に関する協力

(3) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の、「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の実施基準は、次表のとおりとする。

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与実施基準

項目	基準等							
対象	全半壊(焼)流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により、直ちに日常生活を営むことが困難な者(世帯単位)							
支出費用	被災者の実情に応じ 1 被服、寝具及び身のまわり品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料 5 防寒・熱中症対策							
費用の限度額	(単位:円)							
	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上は1人を増すごとに加算	
	全壊 全焼 流出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
		冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
	半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬		10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	
(注) 夏季:4月～9月 冬季:10月～3月 災害発生の日をもって決定								
期間	災害発生の日から10日以内(10日を超える場合は、内閣総理大臣と協議して定める。)							
備考	1 現物給付に限る 2 輸送費, 賃金職員雇上費は、別途計上する							

2 生活必需品の種類

給与又は貸与する生活必需品物資の品目及び種類は、概ね、次のとおりとする。

- (1) 寝具…………… 就寝に必要な最小限度の毛布・布団・タオルケット等
- (2) 外衣…………… 普段着、作業着、婦人服、子供服、Tシャツ等
- (3) 肌着…………… 下着等
- (4) 身回り品……… タオル、靴、雨カッパ、傘等
- (5) 炊事道具……… 鍋、釜、包丁、バケツ、コンロ等
- (6) 食器…………… 茶碗、汁碗、皿、箸、スプーン等

- (7) 日用品…………… 石鹸、ティッシュ、タオル、トイレトペーパー、
歯ブラシ、ウェットティッシュ、哺乳瓶、紙おむつ、生理用品等
- (8) 光熱材料…………… マッチ、ロウソク、プロパンガス、懐中電灯、電池等
- (9) その他…………… 防水シート等

3 給与又は貸与の対象者

- (1) 避難所に收容され、困難な日常生活に直面している者。
- (2) 住宅等の損壊により、直ちに日常生活を営むことが困難な者。
- (3) 観光客及び一般家庭の来訪者などで災害対策本部長(市長)が給与又は貸与が必要と認めたる者。

4 物資の調達要領

- (1) 市民福祉対策部長は、生活必需品等の配分計画に基づき、必要に応じて市指定販売業者から購入する。
- (2) 指定販売業者からの調達量では不足すると判断された場合は、災害対策本部長(市長)が県知事に対し、調達を依頼する。

5 救援及び義援物資の受入れ

- (1) 救援物資及び国民や企業等からの義援物資に対応するため、社会福祉協議会及び市民福祉対策部で受入班・仕分班・配送班を設置し、漏れがないよう次の様式を定める。
なお、必要に応じてボランティアの協力を得る。
 - ① 「救援物資等受入表」……………(様式 17)
 - ② 「救援物資等仕分表」……………(様式 18)
- (2) 市民福祉対策部、市長公室対策部は、被災者が必要とする物資の内容を調査等で把握し、報道機関等の協力により迅速に公表し、救援物資受入れの調整に努める。

6 救援物資の集荷場所

救援物資の集荷場所については、下記の施設を活用する。

- (1) 公設地方卸売市場
- (2) 別府市競輪場
- (3) ビーコンプラザ
- (4) 別府中央小学校
- (5) ベっぴアリーナ(別府市総合体育館)

7 救援物資等の配給

- (1) 生活必需品等の救援及び義援物資の配給は、避難所責任者の指示等により自主防災会や救援ボランティアの応援協力を求めて行う。
- (2) 收容避難所における配給は、自主防災会を最小単位として迅速・公平に、リーダーの責任により行う。

8 救援物資等の配分

被災者に対する救援物資等の配分は、被害状況、被災人員、被災者の世帯構成人員等を迅速・正確に調査し、この調査結果に基づき物資の品目及び数量を適正に決定する。

第13節 各種災害からの避難

大規模災害により、災害危険が及んでいる地域の居住者、滞在者、その他の者に対して、時機に応じた迅速な避難指示等の発令及び避難誘導を実施することにより、住民等の身体生命の保護に努める。

1 避難指示等の基本方針

風水害・火山災害の発生時においては、災害状況の変化に応じ人命保護を優先し、迅速・的確に避難指示等を実施する。

(1) 市長が実施する避難指示等は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の段階で実施する。また、必要に応じて、対象地域、判断時期等について、関係機関に対して助言を求めるものとする。

ただし、災害状況が人命の危険に切迫している場合は、段階を経ず直ちに緊急安全確保を発令する。

(2) 市長以外に実施する防災機関等の避難指示権者は、各々の法令に基づき状況に応じた適切な避難指示を行う。

2 避難指示等を発令する状況

大規模災害発生直後に市災害対策本部が避難指示等を発令する前に、住民は自らの判断で最寄りの学校及び公園等への自主避難を開始していると考えられるが、避難指示等が必要な事態としては、二次災害の発生・拡大が予測されるときであり、別に定める「避難情報の発令判断基準」に基づき避難指示を発令するもののほか、次のような状況を想定する。

(1) 火災による危険が迫ったとき。

(2) 危険物・高圧ガス等の漏洩などがあつたとき。

(3) 崖崩れ等発生の可能性があつたとき。

(4) 大規模災害により被害を受けた建物・構造物等が、倒壊等により周辺に被害を与えるおそれがあるとき。

(5) 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院等の防災上で重要な施設において、避難が必要と判断されるとき。

(6) その他、災害の状況により市長が認めるとき。

3 避難指示等を発令する体制

(1) 実施責任者

① 市長

ア 災害の危険が及んでいる場合に、人命を災害から保護し、災害の拡大を阻止するため特に必要があると認めるときは、地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難のための立退きを指示する。(災害対策基本法第60条第1項)

イ 立退きを指示した場合に、必要があると認めるときは、立退き先を指示する。

ウ 災害の危険が及んでいる場合に、立退きを行うことにより人命に危険が及び、かつ、切迫しているときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対して高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等、緊急安全確保措置を指示する。(災害対策基本法第60条第3項)

エ 避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに県知事へ報告する。(災害対策基本法第60条第4項)

② 県知事

災害時において、市の機能が全部又は大部分の事務を行うことができないと判断されたときは、県知事が市長に代わって、避難立退き等の指示を実施する。

(災害対策基本法第 60 条第 6 項)

③ 警察官又は海上保安官

災害時において、市長が避難の立退き若しくは緊急安全確保措置を指示できないとき、又は市長から要求されたときは、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。

(災害対策基本法第 61 条第 1 項・警察官職務執行法第 4 条)

④ 自衛官

災害現場において、市職員及び警察官・海上保安官が居ないときに限り、人命の危険が切迫している場合において避難のための立退きの指示を実施することができる。(自衛隊法第 94 条)

⑤ 水防管理者

洪水、津波又は高潮の氾濫、及び地すべりにより著しい災害の危険が切迫していると認められる場合は、避難のための立退きを指示する。(水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条)

(2) 役割分担

① 災害対策本部長(市長)

ア 避難指示等の発令

イ 警戒区域の設定

② 総括班

ア 避難指示等の市民及び自主防災会への伝達に関すること。

イ 警戒区域設定後の立入禁止、制限、住民の退去について市民への伝達に関すること。

ウ 避難指示等の県、警察等他機関への伝達・協議に関すること。

③ 消防対策部

ア 避難指示等の伝達に関すること。

イ 避難誘導に関すること。

④ 市民福祉対策部

ア 要配慮者の搬送に関すること。

イ 要配慮者への避難指示等の伝達に関すること。

⑤ 別府警察署

ア 避難の指示に関すること。

イ 避難誘導の応援に関すること。

⑥ 市民及び自主防災会

ア 避難指示等の市民相互の伝達に関すること。

イ 避難時での地域における要配慮者の安全確保に関する協力に関すること。

4 避難指示等の実施要領

(1) 避難指示等は、迅速・的確に防災関係者への伝達を徹底し、避難指示等に伴う円滑な活動を実施する。

(2) 避難の指示権の委任を受けた者

① 市長の命を受け災害現場に派遣された職員

② 消防長又は防災局長の命を受け災害現場に派遣された職員及び消防分団長

(3) 緊急の場合の指示

緊急を要する場合の避難の指示については、あらかじめ市長がその権限を委任した者が事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認のうえ、避難させることができる。

この場合、速やかにその状況等を市長に報告し、以後の措置について指示を受ける。

(4) 避難指示等の方法

- ① 避難指示等を実施する者は、要避難地域の住民に対し広報車等により伝達を行うとともに、自主防災会の協力を得て組織的な伝達を行うものとする。また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により避難指示等の徹底を図る。
- ② テレビ、ラジオ放送により避難指示等の周知を図るため、放送局へ協力を依頼する。
- ③ インターネットや緊急速報メール(エリアメール等)等を通じて避難指示等の周知を図る。
- ④ 市民は、近隣に居住する独居老人や日本語を十分に解さない外国人等の要配慮者に対しても避難指示等が確実に伝達されるよう協力する。
- ⑤ 避難準備の呼びかけは安全性に配慮して、やむを得ない場合を除き極力、夜間を避けて昼間に実施するよう努める。

(5) 避難指示等の市民への伝達事項

- ① 避難指示等の発令者
- ② 避難指示等の対象地域
- ③ 避難先とその場所
- ④ 避難経路(危険な経路がある場合等)
- ⑤ 避難指示等の発令理由
- ⑥ 注意事項(火の元の確認・避難後の戸締まり・携行品・服装等・門扉等に避難先を明記)

(6) 市長が自ら避難指示等を発令したとき、及び避難指示権者から避難指示等を実施した旨の通知を受領したときは、次の事項を速やかに県知事へ報告する。

- ① 避難指示等の発令者
- ② 避難指示等の発令日時
- ③ 避難対象者(地域・人員等)
- ④ 避難先

(7) 市長(災害対策本部長)は、避難の必要がなくなり解除するとき、直ちにその旨を公示する。

5 避難指示等の伝達要領

(1) 防災局長の指示により広報班は、広報車及び電話連絡等による伝達を行う。総括班は、ホームページや緊急速報メール(エリアメール等)での配信を行う。

更に、可能な範囲で防災メールやSNSなども併用する。

(2) 消防職員及び消防団員により消防車両マイクで広報するとともに、路地等においては拡声器等を使用して広報伝達を実施する。

なお、避難指示等の伝達内容は次のとおりとする。

- ① 災害状況及び避難立退きの理由
- ② 避難経路及び避難先
- ③ 避難のための留意事項

(3) 報道機関に連絡し、テレビ、ラジオ等による伝達を行う。

(4) 同報系無線等(浜脇公園、ゆめタウン、別府駅前通り、別府中央小学校、国際観光港、ティ・エフ・シー本部ビル、上人ヶ浜公園、亀川小学校、すきっぷパーク、小坂市道、おひさまパーク)により伝達する。

(5) サイレン(消防署本署、南部振興開発ビル、消防署亀川出張所、消防団第11分団格納庫、南立石本町1組、天間2組)により伝達する。

避難の種別	サイレン信号		
避難指示	約1分 ○	約5秒 休止	約1分 ○
備考	信号の継続時間は、適宜とする。		

(6) 避難指示等の発令時には、住民に避難漏れが生じないように、防災実施機関は巡回広報及び調査を徹底し実施する。

なお、電話回線が通じる場合は、「災害対策本部→自主防災会長→自主防災会班長→地域住民」の順序に伝達することも併せて実施し避難漏れが生じないように努める。

6 避難誘導及び避難者移送

災害による被災者の避難誘導は、次のとおり実施する。

- (1) 被災者の避難誘導は、消防関係機関が中心となり警察官、自主防災会等と緊密な連携を図り、避難経路及び避難所等を的確に指示し、安全・迅速に実施する。
なお、避難誘導を実施する要員が不足する場合は、市長公室対策部機動班が応援協力し実施する。
- (2) 避難経路として使用する避難路は、歩道又は広い路側帯のついた道路であり、また、道路に面してブロック塀等の危険箇所のないものとする。
- (3) 避難経路の途上における危険な箇所については、誘導員を配置し、避難者の安全を確保するものとする。
- (4) 多数の避難者を集団避難させる場合、及び避難者に避難方法がない場合は、車両、船舶等により人員輸送を実施するものとする。
- (5) 高齢者、障がい者等の要配慮者の避難を互いに協力し行うものとする。

7 重点避難対象

避難させる場合は、次の事項を重要視して避難誘導を実施する。

- (1) 避難地域内の高齢者・幼児・障がい者・病人等の要配慮者を優先して避難誘導を実施する。
- (2) 大規模災害の発生により広範囲に被害が及んでいる場合は、地域別による被害の軽重に関する情報収集を迅速に行い、その結果に基づく災害状況から、他地域より緊急性が高いと判断された地域内住民に対し、優先して避難誘導を実施する。
- (3) 各施設の避難
 - ① 老人ホーム及び老人保健施設
自力避難が困難な高齢者が収容されている特別養護老人ホーム等においては、施設管理者及び関係者等により事前準備を行い、担架又は介添えによる避難を実施する。
 - ② 病院
病院では、術後患者などの自力避難が困難な入院患者が多くいるので、常時、ナースセンターなどにより入院患者の状態を把握し、担架又は介添えによる避難を実施する。
 - ③ 保育所・認定こども園・幼稚園・特別支援学校
園児等は、避難に対する自力判断が困難であるため、災害発生時においては、施設関係者等により安全な場所まで完全密着誘導を実施し、また、肢体不自由児等については、車椅子等を使用しての避難誘導を計画実施する。
 - ④ 小・中学校

小・中学校においては、災害発生時に多くの児童・生徒が集団避難するため、教職員等による避難誘導が手薄となるので、防災関係機関等が応援協力し避難誘導を実施する。

⑤ 不特定多数の者が利用する施設

百貨店、駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、集中及び混乱する状況を配慮した避難誘導に関する計画を作成し、これに基づき避難誘導を実施する。

8 市民等に求められる避難への備え

(1) 避難対象地区内の市民等

避難対象地区内の市民等は、緊急避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を日頃から家族や地域と確認しておき、災害が発生した場合の避難について、訓練等により所要時間を把握し、自主的な避難を行うよう努めるものとする。

(2) 夜間等の避難への備え

災害が夜間に発生したり、停電の場合に備えるためには次のことに留意しておく必要がある。

- ① 懐中電灯や携帯ラジオ等を直ちに携行できるように備えておく。
- ② 地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておく。
- ③ すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに指定避難所の開け方(鍵の管理)や電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておく。

(3) 徒歩避難の原則

災害発生時には、渋滞・交通事故が発生するなど、多くの課題が懸念されるため、避難については徒歩によることを原則とする。

ただし、要配慮者の支援など、緊急で止むを得ない場合は、自動車による避難も考慮しておく必要がある。特に避難行動要支援者にあつては、徒歩による避難が困難な場合もあるため、地域の実情等を総合的に勘案し地域で合意形成を図ったうえで、避難方法をあらかじめ検討しておくことが必要である。

9 市民等に求められる避難

(1) 避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが家族や地域内の率先避難者となるように努める。

(2) 正しい情報をラジオ・テレビ・防災行政無線・ホームページやSNSなど、あらゆる情報伝達手段を通じて入手する。

(3) 特別警報や避難指示等の情報から、新たな災害の発生が予想される場合は、迷うことなくより安全な場所へ避難する。

10 警戒区域の設定

災害が発生し又は、災害の発生が急迫している場合において、地域住民の生命身体を危険から防護するため、特に必要があると認めるときは、次の要領で警戒区域を設定する。

(1) 警戒区域の設定要領

- ① 市長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入り制限、若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命じる。
- ② 警察官又は海上保安官は、権限のある市職員が災害現場に不在のとき、又は要請があつた場合は、警戒区域の設定を実施することができる。ただし、実施後

は、直ちにその旨を市長へ通知しなければならない。

- ③ 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、警察官等の協力を得て実施する。
- ④ 災害現場において市職員・警察官及び海上保安官がいないときで緊急を要する場合は、災害派遣を命じられた自衛官が警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限、及び退去命令を行うことができる。

ただし、実施後は、直ちにその旨を市長へ通知しなければならない。

(2) 警戒区域の設定状況

市長は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、津波危険予想地域、がけ崩れ危険地域等において警戒区域の設定を行い、立ち入り制限等を実施する。

実施は、予想される危険が生じる可能性が著しく高く、危険防止のための特別の必要性が認められる場合に限られる。

11 避難指示等の解除

避難指示等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めつつ、別に定める「避難情報の発令判断基準」に基づき解除を行う。

第14節 避難所対策の確立

災害危険から住民を回避させるため、地区毎に施設を選定し、一時避難所と収容避難所を区分のうえ指定を行うなどにより、避難所対策を確立する。

また避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じる。

1 避難所の指定

(1) 一時避難所(指定緊急避難場所)

- ① 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。
- ② 一時避難所の広さは、概ね1人当たり1㎡とし、50人(50㎡)以上収容可能な施設又は場所を指定する。
ただし、地区の状況により必要とする場合は、これに該当しない施設等であっても一時避難所として指定することができる。

(2) 収容避難所(指定避難所)

- ① 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
- ② 収容避難所の広さは、概ね1人当たり2㎡とし、100人(200㎡)以上収容可能な施設を指定する。

(3) 福祉避難所

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、かつ介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者等を収容するため福祉施設や支援学校等の施設を指定する。

※ 避難所一覧・・・(資料 15-1 地区別避難所一覧表参照)

※ 福祉避難所一覧・・・(資料 15-2 福祉避難所一覧参照)

(4) 臨時避難所

① (1)～(3)の避難所を補完するため、避難所に指定されていない自治会等が管理・運営する公民館、病院・診療所、児童福祉施設等を活用し、臨時避難所として活用を図る。

② 感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を図る。

2 避難所開設の体制

避難所開設の実施責任者及び役割分担は、次のとおりとする。

(1) 実施責任者

- ① 災害救助法が適用されない場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。
- ② 災害救助法が適用された場合における「避難所の供与」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。

(2) 役割分担

- ① 災害対策本部長
避難所開設の決定に関すること。
- ② 市長公室対策部広報班

- ア 避難所の位置等を市民へ広報
- イ 避難所への情報提供
- ③ 施設管理者
 - 管理する施設を避難所として開錠
- ④ 教育対策部
 - 学校施設を避難所として開錠の協力
- ⑤ 建設対策部
 - 避難所の応急危険度調査に関すること。
- ⑥ 総務対策部避難所・受援班
 - 避難所の統括に関すること。
- ⑦ 避難所担当課
 - ア 避難所の開設及び管理運営に関すること。
 - イ 介護付き避難所の運営に関すること。
 - ウ 愛玩動物の収容対策に関すること。
- ⑧ 市民及び自主防災会
 - 避難所における主体的な運営に関すること。
- ⑨ ボランティア等
 - 避難所運営の補助に関すること。
- (3) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の、「避難所の供与」の実施基準は、次表のとおりとする。

避難所供与の実施基準

項目	基準等
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者
費用の限度額	避難所設置費 1人1日当たり330円以内
期間	災害発生の日から7日以内(但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
備考	1 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。 2 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費。

3 避難所の開設要領

市長が避難勧告等を発令した場合、及び災害危険が急迫し住民が自主避難行動を開始した場合は、次のとおり速やかに避難所を開設する。

(1) 市立小・中学校

- ① 避難所に指定されている市立小・中学校の開設は、鍵を各学校長が管理し、避難所として利用される状況となれば、責任をもって速やかに開錠する。
- ② 各学校長による開錠が遅れる場合は、総括班・避難所担当課が管理している合鍵を使用して、速やかに開錠する。
- ③ 前記の方法では開錠できないまたは著しく開設が遅れる場合は、避難所に指定されている市立小・中学校に事前に設置してある緊急用合鍵を使用し、自主防

災会の責任で開錠する。

(2) 社会教育施設

- ① 避難所に指定されている地区公民館等の各社会教育施設の開設は、鍵を各施設長が管理し、避難所として利用される状況となれば、責任をもって速やかに開錠する。
- ② 各施設長による開錠が遅れる場合は、教育委員会・社会教育課が管理している合鍵を使用して、速やかに開錠する。

(3) 町内自治公民館

避難所に指定されている各町内自治公民館の開設は、各町自治会長又は公民館長が鍵を管理し、避難所として利用される状況となれば、責任をもって速やかに開錠する。

(4) その他の避難所

- ① 避難所に指定されているその他公共施設等の開設は、各公共施設等の長が責任をもって速やかに開錠する。
- ② 避難所に指定されていない公共施設において、災害の状況から応急的に避難所として開設する場合は、施設長が責任をもって速やかに開錠する。
- ③ 災害が大規模で市の公共施設での避難者受け入れの対応が困難となり、市内の県立施設を避難所として開放する必要が生じた場合、市長は県知事に避難所開放の支援要請を行うこととする。

4 避難所開設の手続き

(1) 避難所開設の場合の手続

市が避難所を開設した場合は、おおむね次の措置をとる。

- ① 避難所開設の周知
総務対策部避難所・受援班は、速やかに被災者及び警察官、消防、防災組織等関係者にその場所等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。その際、必要に応じて地区災害対策本部の応援を求める。
- ② 避難者名簿の作成
避難所担当課の職員は、速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成する。その際、避難者名簿の作成にあたっては、必要に応じて東部地区災害対策本部や市民の協力を求め、迅速かつ的確な避難者名簿の作成に努める。
- ③ 避難所開設に関する報告
総務対策部避難所・受援班は、避難所の開設に関する情報(日時・場所・箇所数・避難者数、ライフラインの状況、疾病別人数、ニーズ)を避難所開設後直ちに市災害対策本部に報告し、市災害対策本部は県防災センター又は東部地区災害対策本部に報告する

5 避難対象者

(1) 災害により現に被災した者

- ① 住宅に被害を受け、日常生活を行う場所及び手段を失った者。
- ② 自己の住宅に関係なく、現実に被災し速やかに避難しなければならない者。(旅館ホテル等の宿泊観光客、一般家庭の来訪者、通行人等)

(2) 災害により被災するおそれのある者

- ① 避難勧告等を受けた者。
- ② 避難勧告等が発令されていないが、緊急に避難を要する者。

(3) 帰宅困難者

交通機能停止等により、自力で自宅に帰ることが出来ない者。

6 避難所の管理運営

避難所担当課は、開設した避難所の施設管理者や支援ボランティア及び避難者や自主防災会と協力して、迅速、公正に避難収容者の救援救護活動に努めるとともに、次の措置等により避難所の管理運営を行う。

(1) 避難所の管理

① 避難所の秩序維持

避難所担当課の職員(以下「避難所担当職員」という。)は、避難者を自主防災会等单位とし各リーダーを定め、避難者に漏れなく迅速・正確な災害情報等を伝達するなどにより、避難所の秩序維持を図る。

② 避難所施設の管理

避難所担当職員は、空き教室及び空室等を使用する場合は、施設管理者の許可を必ず受けることとし、施設管理者による円滑な施設管理に協力する。

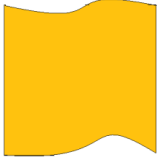

また、放送設備等の施設内設備を使用する場合は、施設管理者の許可を得なければならない。

(2) 避難所の運営

① 避難者の状況把握

ア 病人及び負傷者等の有無を調査確認する。

※ 通信が途絶しそうな地域において、避難者の中に、重傷者等がいる場合、防災ヘリ等が上空から確認できるよう情報連絡手段として、避難所サイン用品を屋根・屋上・広場などに広げて掲示する。

【避難所サイン規格】 布(概ね 2m×2m)	
①黄色 	避難者があることを示す
②赤色 	避難者の中に、負傷者や要配慮者等の緊急な救助を要する者があることを示す

イ 給食及び寝具類等の必要量を調査確認する。

※ 避難所開設日時及び施設名に併せて、上記の調査確認結果を災害対策本部へ報告する。

② 災害情報の掲示

避難所担当職員は、高齢者や避難所外避難者等の災害情報弱者に対し、正しい情報を得られるよう、災害対策本部等の災害関連情報を受理した場合、その都度、避難所施設内外に災害情報等を掲示する。

また、災害情報については、外国人や子供等の災害情報弱者にもわかりやすいやさしい日本語及びピクトグラム等を活用するなど配慮すること。

③ 救援物資の配布

ア 救援物資の配布は、公平に行うため原則として自主防災会等の単位で配布する。

イ ベビー用品及び救急医薬品等については、個人単位で配布する。

ウ 避難所周辺の、避難していない地域住民で被災している場合は、被災者への救援物資配布を配慮する。

食料の配布にあたっては、避難者の適切な栄養管理に努める。

また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

④ 避難所の相談員配置

ア 避難所に避難者の健康管理のため、健康相談チームを編成し、避難住民の健

健康管理を行う相談員を配置、避難者の身体的・精神的及び物質的な不安解消に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難所のニーズの把握や食物アレルギーに配慮した食料の確保・配布等に努めるものとする。

また、必要に応じ専門の心のケアチーム等との連携状況の変化に応じた各種の相談業務を行う。

イ 配置された相談員は、高齢者・障がい者・外国人等の要配慮者に対し、細心の配慮により相談業務を実施する。

⑤ その他の配慮

避難所の運営、レイアウト等に当たっては、次のような工夫を図り、個々の特性等に配慮する。

ア 避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。

イ 高齢者や障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをする、福祉用品を準備するなどの配慮を行い、過ごしやすい居住スペースの確保に努める。

ウ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。

エ 誰もが利用できるトイレや更衣(又は化粧)スペース及び洗濯物の干し場の確保については、個々の特性への合理的配慮に努める。

オ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子ども等避難者の安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。

カ 女性や子ども等避難者への暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。

キ 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

⑥ 大規模災害時における対応

大規模災害では、避難所担当職員のみでは避難所の継続運営は困難となるため、自主防災会、ボランティア等のリーダー等で構成される避難所運営委員会等により運営を行うこと。

⑦ 避難者の把握

避難者に避難者名簿記入用紙を配付し必要事項を記載させる。避難所人数把握表をもとに避難者受付簿及び避難所状況報告書を作成し、総務対策部避難所・受援班に報告する。

⑧ 避難所の生活環境への配慮

市は、災害に備えて簡易トイレ(洋式)の備蓄やマンホールトイレなど、避難所におけるトイレの確保、清掃等生活環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるとともに、特に避難の長期化等に伴い、必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、性的少数者や要配慮者を含むすべての避難者によるニーズの違い等に配慮する。

(3) 避難所内での感染予防

① 避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。

② 避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。

③ 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。

④ 避難所内の居住スペースでは1人あたり4㎡を確保するよう努める。

⑤ 避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分する。

⑥ アルコール消毒薬を出入り口やトイレなど、多くの人が使用する箇所に複数設置する。

- ⑦ ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。
- ⑧ 定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。
- ⑨ 避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。

7 大規模災害時の特別措置

大規模災害により避難生活が長期化した場合、又は市内において避難所が開設できない状況となった場合は、次のとおり特別措置を講じる。

(1) 長期避難生活者への対応

避難場所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保や避難者のニーズの違い等、ユニバーサルデザインの視点に立って次の対応を行う。

① 生活機器等の確保

市民福祉対策部は、避難者の避難生活が3日以上長期になる場合において、応急物資以外に次の生活機器等を調達し、避難者の生活を救護する。

- ア 衣類(冬季の上着)
- イ 洗濯機及び乾燥機
- ウ テレビ
- エ 掃除機
- オ 冷暖房設備
- カ 冷蔵庫及び炊事設備

② 入浴支援

ア 市民福祉対策部は、観光・産業対策部の協力を得て市営・区営等の温泉で損壊を受けていない施設を避難者が利用できるように努める。

イ 市民福祉対策部は、建設対策部の協力を得て公園等の場所において、避難者用のシャワールーム及び仮設浴場等を設置するよう努める。

なお、総括班は、県及び自衛隊に支援を要請する。

③ 洗濯支援

ア 市民福祉対策部は、建設対策部の協力を得て、地下水又は温泉の枯渇していない場所へ仮設洗濯場を設置し、避難生活の長期化に対応する。

イ 市民福祉対策部は、必要に応じて避難所へ洗濯機及び乾燥機を設置する。

④ 要配慮者支援

市民福祉対策部は、救護の必要性が高い要配慮者に対して、救護設備の整った福祉避難所や社会福祉施設等への受入れを促進する。

(2) 避難所確保が困難な場合の対応

市内における避難所の確保が困難となった場合は、次の対応を実施する。

① 他市町村等への避難

ア 大規模災害の発生により市内の指定避難所等が使用できない場合、又は、適当でない場合において、市長は、近隣市町等の施設使用について県知事に要請報告を行う。

イ 災害状態が急迫し、県知事に対する要請報告をする時間がない場合において、市長は、近隣市町村長に直接要請し、応援協力のもとに避難所を開設する。

② 市外への避難要領

ア 原則として市長が避難者を搬送するものとするが、大規模災害発生時には、その能力を失っているおそれがあるため、この場合においては、避難者の搬送についても併せて要請先市町村に依頼する。

イ 道路の寸断等により陸路からの避難に支障がある場合は、海上自衛隊、大分海上保安部等の機関に要請し海路による人員輸送を行う。

(3) 避難所における要配慮者への対応

- ① 避難所担当職員は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握するとともに健康状態等について聞き取り調査を実施する。
- ② 総務対策部避難所・受援班は、要配慮者の調査結果に基づき、必要とする食料及び生活必需品等の物資調達を市民福祉対策部救護支援班に要請する。
- ③ いきいき健幸対策部衛生医療班は、総務対策部避難所・受援班の要請を受け保健師等による、要配慮者の健康状態等の調査を実施する。
- ④ 市民福祉対策部救護支援班および救護福祉班は、いきいき健幸対策部衛生医療班の要配慮者の調査結果及び福祉関係者が持つ当該要配慮者の情報に基づき、福祉避難所に要配慮者の収容を依頼する。
- ⑤ 観光・産業対策部は、総務対策部避難所・受援班と協議し、要配慮者、帰宅困難者、他市町村からの避難者の収容を災害時協定締結事業者に依頼する。
- ⑥ 外国人の避難者対応
 - ア 避難所担当職員は、外国人を早期に把握し、必要に応じて通訳等の派遣を総務対策部避難所・受援班に要請する。
 - イ 避難所担当職員は、外国人には、日本語を話せない者や被災地の地理や事情に不慣れな者もあり、必要な情報を得ることが困難なため、やさしい日本語、外国語による情報提供、絵や写真で示すなど、多様な手段により情報提供ができるよう配慮する。
 - ウ 避難所担当職員は、宗教上食べられないもの、できないこと、しなくてはならないことがあるため、外国人避難者の生活様式に配慮する。

8 避難所外被災者の支援

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできないものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など、必要な支援を行う。

(1) 避難所外被災者の状況把握

市災害対策本部は車中泊者等避難所以外の被災者の状況調査を行う。但し、被災が広範囲に及んでいる場合は、必要に応じ県知事や防災関係機関に調査の応援を要請する。

(2) 食料や生活必需品等の提供

市災害対策本部は自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難所外被災者に対し、食料や生活必需品等必要な支援や情報の提供を行う。

(3) 避難所外における要配慮者の把握

市災害対策本部は避難所外の要配慮者を把握し、健康状態等の聞き取り調査に基づき、福祉避難所、福祉施設や医療機関等に移送するよう努める。

9 避難所における動物の保護

市災害対策本部は避難所の設置に伴い、県や関係団体の支援を受け、飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、以下の事項について、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
- (2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整
- (3) 他自治体との連絡調整及び要請

10 避難所生活の保護・救援

(1) 医療救護班等の派遣・調整

いきいき健幸対策部は保健師等による避難所等の巡回を実施し避難所における医療ニーズの有無を把握し、必要に応じて医療救護班等の派遣を県に要請する

(2) 保健活動チームの派遣・調整

いきいき健幸対策部は、保健師等による避難所等の巡回を実施し、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握し、必要に応じて保健活動チームの派遣を県に要請する。

11 「避難所運営マニュアル」の作成

避難所の運営管理は、市長の責任の下で行う(災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。)が、住民や民間の力を活かすことが望ましいため、市は、「避難所運営マニュアル」を策定し、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。

12 避難所運営訓練の実施

総括班は、大規模災害時に自主防災会等が中心となり円滑に避難所を開設・運営できるように、自主防災会や市職員等を対象として「避難所運営マニュアル」に基づく、感染症対策に配慮した避難所運営訓練等の実施に努める。

第15節 輸送対策

災害時における、被災者・負傷者の搬送及び防災活動要員や緊急物資等の迅速・的確な輸送は、この計画の定めるところにより実施する。

1 緊急輸送の体制

災害発生時における実施責任者及び役割分担は、次のとおりとする。

(1) 実施責任者

- ① 災害救助法が適用されない場合の人員又は物資等の輸送・移送の確立と実施は、市災害対策本部長が行う。
但し、災害が大規模となり、本市において対応できない状況となった場合は、市災害対策本部長の要請に基づき、県災害対策本部において車両その他の輸送力の確保・調達を行い、輸送・移送の応援を実施する。
- ② 災害救助法が適用された場合の人員又は物資等の輸送・移送の確立と実施は、県知事の委任を受けて市災害対策本部長が行う。

(2) 役割分担

- ① 総括班
 - ア 緊急輸送の要請に関すること。
 - イ 公用車の緊急車両認定手続きに関すること。
- ② 総務対策部
不足車両等の調達に関すること。
- ③ 消防対策部
ヘリコプター離着陸場に関すること。
- ④ 別府警察署
緊急輸送車両の認定に関すること。
- ⑤ 自衛隊
緊急輸送の支援に関すること。
- ⑥ 大分海上保安部
緊急輸送の支援に関すること。
- ⑦ 民間協力団体等
緊急輸送の協力に関すること。

2 輸送の範囲

- (1) 防災活動を実施するために必要な要員及び防災用資機材の輸送
- (2) 被災者に対する食料・救援物資及び飲料水の輸送
- (3) 傷病者等救急患者の搬送
- (4) 移動が困難な被災者等の移送
- (5) 応急医薬品及び防疫物資等の搬送
- (6) 人命検索及び遺体処理等を実施する要員の輸送
- (7) その他、災害に伴い必要とする輸送及び搬送

3 輸送の基準

輸送は、おおむね次の基準により実施するものとする。

(1) 第一段階

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

- ⑤ 輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第二段階
 - ① 上記(1)の続行
 - ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ③ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
 - ④ 輸送施設(道路、港湾、漁港、ヘリポート等)の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第三段階
 - ① 上記(2)の続行
 - ② 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ③ 生活必需

4 緊急輸送の順位

被災地域の被害程度を勘案し、次のとおり優先順位を調整し緊急輸送を実施する。

- (1) 市民及び観光客の生命身体を安全確保するために必要な輸送
- (2) 各種災害による被害拡大を防止するために必要な輸送
- (3) 各種災害の初動の応急対策に必要な要員及び物資の輸送
- (4) その他、要員及び物資の輸送

5 緊急輸送物資の内容

- (1) 救護医療に必要な資機材
- (2) 各種災害の初動の応急対策を実施するために必要な資機材
- (3) 食料、その他生活必需品等の救援物資
- (4) その他、緊急に輸送を必要とするもの

6 輸送体制

災害発生に伴う緊急輸送は、災害種別や被災地の交通状況等を勘案し、陸上・海上・航空のあらゆる手段による輸送体制を確立する。

- (1) 陸上輸送
 - ① 道路の確保
 - 大規模災害の発生時には、早い時期において災害対策本部・建設対策部は道路の損壊状況等を調査するとともに、警察等との情報交換により道路状況を正確に把握し、円滑な輸送体制を確保する。
 - ② JR の利用
 - 大規模災害が発生した場合は、JR との協議により、災害状況に応じ多数の被災住民を、遠隔地へ集団避難させる。
 - ③ 車両の確保
 - ア 別府市有車両の活用
 - 消防本部人員輸送車両などによる人員輸送を実施する。
 - イ 陸上自衛隊への支援要請
 - 陸上自衛隊別府駐屯地へ支援要請し、人員輸送車両・トラック等により人員・物資の輸送を実施する。
 - ウ 民間車両の借上げ
 - 市内民間のバス会社及び各タクシー会社の車両を借上げ、被災住民の集団避難などのため人員輸送を実施する。
 - エ 私有車両の活用
 - 災害による被害が及ぶ危険性があり早い時機に避難する場合は、避難経

路・避難場所及び駐車場所などを確認後、私有車両を活用し家族や近隣住民が乗合せて避難する。

④ 災害交通マネジメント検討会の設置要望

災害復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめる必要がある場合、県に対し、災害交通マネジメント検討会の設置を要望する。

(2) 海上輸送

陸路による避難路が断たれた場合、又は海上輸送による避難が安全で迅速かつ便利であると判断された場合は、海上からの人員輸送を実施する。

① 海上自衛隊

県を通じて海上自衛隊へ支援要請し、海上輸送を実施する。

② 大分海上保安部

大分海上保安部へ支援要請し、海上輸送を実施する。

③ 民間船舶

災害状況等を勘案し必要に応じて市内の民間船舶等へ協力要請を行い、海上輸送を実施する。

ア 船舶会社・・・フェリーさんふらわあ、宇和島運輸

イ 漁船・・・大分県水難救済会事務局

(3) 航空輸送

緊急を要するとともに他に輸送手段が無い場合は、次のとおり航空による輸送を実施する。

① 航空輸送の要請

ア 市災害対策本部長は、県防災航空管理者に要請し防災ヘリコプターによる航空輸送を実施する。

イ 市災害対策本部長は、県知事に要請し自衛隊のヘリコプターによる航空輸送を実施する。

ウ 市災害対策本部長は、大分海上保安部に要請しヘリコプターによる航空輸送を実施する。

エ 災害状況の必要に応じて、民間機の協力を要請し航空輸送を実施する。

② 航空輸送の用途

時期に応じて次の用途に航空輸送を実施する。

ア 発災直後の利用

(ア) 被害情報の収集

(イ) 重傷者の搬送

イ 応急活動時の利用

(ア) 重傷者の搬送

(イ) 遺体の搬送

(ウ) 緊急物資の搬送

(エ) 防災活動要員の搬送

③ 航空機の発着

ア 航空輸送先は、自衛隊指定又は事前の情報で確認された安全な地域で、ヘリコプターが発着できる場所とする。

イ 航空輸送は、市内のヘリポートを活用する。

ヘリコプター予定離着陸場

名 称	所 在 地	面積(m ²)
野口原陸上競技場	大字別府 3088	55,000
野口原野球場(東面)	大字別府 3088	
野口原野球場(西面)	大字別府 3088	
別府市中央浄化センター	亀川東町 1363-46	2,600
志高(市営グラウンド)	志高 4380-1	11,000
別府国際観光港多目的広場	大字北石垣字一町田 1999	20,000
別府医療センター	内竈 15 組 1	163,000
古賀原	古賀原 2 組	3,500
実相寺多目的グラウンド	大字鶴見3763-1	11,703

7 緊急輸送の準備

(1) 集荷場所及び要員の確保

① 集荷場所

救援物資等の集積、仕分け及び配送の活動を円滑に実施するため、災害の種類・規模及び交通状況等を勘案し、下記の施設を活用するものとする。

- 公設地方卸売市場 別府競輪場 ビーコンプラザ
 別府中央小学校 ベっぴアリーナ(別府市総合体育館)

② 要員の派遣

市民福祉対策部救護支援班及び市長公室対策部機動班を集荷場所へ派遣する。

(2) 緊急車両の事前確認の届出及び標章等の交付

緊急輸送が円滑に実施されるため緊急通行車両の事前確認の届出により、市所有の各種車両について県公安委員会へ事前確認の届出及び標章等の交付を行う。

(3) 緊急輸送車両の燃料確保

災害応急活動を実施するための車両への燃料については、事前に取り扱業者等と協定を締結し、別府市危険物安全協会との間で締結した「大規模災害時における支援協力に関する協定」に基づき、燃料の確保に努める。

8 緊急輸送路

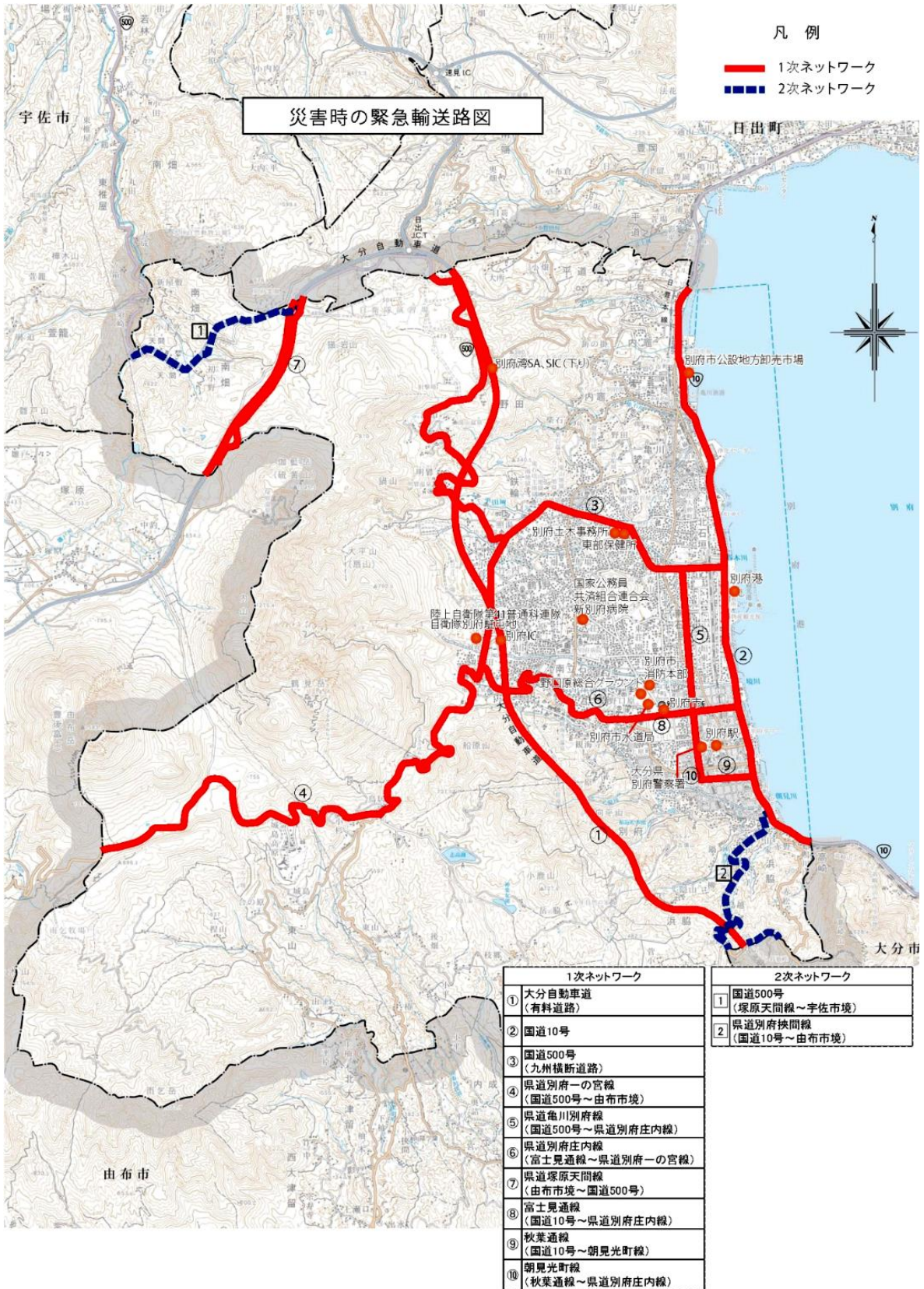
災害発生時における、救援物資等の集荷場所への輸送及び被災者・負傷者等の人員輸送について、安全を確保するため、次のとおり緊急輸送路を定める。

(1) 緊急輸送の活用拠点

① 主要道路

- ア 大分自動車道(有料道路)
イ 国道 10 号
ウ 国道 500 号(九州横断道路)
エ 県道別府一の宮線(国道 500 号～由布市境)
オ 県道亀川別府線(国道 500 号～県道別府庄内線)
カ 県道別府庄内線(富士見通線～県道別府一の宮線)
キ 県道塚原天間線(由布市境～国道 500 号)

- ク 富士見通線(国道10号～県道別府庄内線)
- ケ 秋葉通線(国道10号～朝見光町線)
- コ 朝見光町線(秋葉通線～県道別府庄内線)
- ② 鉄軌道
 - ア JR日豊本線…別府駅、東別府駅、別府大学駅、亀川駅
- ③ 港湾
 - ア 別府国際観光港(第4ふ頭)
 - イ 漁港…亀川漁港
 - ウ 港湾…浜脇港
- (2) 港湾と道路の接続
 - 本市の沿岸中央部に位置する別府国際観光港(第4ふ頭)については、耐震強化岸壁として、大規模災害発生時における、救援物資搬入や避難者の海上輸送を実施する防災拠点港湾として確立されており、この港湾施設を有効に活用するため、市内主要道路との接続を明確にし、円滑な救援活動を実施する。
- (3) 災害時の緊急輸送路
 - 災害時における緊急輸送路は、次図のとおりとする。



第16節 廃棄物等処理

被災地における環境衛生に万全を期すため、廃棄物の処理等、「別府市災害廃棄物処理計画(平成27年1月)」に基づき、次のとおり実施する。

1 廃棄物等処理体制

(1) 実施責任者

風水害等により発生及び排出された廃棄物処理等については、計画と実施を市長が行うものとする

但し、災害が大規模となり、本市において対応できない状況となった場合は、県知事へ支援を要請する。

(2) 役割分担

① 市長公室対策部広報班

廃棄物の処理等について市民に広報

② 総務対策部

必要人員について臨時雇用の調整

③ 市民福祉対策部

ア 被災状況調査及び情報収集、並びに瓦礫等の発生状況調査に関すること。

イ 廃棄物の処理及び処分計画に関すること。

ウ 瓦礫等集積場所の候補地選定と調整に関すること。

エ 生活系廃棄物の収集及び処理に関すること。

オ レンタル仮設トイレの確保及び設置等に関すること。

カ 応急汲み取りの実施に関すること。

キ ごみ焼却施設の被災調査及び応急復旧に関すること。

④ 建設対策部

ア 多量に排出された瓦礫等の仕分け、排除応援に関すること。

イ 家屋の解体撤去に関すること。

⑤ 市民及び自主防災会

ア 災害発生後から生活系廃棄物の収集が開始されるまで、ごみを出さないよう協力すること。

イ 地域の清掃に関すること。

2 廃棄物の収集処理

(1) 廃棄の集積

大規模災害により排出された廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)、及び生活系廃棄物は地区毎に集積場所を設定し集積する。

(2) 廃棄物収集及び運搬

災害廃棄物及び生活系廃棄物の収集及び運搬は、市保有の車両で実施することを原則とするが、災害廃棄物は広域的に多量の排出が予測されるので、他の対策部と連携を図りクレーン車及びダンプカー等の車両を借上げるなどにより、効率的な収集及び運搬に努める。

また、生活系廃棄物についても、衛生面に留意し円滑な収集及び運搬に努める。

(3) 仮運搬場所の確保

大規模災害により、廃棄物処理施設への運搬路が崩壊するなど災害廃棄物等の処理が困難となることが予測されるので、事前に仮運搬先の確保に努め、円滑かつ適正な処理を行う。

3 清掃車両等保有台数

市の清掃車両等保有台数は次のとおりであり、市民福祉対策部において効率的な運

用を計画実施する。

- (1) 塵芥車
 - ① 3t回転ダンプ式…4台
 - ② 3t回転押し出し式…3台
 - ③ 3.5t回転押し出し式…4台
- (2) トラック
 - ① 2tダンプ(パワーゲート)…3台
 - ② 2t平ボディ(パワーゲート)…2台
 - ③ 3tダンプ(脱水汚泥搬出車両)…1台
 - ④ 4tダンプ(脱水汚泥搬出車両)…1台
- (3) 軽トラック
 - ① 軽ダンプ…5台
 - ② 軽平ボディ…2台
- (4) その他の車両
 - ① 海岸清掃車…1台
 - ② ショベルローダー…1台
 - ③ パワーショベル…1台
 - ④ バキュームカー…1台
 - ⑤ 連絡車…6台

4 し尿の収集処理

- (1) し尿の取扱い
被災地域のし尿の汲み取りについては、委託業者等により速やかに実施する。
- (2) し尿の処理
し尿処理施設で処理を行うほか、その他、必要に応じて衛生上で支障をきたさない要領で処理を実施する。
- (3) 仮設トイレの設置
 - ① 大規模災害により、公共下水道等に支障が生じ、水洗トイレの使用が不可能となった場合は、ただちに仮設トイレを調達し避難所などに仮設トイレを設置する。
 - ② 仮設トイレを設置した場合は、トイレトーパー、清掃用具、防臭剤、照明機器を調達確保する。
 - ③ 直営及び委託業者等が汲み取りを実施し、防疫対策業者に消毒を委託する。
 - ④ 市のみで仮設トイレの調達が困難な場合は、県知事に対し調達を依頼する。
- (4) し尿処理費用の負担
大規模災害時におけるし尿の汲み取り手数料については、原則として汲み取りを必要とする者の負担とする。
ただし、災害の規模及び程度等により市が全部又は一部を負担することができる。

5 死亡した家畜の処理

死亡した家畜(牛・馬・豚・綿羊・山羊)の処理は、県知事の許可を得て次の要領で実施する。

- (1) 集中処理
移動させることが可能な死亡した家畜については、適当な場所に集め埋却・焼却等の方法で集中して処理を実施する。
- (2) 個別処理
移動が困難な死亡した家畜については、他に影響を及ぼさないよう留意し、その場において個々に処理を実施する。

第17節 保健衛生対策

大規模災害後の生活環境の急変・悪化による疾病を予防するため、次のとおり保健衛生および防疫活動を実施する。

1 実施責任者

保健衛生活動に関する計画と実施は、市長が行う。

ただし、災害が大規模となり市独自で実施することが困難な場合には、県知事へ支援を要請する。

2 公衆衛生ニーズの把握

市は、県及び東部保健所と連携して以下の公衆衛生ニーズを把握する。

- (1) 被災者の身体的(栄養状態含む)・精神的健康状態
- (2) 食料や飲料水の供給状態
- (3) 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- (4) 水や電気、ガス等ライフラインの復旧状況
- (5) トイレ等の衛生状態
- (6) 有害昆虫(ハエ等)等の発生状況
- (7) 廃棄物処理及び、し尿処理の実施状況
- (8) 汚泥や汚水等による悪臭や粉じんの発生および清掃・消毒等実施状況
- (9) 避難所等にいる要配慮者の数および状況
- (10) 避難所における生活環境(廃棄物処理、し尿処理、水等)
- (11) 避難所における医療ニーズ

3 保健衛生活動

市は、被災地域における公衆衛生ニーズを踏まえ、次のとおり保健衛生活動を実施する。

災害が大規模となり市独自で実施することが困難な場合には、県知事へ支援を要請する。

- (1) 要配慮者への情報提供
市民福祉対策部各班は、要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。
- (2) 健康相談
衛生医療班は、被災者の健康を保持するため、定期的に避難所や被災地域の家庭等へ巡回し健康相談を行い、健康状態及び健康課題を把握するとともに必要に応じて保健指導を実施する。
また被災者及び救護活動に従事する者が精神的不調をきたす場合があり得ることから、必要に応じ心のケアチームの応援を依頼するなどメンタルヘルスケアを実施する。
- (3) 栄養指導及び食中毒予防
衛生医療班は、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、食品衛生対策を指導するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。
- (4) 健康教育
衛生医療班は、感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、エコノミークラス症候群・生活不活発発病予防等の健康教育を実施する。

4 防疫活動

市は、被災地域における公衆衛生ニーズを踏まえて必要と認められた時は、感染症予防のため次のとおり防疫活動を行う。災害が大規模となり市独自で実施することが困難

な場合には、県知事へ支援を要請する。

(1) 検病調査

衛生医療班は被災地区住民の健康状態の把握に努め、感染症発生等の疑いがある場合には、大分県へ報告するとともに感染症に関する情報収集を行う。

(2) 患者等に対する措置

衛生医療班は、感染症患者等が発生した場合、またはそのおそれがある場合に次の措置を取る。

- ① 被災地において感染症患者等が発生したときは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいた対応を取る。
- ② 感染症の発生又はそのおそれがある場合及び感染症予防対策を実施する場合は、東部保健所に連絡し、必要な指示を受ける。

(3) 臨時予防接種の実施

災害の状況及び被災地の感染症発生状況により、厚生労働大臣が疾病の蔓延予防のため緊急に必要であると判断したときは、衛生医療班等が大分県知事の要請に基づき、予防接種対象者に対して期間を定め予防接種を実施する。

(4) 防疫知識の普及啓発

衛生医療班等は被災地域の住民に対し、個人衛生等正しい衛生知識の普及を図り、円滑な防疫活動が実施できるよう努める。

(5) 避難所の防疫指導

大規模災害発生後に開設する避難所は、多数の被災者が収容されるため衛生状態が低下し、感染症等が発生しやすい状況となるので、衛生医療班は避難所班等と連携し、次の防疫指導を実施し感染症発生防止の措置を講ずる。

- ① 清潔の保持及び消毒方法等の実施指導
- ② 飲料水の管理等に対する指導
- ③ 感染症が疑われる避難者への対応に関する指導
- ④ 防疫の観点から必要なその他事項に関する指導

(6) 消毒等の実施

環境班等は、衛生環境の悪化による感染症等を防止するため、非衛生的な生活環境の改善を指導するとともに、消毒及び清掃を実施する。

大規模な被害状況により、市が対応する防疫活動能力を超えているときは、衛生専門業者に委託し実施する。

(7) 有害昆虫(ハエ等)等の駆除

環境班は、感染症等の発生、蔓延を防止するため、感染症の媒体となる鼠族及び昆虫等を駆除し、また、発生防止の措置を講じる。

5 薬剤等の調達

防疫活動に用いる薬剤等は市の競争入札参加資格登録業者から調達するが、市での調達に困難が生じた場合は県に対して調達を依頼し、必要に応じて応援要員の派遣を要請する。

第18節 交通の確保対策

本節は、道路の損壊等により交通の混乱と民心の不安定が予測されるため、迅速に交通安全の確保と市民の生活の安定を図るよう努める。

1 交通の確保

- (1) 建設対策部及び消防対策部並びに警察機関により、速やかに道路のパトロール調査等を実施し、迅速に、主要道路等の被災状況把握に努める。
- (2) 道路及び橋梁等の危険箇所を発見した場合は、その状況を速やかに道路管理者、県災害対策本部、別府警察署等に通報するとともに、国土交通省大分河川国道事務所及び大分県別府土木事務所等の当該道路管理者と連携を図り、代替道路確保等の応急措置に努める。

2 交通確保の役割分担

災害発生後の交通を確保するため、各機関等は、次の役割分担を遂行する。

- (1) 市災害対策本部
 - ① 交通規制等に関する市民への広報
 - ② 緊急輸送道路の指定
 - ③ 市災害対策本部が実施する緊急輸送に関する総合調整
 - ④ 緊急輸送調整会議に関すること
 - ⑤ 通行禁止区域等における必要な措置等の実施
- (2) 道路管理者(国・県)
 - ① 道路・橋梁等の被災調査及び応急復旧の検討
 - ② 応急復旧工事及び道路啓開作業の指示
 - ③ 緊急輸送道路及び交通規制対象路線等に関する情報の収集及び提供
 - ④ 道路交通規制の実施
 - ⑤ 緊急輸送調整会議に調整要員を派遣
- (3) 別府警察署
 - ① 道路交通規制の方針決定及び実施
 - ② 緊急輸送調整会議に調整要員を派遣
- (4) 大分海上保安部
海上交通規制及び海上交通の確保対策
- (5) 九州地方整備局 別府港湾・空港整備事務所
大分海上保安部と連携して海上航路啓開活動
- (6) 九州旅客鉄道(株)
 - ① 鉄道施設の被害状況把握及び市災害対策本部との連絡調整
 - ② 鉄道施設の応急復旧措置
- (7) 市民及び事業所等
 - ① 緊急輸送道路指定路線への不要な車両の乗り入れ禁止
 - ② 災害応急活動時以外は、徒歩による行動に努める
 - ③ 交通ルールの遵守

3 緊急輸送道路指定のための調整

- (1) 緊急輸送調整会議
緊急輸送調整会議は、次のとおり実施する。
 - ① 災害対策本部が設置された場合は、別府警察署、建設対策部、消防対策部から調整要員を災害対策本部へ派遣し、道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施する。
なお、国及び県の道路管理者に対しては、調整要員として職員の派遣を要請す

- る。
- ② 緊急輸送調整会議は、総括班が実施する。
 - ③ 緊急輸送調整会議は、次の事項について調整する。
 - ア 「第3章・第14節・輸送対策」に基づく、具体的な緊急輸送計画
 - イ 市内における緊急輸送道路の指定
 - ウ 大分県道路啓開計画(平成27年6月)に基づく道路啓開実施に関する調整
 - エ 道路被災箇所の調査及び応急復旧に関する調整
 - オ 道路交通規制等の実施に関する調整
 - カ 第4ふ頭耐震岸壁の使用に関する調整
- (2) 緊急輸送道路指定路線
緊急輸送道路に指定された路線に対しては、各機関において必要な交通規制、道路啓開及び応急復旧を重点的に実施する。
- ① 広域の緊急輸送道路は、国道10号、国道500号、県道別府一の宮線、大分自動車道とする。
 - ② 上記の①を除く市内の緊急輸送道路指定予定路線は、大分県緊急輸送道路ネットワーク計画に準ずるものとする。
- (3) 緊急交通路の決定
公安委員会は必要に応じて、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定するものとする。
- (4) 緊急輸送道路指定情報の広報
- ① 市民への広報
市災害対策本部は、緊急輸送道路が指定された場合において、市民に対する広報を実施する。
 - ② マスコミへの情報提供
市災害対策本部は、緊急輸送道路が指定された場合において、テレビ、ラジオ、新聞等のマスコミに情報を提供する。

4 交通規制

大規模災害により道路交通等に混乱が生じ緊急車両等の通行確保が困難な場合は、防災関係機関と相互の連携を図り迅速・的確な交通規制措置により交通混乱の防止に努める。

(1) 道路交通規制

- ① 災害の発生により、道路等が危険な状態にあるとき又は危険が予測されるとき若しくは危険を予知したときは、被災地及びその周辺の状況により、交通規制を実施する。
- ② 公安委員会、警察署長、警察官及び道路管理者が交通の禁止又は制限等の交通規制を法令に基づき実施する
- ③ 市災害対策本部は、道路等が危険な状態にあるとき又は危険が予測されるとき若しくは危険を予知したときは、警察署に通報する。この場合、所管する道路において、旅客運送等を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するよう努めるものとする。
また、応急措置が完了し、交通上支障がなくなった場合も同様とする。
- ④ 災害時における交通規制は、次表のとおりとする。

災害時の交通規制

規制を実施する者	規制の内容	規制の理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	県内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法 第4条 第1項
	同上	県内又は隣接県に災害が発生した場合に、災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送を確保するため必要があるとき。	緊急通行 車両以外の 車両	災害対策 基本法 第76条 第1項
警察署長	同上	所管区域内の道路に、災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法 第5条 第1項
警察官	同上	災害発生時において、道路の損壊その他の事情により緊急措置を行う必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法 第6条 第4項
道路管理者	同上	道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であるとき。	同上	道路法 第46条 第1項

(2) 海上交通規制

① 被災区域の交通規制

災害により航路障害となる事態が発生し、港内において船舶交通の安全確保のため必要がある場合は、大分海上保安部において航路又は区域を指定して船舶の航泊を禁止又は制限する。

② 交通規制の周知

交通規制の伝達方法は、巡視船艇により実施するほか、報道機関に協力を要請する。

5 道路施設等の応急復旧対策

災害発生直後に重要となる救助活動等を実施する緊急輸送車両等が効果的な活動を実施できるよう、当該施設の管理者は防災関係機関と連携を図り、道路、橋梁、鉄軌道等の被災施設を次のとおり応急復旧するよう努める。

(1) 緊急輸送道路等の啓開

緊急輸送調整会議の決定に基づき実施する。

(2) 道路等啓開作業等の実施手順

- ① 被災調査及び応急復旧の検討
- ② 応急復旧工事の指示
- ③ 啓開作業の指示
- ④ 緊急輸送道路・交通規制対象路線の情報収集と広報
- ⑤ 道路等啓開作業用資機材の調達

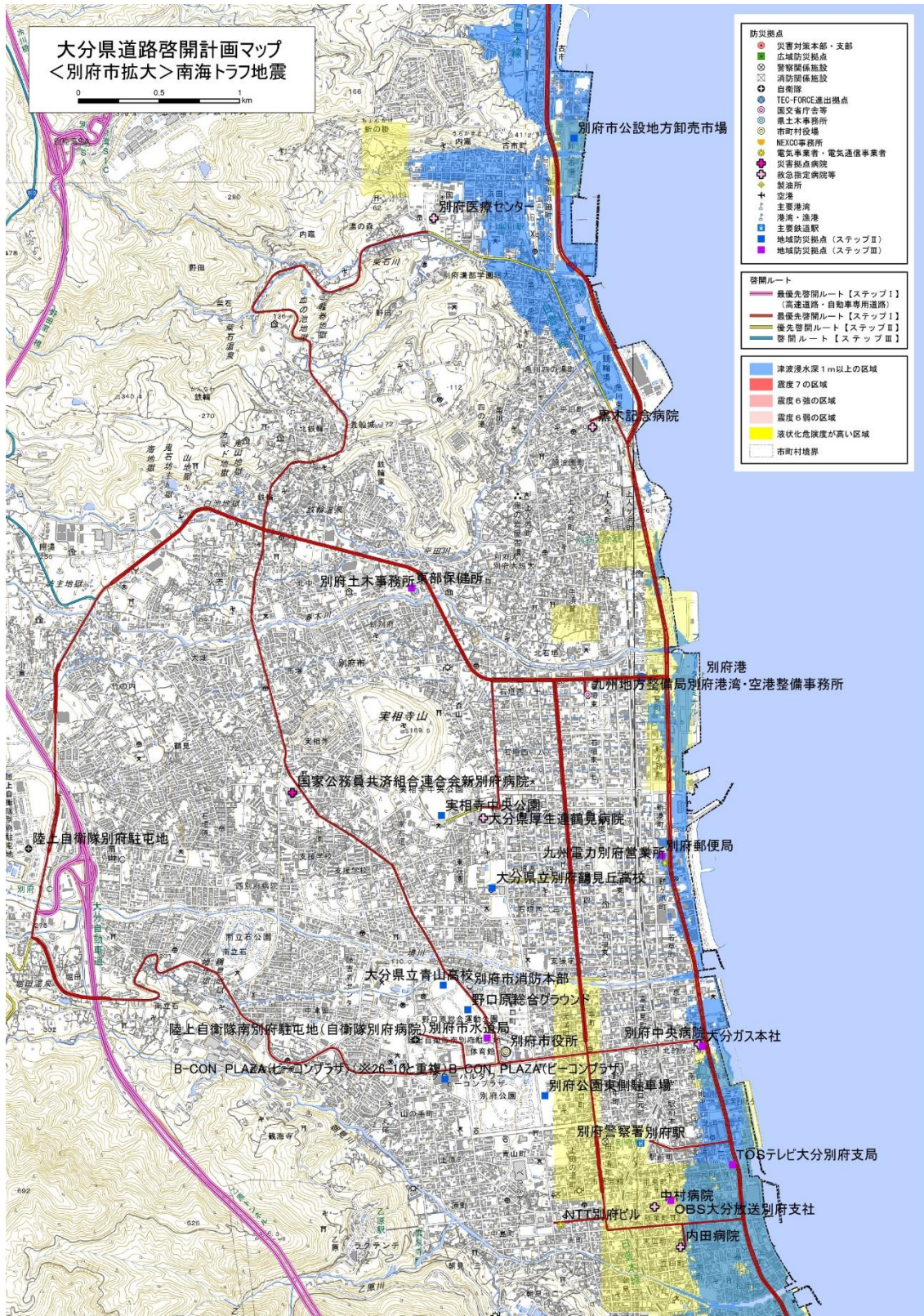
(3) 車両等の移動

市が管理する道路について放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

- ① 道路啓開の必要性の判断
 - ② 道路区間の指定
 - ③ 指定道路区間の周知
 - ④ 車両等の移動命令
 - ⑤ 道路管理者による車両等の移動
 - ⑥ 土地の一時使用
 - ⑦ 道路管理者による損失補償
- (4) 災害時の道路啓開路線

大分県道路啓開計画に基づき策定された東部地区道路啓開計画に定める南海トラフ地震発生時における道路啓開路線は次図のとおりとする。

道路啓開路線図



6 海上交通の応急復旧対策

災害発生直後に重要となる応援物資等を運搬する緊急輸送船舶等が効果的な活動を実施できるよう、当該施設の管理者は防災関係機関と連携を図り、港湾施設等の被災施設を次のとおり応急復旧するよう努める。

(1) 海上航路の啓開

緊急輸送調整会議における優先順位の決定に基づき、実施する。

(2) 海上航路啓開作業等の実施手順

- ① 被災調査及び応急復旧の検討
- ② 応急復旧工事の指示
- ③ 啓開作業の指示
- ④ 緊急輸送道路・交通規制対象路線の情報収集と広報
- ⑤ 航路啓開作業用資機材の調達
- ⑥ 管理者による「障害物集積場所の確保」

第19節 ボランティア活動の確立

大規模災害が発生した場合は、多種多様な支援活動が求められる。そのため、多くの支援活動者が必要になるが、行政などによる支援活動は、市自体が被災していることもあり当面厳しくなると想定することが容易に考えられる。そのため、平時から地域で活動する災害時のボランティア活動者を育成しておく必要がある。

また、全国で活動するボランティア活動者や団体等との連携とともに、災害時の受け入れ体制や、支援活動が行えるよう平時から環境整備を図る。

1 地域ボランティア

「みんなが助かるために」日頃から地域で助け合うという意識の醸成と、災害時の対応を構築しておく。

- (1) 日本赤十字別府市地区奉仕団
- (2) 別府市地域婦人団体連合会
- (3) アマチュア無線別府赤十字奉仕団

アマチュア無線機を所有した無線交信有資格者で構成された組織により、大規模災害で回線電話等による通信が途絶した状況下において、無線による災害情報等の収集伝達についてボランティア活動を実施する。

- (4) その他の育成ボランティア

2 全国規模ボランティア

広範囲において被害が発生すれば、全国から団体及び個人のボランティア・NPO 等が支援に来ると予想され、個々の対応では困難なため、多くのボランティア・NPO 等が効率的に支援活動できるよう体制を整える。

- (1) ボランティア・NPO 等の受入れ

大規模災害の発生と同時に、全国各地から、ボランティア・NPO 等の申し出が予測され、被災者が犯罪に巻き込まれないためにも、完全に掌握する確実な受付が重要となり、次のとおり受入れ体制を確立する。

- ① 市災害対策本部は、市社会福祉協議会に災害ボランティアセンター設置を要請する。
- ② 市民福祉対策部は、市社会福祉協議会などと連携し連絡調整・支援体制を確立する。
- ③ 市民福祉対策部は、公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報を、災害ボランティアセンター等に提供する。また、ボランティアニーズ等の情報を収集し、現地活動の後方支援を行う。
- ④ 市民福祉対策部は、平時から市社会福祉協議会などと連携し、災害時にボランティア活動が効果的に行える環境整備(資機材の調達・ボランティアの確保など)に努める。

- (2) ボランティア・NPO等の活動内容

被害の状況に応じ、支援活動を展開する。

危険が伴うもの、二次災害に巻き込まれる可能性の高い活動を除き、必要な活動を行う。車(特に軽トラック)や資機材等は可能な範囲で持参してもらう。

- (3) ボランティア・NPO 等の安全確保等

ボランティア活動者は居住地にてボランティア活動保険加入を必須とする(保険料は個人負担)。

市民福祉対策部は、市社会福祉協議会及び県社会福祉協議会災害ボランティアセンターと連携してボランティア活動の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。

3 ボランティア活動に対する支援

ボランティア活動が円滑に実施されるよう、本市は次のとおりボランティア・NPO等に対する支援を行い、ボランティア活動の環境整備を図る。

- (1) ボランティア活動拠点の提供
- (2) ボランティア・NPO等への被災状況等の情報提供
- (3) 全国からの支援物資等で活用できるものの提供(被災者には十分いきわたっていることが前提) 例:水など

4 災害ボランティアセンターの明確化

平素から別府市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターの運営要領の具体化を図る。

第20節 社会秩序維持の確立

本節は、被災地域において社会的混乱と心理的動揺が生じるものと思慮され、社会秩序の維持が重要となるため、これらの対応として関係機関により適切な措置を講じる。

1 社会秩序維持の役割分担

大規模災害により被災者が精神的に不安定となっている状況で発生する流言飛語や社会混乱を防ぐため、関係機関は、協力協調し、次のとおり速やかに社会秩序の維持に努める。

- (1) 市長公室対策部広報班
災害に関する正確な情報を速やかに市民等へ広報する。
- (2) 消防対策部
防火パトロールに併せて防犯パトロールを実施する。
- (3) 各対策部
市民の不安を和らげるよう、迅速な応急対策を実施する。
- (4) 別府警察署
法令違反等の取締り及び防犯パトロールを実施する。
- (5) 大分海上保安部
通常しよう戒に併せ、パトロールを実施する。
- (6) 市民及び自主防災会等
 - ① 災害に関する正確な情報を入手するように努める。
 - ② 地域における防火及び防犯パトロールを実施する。

2 社会秩序維持の対応

民心不安定となる災害直後において社会秩序の維持を図るため、次のとおり活動を実施する。

- (1) 市民相談所の開設
 - ① 市長公室対策部情報班及び南部・亀川・朝日の3出張所は、防災関係機関との協力により市民相談所を開設する。
 - ② 各小学校の拠点避難所を巡回し、市民及び観光客等の相談又は要望を受け、関係機関との連絡調整により解決に努める。
- (2) 防犯パトロールの実施
市は、別府警察署との協力により、被災地域、避難所、仮設住宅、備蓄倉庫等の重点的な防犯パトロールを実施する。
- (3) 安全情報の広報
大規模災害の発生時においては、災害情報に関連した流言飛語が交錯し住民の間に混乱が生じると予測されるため、市災害対策本部において迅速に正確な情報収集に努め、避難所・住民の問い合わせ等に適切に対応するとともに、広報パトロール、ホームページやフェイスブック等のソーシャルメディア及び報道機関の協力による広報を実施し、住民の安寧秩序を保持する。
- (4) 供給物資の均等配分
 - ① 市民福祉対策部は、生活の基礎となる物資や食料品等を迅速かつ均等に配分し、被災者の不安を和らげるよう配慮する。
 - ② 各対策部は、迅速かつ的確に応急対策を実施し、被災者を援護することにより社会秩序維持に万全を尽くす。

3 物資安定供給等の役割分担

被災地内において、被災者への物資を安定供給することにより生活維持を図り、また、生活必需品等の物価高騰及び買い占め・売り惜しみの防止を講じるため、監視する

とともに必要に応じた指導を実施する。

なお、物資安定供給等の役割分担は、次のとおりとする。

- (1) 市長公室対策部広報班
 - ① 物資供給に関する正確な情報を市民等に広報
 - ② 市民等からの苦情等に関する情報収集
- (2) 観光・産業対策部
 - ① 商業施設等の被害状況及び営業状況の調査実施に関すること。
 - ② 商業者に対する営業再開の要請等に関すること。
 - ③ 商業者の営業再開を支援するための本部内連絡調整に関すること。
 - ④ 商業者に対する物価安定の要請等に関すること。
- (3) 市商工会議所
 - ① 市内事業者の被害状況の把握
 - ② 市内事業者に対する復旧・復興支援
- (4) 商業者等
 - ① 店舗等の早期営業再開
 - ② 物価安定に関する営業努力
- (5) 市民
 - ① 物資供給に関する正確な情報の入手
 - ② 発災後の買い占め防止のための事前備蓄

4 物資安定供給等の対応

社会秩序の維持を図るため、次のとおり物資安定供給等の対応を実施する。

- (1) 量販店の営業状況調査等実施
県及びボランティア等の協力を得て、市内の量販店や商店街等の被害状況及び営業状況を調査し、本部内において、商業施設の営業状況等に関する広報及び営業再開支援について連絡調整等の対策を講じる。
- (2) 物価の監視
市長公室対策部広報班への通報及び消費生活モニター等の協力による通報により、物価の実態に関する情報収集に努める。
- (3) 県への要請
県に対して、関係業者に対する適正な物資等の供給及び流通や、便乗値上げ等の事実確認及び是正指導等の実施を要請する。
- (4) 営業努力の要請
市内の量販店、商店街、農協及び市商工会議所に対して、早期の営業再開及び適正な物資の供給等を要請する。

第21節 応急住宅の確保及び応急修理対策

大規模災害のため、住家が全焼・全壊・流失又は半焼・半壊し、生活拠点を無くした被災住民に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理として、次の措置を講じる。

1 応急住宅体制

- (1)被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理などについては、計画と実施を総括班及び建設班が行う。
- (2)災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理などについては、県知事が市長その他の関係機関に協力を求めて実施する。

2 措置要領

住宅の供給及び応急確保の措置は、概ね、次の要領により実施する。

- (1)住宅が滅失した世帯に対する応急仮設住宅を建設とする。
- (2)住家が半焼・半壊の被害を受け、居住できない状況の世帯に対する応急修理する。

3 公営住宅等の活用

- (1) 大規模災害により、住家が全焼・全壊した世帯で自らの資力により住宅の確保が困難な場合は、公営住宅の空室を貸与し被災者の生活安定を図る。
- (2) 市内の公営住宅のみで不足する場合は、県知事及び大分県財務事務所長に対し、県内公営住宅並びに国家公務員宿舎の空室の提供を要請する。

4 応急仮設住宅

大規模災害により、住家が全焼・全壊した世帯で自らの資力により住宅の確保が困難な場合は、次のとおり応急仮設住宅を設置する。

- (1) 設置予定数
全焼・全壊又は流出した総戸数の3割以内とする。
ただし、仮設住宅の需要が増大し、市長が必要と判断した場合は、設置戸数を増やすこととする。
- (2) 設置基準
 - ① 構造及び規模等の概要は、必要な総戸数及び設置までの時間などを考慮する中で、原則鉄骨造で建設する。
 - ② 1戸当たりの規模は、世帯構成等に応じて設定する。
 - ③ 応急仮設住宅の設置は、遅くとも災害発生の日から20日以内に着工するものとし、できる限り速やかに完了させるものとする。
- (3) 設置方法
 - ① 設置基準に基づき、建設対策部で建築する。
 - ② 設置工事は、別府市が定める登録業者を指名することに努め、原則として競争入札とする。
ただし、緊急に必要な場合は、随意契約とすることができる。
- (4) 設置予定場所
応急仮設住宅の設置予定場所については、原則として、公園等の市有地とし、次のとおりとする。

① 浜脇公園	⑥ 的ヶ浜公園	⑪ 別府公園
② 仲良公園	⑦ 南石垣公園	⑫ 野口原総合運動場
③ 松原公園	⑧ 北石垣公園	⑬ 南立石公園
④ 北浜公園	⑨ 上人ヶ浜公園	⑭ 実相寺中央公園多目的グラウンド
⑤ 海門寺公園	⑩ 浜田公園	⑮ 被災地域の小・中学校グラウンド
※ 被害規模の拡大状況に応じて随時増設する。		
※ 学校を設置場所とする場合は、学校の教育活動に十分配慮する。		

(5) 入居者の決定

応急仮設住宅への入居者の決定にあたっては、地域コミュニティの維持及び構築に配慮する。

5 応急修理

大規模災害により、住宅が半焼・半壊等の被害を受け、日常生活を営むことができない状況であり、自らの資力により応急修理が困難な被災者を対象とし、次のとおり住宅の応急修理を実施することができる。

ただし、応急修理を実施した場合には、応急仮設住宅制度の利用ができないことに留意する。

(1) 応急修理の基準

① 応急修理の範囲

応急修理は、世帯単位とせず戸数単位で実施し、居室、炊事場、便所など日常生活で重要な部分に限り、現物支給をもっておこなうものとするが、面積等の制限は行わない。

② 応急修理の費用

応急修理の費用については、その都度、市長が定めるが、災害救助法に基づく1戸あたりの上限は次に掲げる額となる。

準半壊	300,000 円
大規模半壊又は半壊	595,000 円

(2) 応急修理方法

① 応急修理の基準に基づき、建設対策部で修理する。

② 応急修理工事は、前記 4・(3) 応急仮設住宅の項に準じて実施する。

6 帳簿等の整備

応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施し入居させた場合は、次の帳簿等に必要な記録を行うとともに、これを保存するものとする。

(1) 「応急仮設住宅台帳」…(様式 19)

(2) 「住宅応急修理記録簿」…(様式 20)

(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する契約書、設計書、仕様書その他支払関係証拠書類

第22節 行方不明者等の搜索又は救出、及び遺体の取扱い・埋葬

大規模災害により生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の搜索又は救出、及び周囲の状況判断により死亡していると推定される者の遺体の搜索、取扱いと埋葬は、次のとおり適切に実施する。

1 行方不明者等の搜索又は救出、及び遺体の取扱い・埋葬の実施主体

大規模災害により行方不明の者、または周囲の状況から既に死亡していると推定される者の搜索又は救出、及び発見された遺体の取扱い・埋葬は、次の体制にて実施する。

(1) 実施責任者

- ① 災害救助法が適用されない場合の計画と実施は、市長が行う。
但し、災害が大規模で、市のみでの対応が困難な場合は、県知事へ支援を要請する。
- ② 災害救助法が適用された場合は、県知事の委任に基づき、市長が実施する。

(2) 役割分担

災害対策本部及び関係機関の役割分担については次のとおりとする。

- ① 総括班
関係機関(自衛隊、警察、別府市医師会、葬祭業者等)への要請および調整に関すること。
- ② 市長公室対策部
ア 行方不明者の相談に関すること。
イ 行方不明者や安否不明者、身元不明者に関する情報公開・広報に関すること。
- ③ 総務対策部
遺体搬送のための車両調達に関すること。
- ④ 市民福祉対策部
ア 遺体安置所の開設と管理に関すること。
イ 遺体の身元確認および広報に関すること。
ウ 納棺、遺体の安置、仮葬に関すること。
エ 埋火葬許可証の発行に関すること。
オ 遺体の火葬場への搬送および火葬に関すること。
カ 遺体または遺骨の保管、遺族への引渡しに関すること。
キ 納棺・埋葬用品の調達に関すること。
ク 記録に関すること。
ケ 医師の派遣要請に関すること。
- ⑤ 消防対策部
ア 行方不明者等の搜索に関すること。
イ 記録に関すること。
- ⑥ 建設対策部
行方不明者等の搜索の応援に関すること。
- ⑦ 広域圏事務局
ア 火葬の実施に関すること。
イ 大分県広域火葬計画に関すること。
- ⑧ 別府市医師会
ア 遺体の検案に関すること。
イ 遺体の洗浄、縫合、消毒に関すること。
ウ 遺体安置所への医師派遣に関すること。
- ⑨ 別府警察署

- ア 行方不明者等の搜索協力に関する事。
 - イ 遺体の調査又は検視に関する事。
 - ウ 遺体安置所への遺体搬送に関する事。
 - エ 行方不明者相談及び身元特定に関する事。
 - オ 遺族への遺体の引渡しに関する事。
- ⑩ 葬祭業者
- ア 納棺用品等必要器材の提供に関する事。
 - イ 納棺用品等必要器材の広域調達のコ力に関する事。
 - ウ 遺体の搬送及び埋葬へのコ力に関する事。
- ⑪ 自主防災会
- 行方不明者等の搜索コ力及び情報提供に関する事。

大規模災害における遺体捜索・取扱い・埋葬の手順と役割一覧

実施項目	場 所	総括班	総務対策部	市民福祉対策部	市長公室対策部	消防対策部	建設対策部	広域圏事務局	自衛隊	警察	別府市医師会	葬祭業者	自主防災会
【凡例】													
● 主な実施者													
▲ 応援または中間実施者													
行方不明者等の捜索													
1	捜索班の編成	消防本部				●							
2	自衛隊等への応援要請	消防→本部→要請先	▲			●							
3	「㉒捜索用機械器具燃料受払簿」の記入	消防本部				●	▲						
4	「㉓遺体捜索状況記録簿」の記入	消防本部				●							
5	遺体捜索～発見	現場				●	▲		▲	▲			▲
遺体の搬送、安置、検視・検案													
6	警察連絡	消防→本部→警察	▲			●							
7	遺体安置所の開設・管理	指定場所		●									
8	遺体の現地確認	現場								●			
9	遺体安置所への搬送	現場～安置所							▲	●			
10	医師派遣要請	安置所→本部→医師会	▲	●									
11	医師派遣	安置所									●		
12	検視	安置所								●			
13	検案	安置所								▲	●		
14	遺体の洗浄、縫合、消毒等	安置所									●		
遺体の納棺および遺族引渡し													
15	納棺・埋葬用品の調達	市役所		●									▲
16	納棺	安置所		●									
17	「㉔遺体氏名札」の貼付	安置所		●									
18	「㉕遺体処理台帳(経費)」「㉖遺体管理台帳」記入	安置所		●									
19	「㉗遺体処理票」「㉘遺留品処理票」の作成	安置所		●									
20	身元不明者の人相・所持品・着衣等撮影、遺品保存	安置所		▲						●			
21	身元不明遺体の一時保管	安置所		▲						●			
22	身元特定(検体・歯形等)	安置所								●			
23	遺族への遺体引渡し	安置所		▲						●			
24	埋火葬許可証の発行	市役所		●									
遺体の仮葬(土葬)および埋・火葬													
25	火葬の調整	市役所		●				▲					
26	広域火葬の協力要請	災対本部→県	▲	●				▲					
27	仮葬(土葬)場所の確保	市役所		●									
28	遺体搬送車両の調達	市役所		●									
29	仮葬(土葬)場所への搬送	安置所～仮葬場所		●									
30	仮葬(土葬)	仮葬場所		●									
31	「㉙災害遺体送付票」の作成、火葬場への搬送	安置所等～葬祭場		●									▲
32	火葬	葬祭場		●				▲					▲
33	遺骨・遺留品の保管	安置所／納骨堂		●									
34	遺族への遺骨引渡し	安置所／納骨堂		●						▲			
35	「㉚埋葬台帳(経費)」の記入	市役所		●									
行方不明者等に関する広報													
36	行方不明者及び遺体に関する情報集約・広報	市役所		▲	▲					●			▲
37	埋葬に関する情報集約・広報	市役所		●	▲					▲			

2 行方不明者等の捜索

行方不明者等の捜索は、人命保護を最優先した活動により、次のとおり実施する。

(1) 情報の受理

災害による行方不明者等に関する情報を受理した場合は、「災害受付処理票」…(様式9)に記載のうえ直ちに消防対策部へ連絡するとともに、速やかに災害対策本部の本部会議へ報告する。

(2) 行方不明者等の捜索

- ① 行方不明者等の捜索は、災害状況等の判断から人命危険度が高い場所を優先し実施する。
- ② 消防対策部は捜索班を編成し、捜索箇所が重複しないように緊密な連絡調整を図りつつ活動するとともに、災害対策本部へ随時状況を報告する。
- ③ 捜索は、消防対策部が消防団等と実施し、災害状況に応じて別府警察署、自主防災会等へ協力を依頼する。
- ④ 災害状況から死亡していると判断された者の遺体捜索を実施する場合は「遺体捜索状況記録簿」…(様式22)に記録し保存する。

(3) 資機材の活用

- ① 消防対策部は、災害状況に応じて建設対策部と連携し、重機その他の機械器具の有効な活用により迅速な捜索活動を実施するとともに、作業専門技術者等の雇用により効率的な捜索活動を実施する。
- ② 行方不明者等の捜索に使用する機械器具及び燃料等については、「捜索用機械器具燃料受払簿」…(様式21)に記録し、保存する。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

- ① 大規模災害の被害状況により、市独自による捜索活動が困難であると災害対策本部長(市長)が認めたときは、県知事に対し自衛隊災害派遣の要請を依頼する。
- ② 県知事に連絡がとれない場合で、災害対策本部長が急迫な事態により直ちに自衛隊の救援が必要であると認めたときは、事前に最寄りの駐屯地司令へ必要な救援内容を通報できる。
なお、事前に最寄りの駐屯地司令へ直接の救援依頼をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知する。

3 遺体の取扱い・埋葬

発見された遺体の取扱い・埋葬は、次のとおり実施する。

(1) 遺体の搬送、安置および検視・検案

- ① 消防対策部は遺体を発見した場合、速やかに災害対策本部を通じて警察に通報する。
- ② 市民福祉対策部は、多数の遺体が見込まれる場合に遺体安置所を開設し、その管理を行う。
- ③ 発見された遺体は、原則として現地において速やかに警察官等による調査または検視を受ける。
ただし、状況から現地での調査または検視が困難な場合は、警察管理の下で遺体を遺体安置所へ搬送した後に実施する。
- ④ 市民福祉対策部は、警察が手配した医師により検案が行われる場合を除き、災害対策本部を通じて別府市医師会に医師派遣要請を行い、派遣された医師は遺体の検案を行うとともに必要な処置を実施する。

(2) 遺体の納棺および遺族引渡し

- ① 市民福祉対策部は、葬祭業者に協力を要請する等により納棺・埋葬用品を調達、検視・検案を終えた遺体を納棺し「遺体氏名札」…(様式27)を貼付する。

- ② 市民福祉対策部は、各遺体について「遺体処理台帳(経費)」…(様式 23)、遺体管理台帳…(様式 29)に記載するとともに、「遺体処理票」…(様式 25)及び「遺留品処理票」…(様式 26)を作成する。
 - ③ 警察は、市民福祉対策部と連携して身元不明者の人相・所持品・着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の特定に努める。
 - ④ 警察は、身元が判明した遺体について遺族に引き渡し、市民福祉対策部がこれに協力する。
 - ⑤ 身元が判明しない遺体は警察管理の下に遺体安置所にて一時保管し、身元特定のために必要な処置が終わった後に、市へ引き渡される。
 - ⑥ 遺族または市へ遺体が引き渡される際は、市民福祉対策部が「埋火葬許可証」を発行する。
- (3) 遺体の埋葬
- ① 埋葬は、原則として火葬とし、市民福祉対策部が広域圏事務局等と連携を取り葬祭場の火葬順等について調整を行う。
収容遺体が多数のため秋草葬斎場での処理が困難となった場合は、大分県広域火葬計画(平成 27 年 1 月)に基づき、災害対策本部を通じて県に広域火葬に係る協力を求める。
 - ② 遺体を火葬する際は、市民福祉対策部が作成する「災害遺体送付票」…(様式 28)を付して、葬祭場へ搬送する。
 - ③ 火葬までに相当の日数を要する場合には、火葬までの間、一時的に仮葬(土葬)することを検討し、市民福祉対策部が必要な調整を行う。
 - ④ 災害により死亡した者のうち、住所及び氏名が不明で遺体の引取人がない場合は、災害救助法が適用される場合を除き、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。
 - ⑤ 身元不明者の埋葬については、市民福祉対策部または、その要請を受けた葬祭業者が行うものとし、遺体搬送に要する車両の調達は総務対策部にて行う。
 - ⑥ 火葬に付した遺骨及び遺留品は適当な場所に保管し、身元が判明した場合には市民福祉対策部が遺族に引き渡す。
 - ⑦ 災害による死亡者を埋葬した場合は、速やかに「埋葬台帳(経費)」…(様式 24)に記録するとともに、遺体の処理及び埋葬に関する証拠書類を添付し保存する。

4 行方不明者等に関する広報

円滑な防災活動を遂行するため、市は警察と連携し、速やかに行方不明者等に関する広報を実施する。

(1) 行方不明者及び遺体に関する広報

警察は、市民福祉対策部や市長公室対策部広報班と連携し、行方不明者及び遺体に関する情報を正確に整理集約し、広報を実施する。

(2) 遺体の埋葬に関する広報

市民福祉対策部は、遺体の埋葬に関する情報を正確に整理集約し、警察と連携しつつ市長公室対策部広報班を通じて広報を実施する。

5 災害救助法による実施基準

人命検索及び遺体の捜索・処理・埋葬については、災害救助法が適用された場合においては同法に基づき実施し、同法によらない部分及び同法が適用されない場合においては、同法に準じて実施する。

なお、災害救助法における実施基準は、次表のとおりである。

人命検索	
対 象	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の、捜索又は救出
支 出 費 用	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
費用の限度額	当市における通常の実費
期 間	災害発生の日から3日以内 (但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
備 考	輸送費、賃金職員雇用費は、別途計上する。

遺体の捜索	
対 象	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者
支 出 費 用	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
費用の限度額	当市における通常の実費
期 間	災害発生の日から10日以内 (但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
備 考	輸送費、賃金職員雇用費は、別途計上する。

遺体の処理	
対 象	災害の際死亡した者
支 出 費 用	1 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 2 遺体の一時保存 3 検案
費用の限度額 (支出費用の 番号と対応)	1 1体3,500円以内 2 既存建物利用の場合……………通常の実費 既存建物を利用できない場合…1体5,500円 一時保存用ドライアイスの購入費等は通常の実費を加算 3 救護班以外は当市の慣行料金の額以内
期 間	災害発生の日から10日以内 (但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
備 考	1 検案は、原則として救護班により行う。 2 輸送費、賃金職員雇用費は、別途計上する。

風水害・火山対策編 第3章 災害応急対策
 第22節 行方不明者等の捜索又は救出、及び遺体の取扱い・埋葬

埋 葬	
対 象	災害の際死亡した者(遺体の応急的処理の程度)
支 出 費 用	1 棺(附属品を含む)、 2 埋葬又は火葬(賃金職員雇用費を含む) 3 骨つぼ及び骨箱
費用の限度額	大人(12才以上) 1体 213,800円以内 小人(12才未満) 1体 170,900円以内
期 間	災害発生の日から10日以内 (但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
備 考	実際に埋葬を実施する者に支給する。

第23節 労働力の確保対策

大規模災害の応急対策を迅速且つ適確に実施する場合において、市単独の労働力のみでは困難をきたし十分な効果が得られないと判断された場合は、次の措置を講じて労働力の確保に努める。

1 奉仕団等への協力要請及び受入体制

- (1) 奉仕団等から奉仕の申し入れがあった場合は、その人員及び内容等を掌握し、動員体制下に配置する。
- (2) 災害対策本部長は、被害状況等により要員に不足が生じていると判断されたときにおいて、日赤奉仕団、婦人団体連合会及び、アマチュア無線別府赤十字奉仕団等をはじめ、各種学校関係者に対して協力を要請する。

2 労務者の雇用

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、又は特殊作業のため技術者等の労力を必要とするときは、労務者を雇用する。

(1) 労務者の雇用要領

- ① 労務者の雇用については、各対策部の労務要請に基づき総務対策部総務班が雇用し配置する。
- ② 労務者が不足又は雇用できない場合は、県を通じて公共職業安定所へ要請する。

(2) 労務者の雇用範囲

労務者の雇用範囲は、大規模災害対策の実施に必要な労務者とする。
概ね、次の労務を実施する。

- ① 医療助産における移送
- ② 被災者救護・救出
- ③ 飲料水供給及び浄化薬品配布
- ④ 遺体の搜索及び遺体の洗浄等
- ⑤ 緊急物資の整理・輸送及び配布
- ⑥ その他、必要な労務

(3) 雇用期間

原則として、大規模災害応急対策の開始から終了するまでの期間とする。

3 従事命令・協力命令

大規模災害の応急対策を実施するため要員が不足し、緊急に必要があると認めるときは、次表のとおり従事命令・協力命令を発する。

(1) 対象作業と命令執行者

災害対策基本法等に基づく命令執行者は、次表のとおりとする。

対象作業と命令執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	命令執行者
災害応急対策 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市町村長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官 海上保安官
		災害対策基本法第65条第3項	自衛官
		警察官職務執行法第4条	警察官
災害応急対策 災害救助を除く 応急措置	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条第1項	知事
		災害対策基本法第71条第2項	市町村長 (委任を受けた場合)
消火・人命 救助作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者

(2) 応急対策の命令対象者

応急対策のために発する命令の対象者は、次表のとおりとする。

応急対策の命令対象者

作業内容及び命令区分・執行者	命令の対象者
(災害応急対策全般) 災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官、災害派遣自衛官からの従事命令	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
(災害応急対策全般) 警察官職務執行法による警察官からの従事命令	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
(消防業務) 消防法による消防吏員及び消防団員からの従事命令	火災現場付近にある者
(水防作業) 水防法による水防管理者からの従事命令	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第24節 教育応急対策

災害発生時における園児・児童・生徒の生命身体の保護に努めるとともに、教育施設及び設備の被害や園児・児童・生徒の罹災により、通常の教育を行うことが困難な場合における応急教育を次のとおり実施する。

1 教育応急対策の体制

(1) 実施責任者

- ① 被災した園児・児童・生徒に対する教育応急対策の計画樹立と実施については、市長が行う。
- ② 災害救助法が適用された場合の教育応急対策は、県知事の委任に基づき、その一部を市長が実施する。

(2) 教育委員会及び市災害対策本部の役割分担

- ① 園児・児童・生徒の被害状況調査に関すること。
- ② 園児・児童・生徒の安全確保に関すること。
- ③ 教育施設の応急復旧対策に関すること。
- ④ 応急教育の実施に関すること。
- ⑤ 教材、学用品等の調達及び給付に関すること。
- ⑥ 就学奨励費の給付等における園児・児童・生徒の教育援護に関すること。
- ⑦ 給食等の措置に関すること。
- ⑧ 教育施設の被害状況調査に関すること。
- ⑨ 県教育委員会等の関係機関との連絡・調整に関すること。
- ⑩ 文化財産の被害調査及び応急処置に関すること。
- ⑪ その他、教育応急対策に関すること。

(3) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の、「学用品の給与」の実施基準は、次表のとおりとする。

項 目	基 準 等
対 象	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼または床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
支 出 費 用	1 教科書 2 文房具 3 通学用品
費用の限度額	(教科書代) 1 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 2 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 (文房具費及び通学用品費) 災害救助法第4条第1項に規定する文房具費及び通学用品費の給与については、平成25年内閣府告示第228号に定める金額以内の実費
期 間	災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内(但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
備 考	給付は現物をもって行う。

2 被災及び被害状況調査

園児・児童・生徒等に関する被災状況及び教育施設の被害状況等を速やかに調査し、市災害対策本部に連絡報告を行うとともに、この調査結果に基づき迅速に応急復旧計画を策定する。

なお、調査実施項目は次のとおりとする。

- (1) 園児・児童・生徒の被災状況
- (2) 教育関係職員等の被災状況
- (3) 学校及び園施設の被害状況
- (4) 学校周辺(各校区内)の被害状況
- (5) その他、教育施設の被害状況
- (6) 応急措置を必要と認める事項

3 教育施設の応急対策

園児・児童・生徒の教育に必要な教室等を確保するため、教育施設及び設備の被災箇所を迅速正確に調査のうえ掌握し、関係機関と連絡連携を図り、次の措置を行う。

- (1) 被害の軽微な校(園)舎については、速やかに応急修理を施し、使用する。
- (2) 校(園)舎の一部が使用不能となり教室に不足が生じた場合は、次の措置を講じる。
 - ① 特別教室、屋内運動場等を代替教室として使用する。
 - ② 上記①で不足する場合は、近隣の公民館等を代替教室として使用する。
- (3) 校(園)舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館・集会場等の公共施設を利用又は近接学校の校(園)舎を利用し、必要に応じ分散授業を実施する。
- (4) 激甚災害により、被害が広範囲におよび前(1)、(2)、(3)の諸措置が行えない場合は、応急校(園)舎を建築する。

4 応急教育の実施

市立幼稚園・小・中学校の学校(園)長は、市教育委員会と緊密な連携を図り、次の措置を講じる。

(1) 応急教育

- ① 教職員を動員し市教育委員会と協議のうえ、施設・設備の応急復旧整備を行うとともに、地元等に協力を求めるなどにより授業再開に努める。
- ② 速やかに応急教育計画を作成し、応急教育開始の時期及び方法等について定める。
- ③ 校(園)舎の使用可能状況等を勘案し、分散授業等の措置を講じるなどにより円滑な応急教育に努める。
- ④ 園児・児童・生徒について健康管理の徹底を図るとともに、登下校及び降園時における安全確保に留意する。

(2) 応急教育の実施方法

応急教育の実施については、園児・児童・生徒の状況と学校(園)施設における教育機能の回復状況、及び損壊した通学(園)路の復旧状況等に合わせて、登下校時刻、授業時数、授業時間等を決定する。

また、その後における改善状況等の変化に応じて、段階的に改定していく。

(3) 応急教育遂行の応援要請

災害対策本部長(市長)は、応急教育を遂行するために必要と認めるとき、市教育委員会と協議のうえ県知事又は県教育長に対し、施設及び教職員の確保について応援要請する。

5 私立学校等の応急教育

私立学校等設置者は、応急教育開始時期等を定めた応急教育計画の作成に努める。また、災害対策本部長は、必要に応じて応急措置について援助協力を行うものとする。

6 教材・学用品の調達及び配布

- (1) 教科書等については、市指定の販売機関等から所要の数量を速やかに準備し配布する。
- (2) 上記(1)で、なお且つ不足している場合は、必要に応じて他の市町村より使用済み教科書等を譲り受け配布する。
- (3) 学用品等については、市指定業者等から最小限度の必要数量を確保し被災児童・生徒に配布又は臨時授業場所等へ配送する。

7 学用品の給与

(1) 給与対象者

災害により住家が全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、修学上支障のある児童・生徒について市長が必要と認めた者とする。

(2) 給与の方法

給与の対象となる正確な児童・生徒数を把握し、学校長との緊密な連携を図り対象者へ交付する。

(3) 給与する品目の範囲

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給与する。

① 教科書及び教材等

ア 現在において使用している教科書とする。

イ 教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する、教科書以外の次の教材等とする。

- (ア) 別府市立小学校・中学校学校管理規則第12条第1項に基づき届出された、準教科書とする。
- (イ) 別府市立小学校・中学校学校管理規則第13条第1項に基づき届出されているその他の教材等とする。
- ② 文具
- ③ 通学用品
- (4) 給与期間
 - ① 教科書及び教材については、災害発生日から1ヵ月以内に給与できるように措置する。
 - ② 学用品や通学用品については、災害発生日から15日以内に給与できるように措置する。
- (5) 支出費用の限度
 - ① 上記(4)の① …… 教科書及び教材の実費とする。
 - ② 上記(4)の② …… その都度、市長が定める。
- (6) 費用の負担

学用品の給与に要する費用は、災害救助法が適用される場合を除き市の負担とする。

ただし、災害の規模及び程度等により費用の全部又は一部について、給与を受ける児童等の保護者に負担させることができる。
- (7) 帳簿等の整備

学用品の受入及び給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存する。

 - ① 「学用品購入・配分計画表」……(様式30)
 - ② 「学用品給与状況」……(様式31)
 - ③ 「学用品受払簿」……(様式32)

8 学校施設の避難所開設対応

市の小・中学校は、収容避難所として指定されているので災害発生により多くの避難者が発生した場合、次の内容により円滑な避難所開設に努める。

- (1) 在校中に災害が発生した場合においては、児童等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について市災害対策本部と協議する。
- (2) 学校長は、学校管理に必要とする教職員を確保する。
- (3) 学校長は、学校管理を行うために必要な校長室・職員室・放送室・保健室等の施設及び設備の保全に努める。
- (4) 学校施設を避難所として開放するときは、次の順序により行う。
また、学校施設を避難所として使用する場合は、事前に学校長の許可を得る。
 - ① 体育館施設
 - ② 余裕教室
- (5) 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について市と必要な協議を行う。

9 学校給食及び保健衛生の措置

災害発生時における円滑な学校給食の実施及び園児・児童・生徒の健康管理を図るため、次の措置を講じる。

- (1) 学校給食の措置
 - ① 給食施設の被害等により園児・児童・生徒に給食が行えない場合は、県教育委員会及び関係機関と協議のうえ、他の学校の給食施設利用又は「第3章・第10節・食料供給活動の確立」に定める措置等による応急給食を実施する。

- ② 次の場合には、大分県教育委員会と協議のうえ給食を一時中止する。
- ア 大規模災害により被害が広範囲となり甚大な場合にあつて、学校給食施設が災害救助のために使用されたとき。
 - イ 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となったとき。
 - ウ 伝染病その他の危険発生が予測されるとき。
 - エ 給食物資の確保が困難なとき。
 - オ その他、給食の実施が適当でないと判断されたとき。
- (2) 保健衛生の措置
- 園児・児童・生徒の健康管理及び伝染病・食中毒等の集団発生を防止するため、次の措置を講じる。
- ① 校(園)舎内外の清掃及び消毒を実施する。
 - ② 飲料水の取扱いについて、衛生上で必要な監視を行う。
 - ③ 給食調理の従事者に対し、健康診断及び検便の実施のほか、身体衣服の清潔保持に努めさせる。

第25節 電力施設応急対策

大規模災害に伴う九州電力株式会社別府配電事業所の応急対策は、当該会社が作成している「大規模災害時の対応マニュアル」及び「別府市との災害復旧に関する覚書」に基づき実施する。

1 防災体制

大規模災害発生時の九州電力送配電(株)別府配電事業所における防災体制は、次のとおりとする。

- (1) 大規模震災災害が発生したときは、「非常災害対策措置要則」の定めるところにより、情報連絡及び災害予防と復旧等の処置を迅速的確に実施するため、九州電力送配電(株)別府配電事業所内に災害対策部を設置する。
- (2) 九州電力送配電(株)別府配電事業所の災害対策部設置後における、情報連絡の窓口は九州電力(株)別府営業所営業グループとし、道路啓開等、復旧に関する窓口は別府配電事業所配電系統グループとする。

2 災害発生直後の対応

大規模災害発生直後における九州電力送配電(株)別府配電事業所の防災対応は、次の要領で実施する。

- (1) 応急対策人員の確保
 - ① 協力会社等も含めて、応急対策に従事可能な要員を予め調査し、把握しておく。
 - ② 非常災害時における特別組織の構成により動員体制を確立するとともに、連絡要領を明確にしておく。
 - ③ 大規模災害による交通途絶及び対策要員自身の被災により、参集困難となった場合の対応要領について、予め定めておく。
 - ④ 協力会社等及び他の電力会社に対し、応援を求める場合の連絡体制を確立するとともに、応援の受け入れや管理及び指揮体制を確立しておく。
- (2) 非常災害時の体制
非常災害が発生した場合は、規模及びその他の状況により復旧対策を遂行するため、非常災害対策部等の組織を設置し、被害復旧等の応急対策を実施する。
- (3) 応急復旧用資機材の整備及び確保
 - ① 保有資機材を確認し在庫量を把握する。
 - ② 応急復旧用資機材を緊急に手配する。
 - ③ 道路情報を収集し、応急復旧用資機材の運搬方法及びルート等を検討のうえ、輸送手段を確保する。
 - ④ 災害時において、復旧用資機材の用地確保に困難が生じている場合、又は遅延(他人の土地を使用など)すると判断される場合は、市に要請し確保を図る。

3 一般利用者への広報

災害により電力施設に被害が発生した場合は、広報車等により次の内容について一般利用者に広報を行う。

なお、必要に応じて市に広報を要請する。

- (1) 感電事故防止について
- (2) 電力施設の被害について
- (3) 市内の停電状況について
- (4) 電力施設の復旧見込みについて
- (5) その他、必要な事項について

4 復旧目標の設定

送電を可及的速やかに実施する効率的な復旧を確立するために、復旧目標の具体的な設定を行い全社員に周知する。

5 復旧計画の策定

復旧目標及び巡視完了目標に基づき、優先順位を考慮して次のとおり復旧計画を策定する。

- (1) 方面別の停電状況及び被害状況並びに復旧優先順位を考慮した復旧計画を策定する。
- (2) 方面別復旧計画は、復旧目標及び巡視完了目標に基づき、巡視・復旧の計画を地区別回線区間単位に策定する。

6 復旧優先順位

電力の復旧は、次の順序により効果的に実施する。

- (1) 人命に影響を及ぼすおそれのある病院等とする。
- (2) 交通・放送通信関係・ガス・水道・自治体対策本部等の公共機関とする。
- (3) 上記以外の復旧は、高圧線・低圧線・引込線の順とする。

7 災害時における危険予防措置

電力施設の災害時における危険予防措置は、次のとおり実施する。

- (1) 日常における電力需要の実態に応じ、災害時においても原則として送電を継続実施する。
- (2) 送電停止
 - ① 災害による被害状況と火災の拡大等により、九州電力送配電(株)が感電等による二次災害発生のおそれがあると判断した場合は、送電を停止する。
 - ② 県・市及び消防・警察等が送電による二次災害発生のおそれがあると判断した場合は、九州電力送配電(株)へ要請し、送電の停止を含む適切な危険防止措置を講じる。

8 復旧作業計画

- (1) 復旧作業が2日以上にわたる場合は、当日の復旧作業完了後において速やかに翌日の復旧作業計画を作成する。
- (2) 委託業者等とのミーティングは、作業開始前に実施する。

9 復旧工法

- (1) 復旧工法は、全て応急復旧工法を基本とする。
- (2) 復旧作業は、間接活線作業又は停電作業で実施する。
- (3) 供給支障を伴うものでNTT所有柱の場合は、NTTと協議うえ早期復旧に努める。

第26節 水道及び公共下水道施設応急対策

大規模災害に伴う上下水道対策部の応急対策は、時機に応じた適切な活動により、災害時における市民生活の確保に努める。

1 水道施設の応急対策

大規模災害における市民等の飲料水及び生活用水を確保するため、上下水道対策部において、次のとおり水道施設の応急復旧活動を実施する。

(1) 応急対策の初動体制

上下水道対策部における初動体制によるものとするが、大規模災害発生後の体制は、「第3章・第9節・給水活動の確立」に基づく応急給水体制を優先する。

(2) 発災直後の情報収集

発災直後は、迅速に情報収集を実施したものを集約整理し、被害の範囲及び規模の把握に基づき応急復旧対策を確立する。

- ① 災害発生直後は、各水道施設の通電状況を把握し、通電可能であれば朝見浄水場に設置されている遠方監視計器により、停電状態又は未遠方監視施設であれば現地測定等により、浄水場、配水池及びポンプ場等の状況を確認し、浄水量、配水量及び送水量の現況を把握する。
- ② 上下水道対策部は、水道施設の被害状況の集約及び配水池の貯水量から供給可能量の確認を行う。
- ③ 上下水道対策部は、市内各地域の管路破損等に伴う断減水状況について情報収集を行い、把握する。

(3) 広報

- ① 応急復旧を実施する場合に復旧見込みが判明したときは、速やかに対象配水区に対して広報を行う。また、使用上の注意もあわせて広報する。
 - ア 断水していた給水栓を開ける場合の注意として、管内の空気及び濁水等の排除を行ってから使用する。
 - イ 宅地内の給水管から漏水していないかを確認(水道メーターのパイロットを視認)する。
- ② 大規模災害時においては防災活動の業務が煩雑となり、市民に対する情報伝達効率が低下するものと予測されるため、ホームページや SNS 及びテレビ・ラジオの報道機関の協力による情報提供を行う。

(4) 応援要請

- ① 損壊した水道管等の応急復旧工事は、応援協定に基づき別府市管工事協同組合へ応援要請する。
- ② 非常災害により水道施設に被害を受けた場合における住民への生活用水の応急給水のため必要な場合は、応援協定に基づき日本水道協会大分県支部及び大分県薬剤師会へ、水道施設の応急復旧のため必要な場合は、日本水道協会大分県支部へ応援を要請する。
- ③ 市独自の応急給水が困難となった場合において、災害救助法が適用された場合は、県へ応援協力を要請する。

(5) 応急復旧の基本方針

① 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすことから、この復旧活動を最優先し実施する。

② 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害において、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては速やかに復旧活動を実施する。

③ 送水施設・配水池の復旧活動

送水・配水施設の被害は、取水・導水及び浄水施設並びに電気の復旧状態に合わせて復旧活動を実施する。

④ 管路の復旧対策

ア 復旧計画

管路の復旧に当たっては、随時配水系統などの変更等を実施しながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、最も有効な管路から順次実施する。

イ 給水装置の復旧活動

(ア) 公道内の給水装置復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

(イ) 所有者等からの修繕申し込みがあったものについて別府市管工事協同組合、又は別府市上下水道局指定給水装置工事事業者を紹介する。

(ウ) 医療施設及び人工透析治療施設等の緊急度が高い施設を優先して対応を行う。

(エ) 本市水道の貯水池、配水池及び送配水管の破損や停電その他の事故により、断水等が発生した場合は、迅速な復旧活動(仮設復旧を含む)により被害の拡大を防止し、円滑な配水を図る。

(6) 応急復旧の目標

阪神・淡路大震災においては、応急復旧に6週間を要しているが、本市で同規模の地震が発生した場合においては、4週間で復旧完了(仮設復旧を含む)を目標として対策を講じる。

2 公共下水道施設の復旧対策

大規模災害により公共下水道施設に損壊が生じた場合は、上下水道対策部において迅速に応急復旧活動を実施し、市民の生活環境維持に努める。

(1) 応急対策の初動体制

上下水道対策部における初動体制によるものとするが、初動の体制は、損壊した公共下水道施設等に対する、初動の応急対策実施体制をとる。

(2) 初動期の実施事項

初動期の復旧活動を円滑に実施するため、次の実施事項を迅速に把握する。

- ① 住民への対応
- ② 被害状況の把握
- ③ その他、関連機関との情報交換等

(3) 復旧活動に要する情報収集

① 公共下水道施設の情報収集

災害発生時における公共下水道施設について、次の被害状況に関する情報収集を実施する。

ア 処理場施設の被害状況

イ 管渠施設の被害状況

ウ 排水設備の被害状況

② 関連施設からの情報収集

災害の状況においては、他のライフライン及び構造物の状況や道路等の状況判断が、公共下水道施設の状況を推測する有効な手段となるため、次の災害状況も併せて情報収集する。

ア 河川施設の被害状況

イ 水道施設の被害状況

ウ ガス施設の被害状況

エ 道路被害状況及び交通情報

オ 電気通信障害に関する情報

カ 関連業者の稼動状況

(4) 公共下水道施設の応急対策

① 災害復旧資機材の整備

災害発生時に必要とされる全ての資機材を整備することは、経済的及びスペース的に非効率であるため、現在、上下水道対策部で保有している資機材等で不足する場合は、近隣市町及び業者等から調達する。

② 公共下水道施設の被害調査

処理場及び主要幹線管渠等の重要性が高い施設から調査を行い、市独自で対応できないと判断される場合は、近隣市町及び施工業者等の支援を要請し、緊急に施設調査を実施する。

③ 応急復旧の基本方針

公共下水道は、市民生活に直結した必要不可欠なものであるため、応急復旧については、緊急性・重要性の高いものから順次実施する。

また、復旧活動を実施する場合は、二次災害が発生しないよう十分に留意する。

④ 応急復旧方法

ア 処理場・ポンプ場

運転が停止した場合は、施設機器の被害状況調査を実施し、早期に処理能力が回復するよう努める。

イ 管渠

流水能力の確保及び道路の陥没や雨水による浸水など、二次災害発生防止を最優先とし、危険箇所の早期把握と緊急度の評価を行い、施工業者等の手配と割振りをし、現場作業を実施する。

ウ 排水設備

市民からの修理相談に対する受付窓口を設置し、修理の対応可能な施工業者を紹介する。

(5) 関連機関への応援要請

大規模災害の発生により、市独自の体制では万全な応急対策が不可能と判断された場合は、県及び関連機関等への応援要請を行い、復旧に要する機材及び要員の協力を得る。

第27節 瓦斯施設応急対策

大規模災害に伴う大分瓦斯株式会社の応急対策は、当該会社が作成している「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」によるものとする。

1 防災体制

- (1) 大規模災害が発生したときは、当該会社の総務部に災害対策本部を設置する。
- (2) 大分瓦斯株式会社の災害対策本部設置後における、情報連絡の窓口は総務部とする。
 - ① 代表電話・・・24-2111
 - ② ファックス番号・・・26-1408

2 需要家への広報

災害により瓦斯施設に被害が発生し、ガス供給に支障をきたす場合は、報道機関に協力要請し新聞・ラジオ・テレビによる広報を実施するとともに、広報車等によりその旨を需要者に広報する。

3 漏洩ガス対策

漏洩ガスが発生した場合は、次により応急対策を実施する。

- (1) 導管のガス漏れの有無について、ガス漏洩検知器及び臭気により確認し、二次災害の防止を図る。
- (2) 修理作業要員を補強し、導管の漏洩箇所は補修用テープ等による応急措置を施し、速やかに本修理を実施する。
- (3) 漏洩規模が広範囲に及ぶときは、本支管バルブの閉止又は導管を切断することにより当該地区を遮断するとともに、応急修理班を編成して復旧にあたる。
なお、ガスを遮断する場合は、必ず、使用者に通知又は広報を行う。
- (4) 導管の折損等により、ガスの漏洩が多量で引火爆発の危険性が大きい場合は、次の措置を講じる。
 - ① 迅速的確に付近住民へ火気の取扱い厳禁を広報する。
 - ② ガス漏洩状況の判断により、速やかに消防機関へ通報し火災警戒区域の設定を要請する。
- (5) 折損等の導管を応急修理後においても、漏洩ガスによる災害発生防止のため、巡回パトロールを実施する。
特に、橋梁・河川の架管部を重点的に実施する。

4 復旧対策

大分瓦斯株式会社は、大規模災害で被災した需要家及び供給配管等について、迅速・効率的な災害復旧を実施し、早期の市民生活安定と安全確保を図る。

- (1) 復旧計画
大分瓦斯株式会社において災害復旧計画を策定する場合は、人命に関わる箇所及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況及び各施設の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案し、供給上で復旧効果の高いものから順次を実施する。
- (2) 復旧要員の確保
社員及び協力会社等の社員を対象とする要員確保で復旧活動を実施するものとするが、大分瓦斯株式会社の単独で復旧を図ることが困難である場合は、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他の事業者から協力を得る。
- (3) 他機関との協力体制

災害復旧を促進するため、次の機関等との協力体制のもとに緊密な連携を図り、災害対策を推進する。

- ① 地域防災機関
- ② 防災機関
- ③ 道路管理者
- ④ 交通管理者
- ⑤ 埋設物管理者
- ⑥ 地域自主防災会等

5 復旧優先順位

- (1) 病院
- (2) 学校及びり災者収容施設
- (3) 旅館ホテル等の宿泊施設
- (4) 一般需要家
- (5) 工業用及び営業用

6 供給停止した後の措置

供給再開にあたっては、本支管・供給管・内管のエアージェットを完全に実施し、需要家のガス設備が安全に使用できる状態であることを確認後、元栓を開ける。

第28節 電話通信施設応急対策

大規模災害の発生に伴う NTT 西日本・大分支店の応急対策は、当該会社制定の「西日本電信電話株式会社災害対策規定」及び「西日本電信電話株式会社大分支店災害対策実施細則」に基づき、次のとおり実施する。

1 防災体制

- (1) 大規模災害が発生したときは、「災害対策実施細則」の定めるところにより、NTT 西日本・大分支店に、「現地災害対策本部」を設置する。
- (2) 災害対策本部設置後における、公的機関との情報連絡の窓口は、総務部とする。
 - ① 電話番号……097-537-6900
 - ② ファックス番号…097-538-0175

2 一般利用者への広報

災害により通信設備に被害が発生した場合は、報道機関に協力を要請し新聞・ラジオ・テレビ等による広報を実施するとともに、広報車等を活用し次の内容を一般利用者に周知する。

- (1) 通信の疎通状況及び利用制限などの措置状況並びに代替となる通信手段の案内
- (2) 電報の受付及び配達状況
- (3) 利用者に対し協力を要請する事項
- (4) NTTにおける業務実施状況の案内
- (5) 復旧見込みなど、その他必要とする事項

3 復旧計画の策定

重要通信の確保及び疎通の最大限確保を図るとともに、重要回線の復旧と非常・緊急通話の確保を優先した計画を策定する。

4 広報

- (1) 大規模災害が発生した場合、次に掲げる事態については、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
 - ① 通信が途絶したとき。
 - ② 一般通話の利用制限を行ったとき。
 - ③ 行政機関や公共機関などの重要な回線が被災したとき。
 - ④ 災害用伝言ダイヤルの提供や公衆電話の利用開放、無料化を行ったとき。
 - ⑤ 特設公衆電話の設置場所を周知するとき。
 - ⑥ 臨時電報サービスの開始を周知するとき。
 - ⑦ 復旧見込みなど、その他必要とするとき。
- (2) 広報については、報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ放送、及び新聞掲載等による広範囲にわたっての広報活動のほか、広報車による巡回広報及びインターネット等により、地域住民に対し積極的に広報する。
- (3) NTT 西日本・大分支店は、必要な情報を市の災害対策機関へ連絡する。

5 電話通信の確保

大規模災害により、電話線等の通信施設に被害が発生した場合や、被災するおそれがある場合は、NTT 西日本・大分支店により、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

- (1) 通信混乱防止
重要通信の疎通途絶を防止するため、一般からの通信を規制し、110 番や 119・

118番と災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2) 設備の被害状況把握と防護措置

設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材及び要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

(3) 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じる。

- ① 自動発電装置及び移動電源車等による通信用電源の確保
- ② 衛星通信及び各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ③ 電話回線網に対する交換装置及び伝送路切り替え装置等の実施
- ④ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路及び臨時回線の作成
- ⑤ 非常用移動電話装置の運用
- ⑥ 臨時・特設公衆電話の設置

市指定一時避難所及び収容避難所等を対象とし、BOX公衆電話の設置状況・疎通状況及び避難者数等を勘案し、市災害対策本部と協議調整のうえ、車載無線及び可搬無線等により特設公衆電話を設置する。

⑦ 停電時における公衆電話の無料化

6 災害用伝言ダイヤル171及び災害用ブロードバンド伝言板web171の活用

NTT西日本・大分支店は、被災地の通信が輻輳し被災地内の安否確認が困難となった状況下の場合には、「災害用伝言ダイヤル」及び「災害用ブロードバンド伝言板web171」の活用により安否確認ができるよう努める。

(1) 提供の開始

被災地へ安否確認を行う通話等が増加することにより、被災地への通話が繋がりにくい状況(輻輳)となった場合に開始する。

(2) 利用方法

① 災害用伝言ダイヤル171

被災地において、本人及び家族等の安否を「災害用伝言ダイヤルセンター」へ登録し、他所から被災者の家族等関係者が、その内容を聴取して安否等を確認する。

② 災害用ブロードバンド伝言板web171

インターネット上で文字・音声・画像情報でご家族の安否情報が登録・確認できる「災害用ブロードバンド伝言板web171」で安否等を確認する。

(3) 提供時の通知方法

- ① テレビ及びラジオ等を通じて利用方法や伝言登録エリア等を知らせる。
- ② 電話がかかりにくくなっている場合は、「輻輳メッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用ブロードバンド伝言板web171」の利用促進について案内を流す。
- ③ 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
- ④ 防災行政無線等による利用方法の通知を要請する。

7 復旧優先順位

「災害対策基本法」等に定められた指定行政機関等を優先する。

(1) 第一順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助関係機関(県、市町村、病院、学校等)、警察機関、防衛機関、輸送・通信・電力の確保に直接関係のある機関とする。

(2) 第二順位

ガス・水道の供給確保に直接関係のある機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞

- 社、通信社、放送事業者及び第一順位以外の国又は地方公共団体等とする。
- (3) 第三順位
第一順位及び第二順位に該当しない機関等とする。

第29節 二次災害防止対策

大規模災害の発生後において、降雨及び通電等の要因により火災・水害・土砂災害(土石流等)・建築物等の埋没又は倒壊等の二次災害の発生を防止し、市民及び観光客等の生命・財産への被害を最小限に止めるため、次の措置を講じる。

1 火災の二次災害の防止活動

過去の災害事例では、火災発生の二次災害により被害が甚大となっていることから、次の措置を講じ災害防止活動に努める。

(1) ライフラインの災害復旧

① 電気設備の災害復旧

災害復旧に伴い電気の送電を再開する場合は、九州電力送配電株式会社と消防対策部において、二次災害発生の危険性について協議調整を図り、火災発生防止に努める。

② 瓦斯施設の災害復旧

災害復旧に伴い瓦斯供給を再開する場合は、大分瓦斯株式会社と消防対策部において、瓦斯供給導管及び各家庭等の瓦斯器具の安全点検を行うとともに、二次災害発生の危険性について協議調整を図り、火災発生防止に努める。

③ LPG 設備の災害復旧

消防対策部は、別府市危険物安全協会と二次災害発生の危険性について協議調整を図り、次の防止活動に努める。

ア LPG の消費家庭及び施設等の LPG 設備について、点検パトロールを実施し、安全の確立に努める。

イ 点検パトロールの結果において、危険性のある LPG 設備の交換指導及び LPG ボンベの除去作業を実施する。

(2) 木造密集地の火災予防活動

① 消防対策部は、延焼拡大危険度の高い木造建物密集地及び消防活動困難地域のパトロールを実施し、火災予防の徹底に努める。

② 木造密集地及び消防活動困難地域を重点に、消防水利調査を実施し、火災発生時において迅速・確実に消防活動が行えるよう努める。

③ 消防対策部によるパトロールの実施結果により、火災発生に伴う人命危険が大きいと判断された場合は、退去の指示等を行い二次災害の発生防止に努める。

2 風水害による二次災害の防止活動

災害発生後における風水害による、二次災害の防止活動を次のとおり実施する。

(1) 「第4章・第1節2・各施設等の風水害予防」及び「第4章・第1節3・宅地及び建築物の風水害予防」に準じて、二次災害の防止活動を実施する。

(2) 重要水防区域及び水防区域を重点に点検・パトロールを実施し、風水害の発生に伴う人命危険が大きいと判断された場合は、退去の指示等を行い二次災害の発生防止に努める。

3 土砂災害等の二次災害防止活動

災害発生後における土砂災害等による、二次災害の防止活動を次のとおり実施する。

(1) 役割分担

市災害対策本部等は、次の役割分担を遂行し、土砂災害等の二次災害防止を図る。

① 本部長

避難指示等の発令

- ② 総括班
避難指示等の、市民及び関係機関への伝達に関すること。
 - ③ 市民福祉対策部
土砂災害等危険箇所における調査応援に関すること。
 - ④ 建設対策部・観光・産業対策部
 - ア 土砂災害等危険箇所の巡視・調査に関すること。
 - イ 土砂災害等危険箇所の応急復旧に関すること。
 - ⑤ 消防対策部
 - ア 土砂災害等危険箇所の巡視に関すること。
 - イ 避難指示等の市民への伝達に関すること。
 - ⑥ 別府土木事務所・東部振興局
 - ア 土砂災害等危険箇所の措置に関すること。
 - イ 土砂災害等危険箇所の応急復旧に関すること。
 - ⑦ 消防団・自主防災会
避難指示等の市民への伝達に関すること。
 - ⑧ 建設業者等
 - ア 土砂災害等危険箇所の調査協力に関すること。
 - イ 土砂災害等危険箇所の重機等による応急復旧協力に関すること。
- (2) 別府土木事務所及び東部振興局と協力し、土砂災害の危険箇所として指定されている次の区域等を重点に点検・パトロールを実施し、二次災害の防止活動を実施する。
- ① 急傾斜地崩壊危険箇所及び急傾斜地崩壊危険区域
 - ② 地すべり危険箇所及び地すべり防止区域
 - ③ 土石流危険渓流及びこれに準ずる渓流
 - ④ 山地災害危険地区
 - ⑤ 保安林及び保安施設地区
 - ⑥ その他、二次災害の危険性があると判断される箇所
- (3) 土石流の二次災害防止活動
- ① 火山活動に伴う溶岩・噴石・降灰等の火砕物が堆積後において、大雨による土石流が二次災害として発生した場合は、大規模災害に進展すると予測されるため、市災害対策本部は、人命保護を最優先し迅速・的確な避難誘導活動により、二次災害の被害軽減を図る。
 - ② 「第4章・第5節・土石流災害対策」に準じて、二次災害の防止活動を実施する。

4 建築物・構造物等の倒壊等による二次災害の防止活動

建設対策部は、次の二次災害防止活動及び住宅の応急危険度判定の活動を実施する。

災害発生後における建築物・構造物の倒壊等による二次災害の防止活動を、次のとおり実施する。

(1) 役割分担

市災害対策本部等は、次の役割分担を遂行し、建築物及び構造物の倒壊等による二次災害防止を図る。

- ① 市長公室対策部
建築物応急危険度判定調査についての広報に関すること。
- ② 建設対策部
 - ア 被災建築物応急危険度判定調査について、必要性の判断に関すること。
 - イ 被災建築物応急危険度判定調査の実施に関すること。

ウ 倒壊危険度のある建築物等が発見された場合における、二次災害発生防止の迅速な対応に関すること。

- ③ ボランティア(建築士会等)
被災建築部応急危険度判定調査の協力に関すること。

(2) 市有施設の応急対策

建設対策部は、各対策部の要請を受け、市有施設の点検を行い、危険性が認められる場合において必要な応急措置を実施する。

また、人命危険がある場合は所管課に施設内の在館者等に対する避難及び立入禁止措置をとることを指導(指示)し、二次災害の発生防止に努める。

(3) 市道及び橋梁等構造物の応急対策

建設対策部は、市道や橋梁及びトンネル等構造物の点検を行い、危険性が認められる場合においては必要な応急措置を実施するとともに、通行止め等の対応により二次災害の発生防止に努める。

(4) 被災建築物及び宅地の応急危険度判定

- ① 建設対策部は、建築士会の協力を得て被災した建築物の応急危険度判定を行う。
② 建設対策部は、被災した宅地の応急危険度判定等を行う。
③ 被害が甚大であり応急危険判定等の処理が困難であると市長が認めた場合は、県知事に対して協力要請等の措置を講ずる。

5 危険物等及び有害物質による二次災害防止活動

危険物等及び有害物質による二次災害の発生防止を図るため、次のとおり努める。

(1) 消防対策部は、次に掲げる施設等に対し被害状況の調査確認を実施し、応急措置及び二次災害の発生防止に関する指導を行う。

- ① 危険物施設
② 火薬保管施設
③ 瓦斯施設
④ 毒劇物施設
⑤ 放射性物質施設
⑥ その他、二次災害の危険性があると判断される施設等

(2) 消防対策部は、別府市危険物安全協会との連携協調を図り、危険物取扱所・施設及び都市ガス・LPGによる二次災害の発生防止に努める。

6 防災活動要員の二次災害防止

大規模災害の終息時において引き続き防災活動を実施する要員は、人的被害に遭遇する危険性が大きいため、次の事項に留意し二次災害の防止を図る。

(1) 災害現場の調査

災害現場において防災活動を実施する前には、被害発生の実状と今後の災害発生予想を的確に把握し、防災活動要員の安全を確保することにより二次災害の発生防止を図る。

(2) 防災関係機関の連携

消防機関・警察機関及び自衛隊等の防災関係機関は、防災活動実施位置と防災活動体制及び活動状況等を相互に確認し、連携した有効な防災活動の実施により二次災害の発生防止を図る。

(3) 災害現場の情報収集

防災活動実施機関の指揮監督者は、常に、状況変化等の正確な情報収集により防災活動要員の安全を保持するよう留意し、二次災害の発生防止に努める。

(4) 正確な指揮命令

災害現場における防災活動要員について、周囲の危険度状況及び身体の異常の有無に留意し、安全性を確認のうえ適切な指揮を行い、二次災害の発生を防止する。

第30節 災害救助法の適用

大規模災害において、国が地方公共団体・日本赤十字社・その他の団体及び国民の協力により、応急的に必要な救助を行い、災害により被災した者の保護と社会秩序の保全を図る。

1 救助の実施機関

災害救助法の適用により国の責任において行われるものであるが、その実施については全面的に県知事へ委任している。

しかしながら、救助の実施については特に迅速性を必要とするため、県においては、次の内容を市町村長へ委任するものとする。(市町村長に対する事務委任規則)

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金の貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 適用基準

- (1) 市町村を単位とする。
- (2) 原則として、同一の原因による災害であること。
- (3) 被害が次の何れかに該当するものであること。
 - ① 「災害救助法施行令第1条第1項第1号」に適用の場合
当該市町村内の人口に応じ、「災害救助法施行令・別表第1」に定める数以上の世帯の住家が滅失したものであること。

災害救助法施行令・別表第1

市町村区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

② 「災害救助法施行令第1条第1項第2号」に適用の場合

当該都道府県区域内の人口に応じ、「災害救助法施行令・別表第2」に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合で、当該市町村区域内の人口に応じ、「災害救助法施行令・別表第3」に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合とする。

災害救助法施行令・別表第2

都道府県区域内の人口		住家滅失世帯数
	1,000,000人未満	1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000世帯
3,000,000人以上		2,500世帯

災害救助法施行令・別表第3

市町村区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

③ 「災害救助法施行令第1条第1項第3号の前段」が適用の場合

当該都道府県区域内の人口に応じ、「災害救助法施行令・別表第4」に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合とする。

災害救助法施行令・別表第4

都道府県区域内の人口		住家滅失世帯数
	1,000,000人未満	5,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000世帯
3,000,000人以上		12,000世帯

④ 「災害救助法施行令第1条第1項第3号の後段」が適用の場合

当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な実情がある場合で、且つ、多数の世帯の住家が滅失したものとする。

⑤ 「災害救助法施行令第1条第1項第4号」に適用の場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこととす

る。

3 住家の被害程度

住家の被害程度は、全焼・全壊・流失等により住家を滅失した世帯を標準として、住家が半壊又は半焼するなど著しく損傷した世帯は、2世帯をもって一つの滅失した世帯とみなし、住家の床上浸水及び土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって一つの滅失した世帯とみなすものとする。

(1) 全壊・全流出

- ① 建物の全部が倒壊又は流出して原形を止めないものとする。
- ② 建物の垂直材が全部又は一部において水平状態となり、且つ、屋根又はその一部が地上に落ちたものとする。
- ③ 建物の傾斜が著しく、柱・梁材及び小屋組等の軸組部材が折損し、又はその仕口・継手が外れたもので傾斜直し及び歪み直し又は補強程度では復旧できないものとする。
- ④ 屋根が吹き飛ばされ又は土壁若しくは壁材料の大半が剥落し又は再使用できず、且つ、建物の傾斜が著しく復旧が困難であるものとする。

(2) 全焼

- ① 主要構造部の殆ど全部が焼失したものとする。
- ② 屋根及び小屋組が焼け落ち、他の主要構造部も相当部分において損傷したものとする。
- ③ 屋根及び小屋組が落ちないで残っているが、小屋組部材の殆ど全部及びその他の軸組の一部取り替えを必要とするものとする。

4 被害等の認定基準

被害程度の認定は、災害救助法適用判断の基準資料となるのみならず、救助の実施に当たり、その種類と程度及び期間の設定について重大な影響を及ぼすため適正に行うものとする。

(1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいうものとする。

このため、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯とする。(寄宿舍・下宿等は合わせて1世帯)

(3) 全壊(流出、全焼を含む)

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

(4) 大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

(5) 中規模半壊

居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

(6) 半壊(半焼)

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

(7) 準半壊

住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

(8) 準半壊に至らない(一部損壊)

住家の損壊程度が準半壊に達しない程度のものとする。

(9) 床上浸水

浸水が住家の床上以上に達した程度のもので、又は土砂や竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態になったものとする。

(10) 床下浸水

浸水が住家の床上以上に達しない程度のものとする。

(11) 非住家

住家以外の全ての建物とする。

(12) 棟「むね」

一つの独立した建築物をいうものとする。

ただし、渡り廊下の類で2以上の棟に接続しているものは、その部分を折半して各々の棟と同一棟とする。

(13) 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。

(14) 行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、且つ死亡の疑いのあるものとする。

(15) 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要があるものとする。

(16) 重傷

1ヵ月以上の治療を要する見込みのものとする。

(17) 軽傷

1ヵ月未満で治療ができる見込みのものとする

